

増補盛岡砂子 卷一

星川正甫 著

盛岡大概

盛岡は、岩手郡の中南邊也。岩手郡の事は、或は岩井郡と古き書に有とも誤りなるよし、舊蹟遺聞に辨せり。且は古くより岩手の森、岩手の山、岩手の里、岩手の關、杯多く古歌に詠來れり。唯東鑑に多く岩井と書たるは、傳寫の誤り也。江刺恒久云「岩手の森は大更村に有、岩手の里は此盛岡の邊を云、關は三割村關口是也」とぞ。松峰山三ツ石の記に云、原文今和文に翻す俗傳に云、昔羅刹鬼しばく來りて民を惱す、民怖るゝ事久し。此に於て民是を三石の神に祈る、神明是か爲に鬼を縛れり。鬼泣て頓首して曰、以來は誓て來るまし、ゆるし給はれと詫ければ、神明さらば誓をなせとて、此三石に押

手形をなさしむ。其手形今猶石上に現然たりと云。此石に手形有、故に岩手と郡に名付しとそ。又中嶋高寛先生の云、沼宮内細越山の手前鹿角往來の東に岩出山又岩出の森と云小山有。山の姿上平かにして中央より大成岩突出たる山也、岩手の山是也と里人云傳ふとそ、是は出と手と同訓なれば附會の説と云へし。すへて此郡の名の事大和物語東鑑延喜式和名抄等を引て舊蹟遺聞に論盡せば、是に譲りて異聞を記すのみ。此盛岡は舊此郡の内小中野村也、或は古中野とも書と舊記に見えたり。御當家秘書に云、北上川と中津川の間の小池の中野と云心にて小中野と云とそ。愚考に、今東に東中野村有り、北上川向に向中野村有りて其間なれば、小中野と字名せしなるへし。後は大概に仁王村に屬せり。東鑑に云、文治五年九月十二日二位著御件館今日工藤小次郎行光獻盃酒、宛飯於當郡依拜領と有て、則此郡は工藤行光の所領なり。盲人茶話に云、此岩手郡は文治五年より伊豆の工藤庄司景光の子工藤小次郎行光、祐經の弟
從祖昆也右幕下奥州征伐の日戰勞に因て泰衡か關國の内此郡を賜り子に傳へ孫に及ぼして、幾ばくの年曆を経て、此郡の太守と仰かれし也、大系圖を考に、行光の次郎中務丞長光は、奥南舊史錄にも行光の岩手郡を領せし故に、其家は衰微しても其子孫は

多く、南部家に仕ふるよしを記せり。御當家秘書の畧に云、「工藤氏代々厨川の館に住す、其後十一代、信長公の時に遂に、公に服屬す、其頃公の四天王の中、福士伊勢入道此郡の押として、不來方の慶善館に置れ、地士皆三戸に伺公すと也。其後、應仁の亂出來りて三戸の命に依て、福士以下の岩手衆引籠りて此郡を堅固にす。夫より漸々地士已れ、くが要害に據て獨立の者有、又三戸よりも遠隔の地形なれば、遂に此地他人の有となる。夫より久しく年を経て、信直公御代に至て地士皆公の威武に感して再び、公國に屬しければ、頓て福士伊勢を郡代として此郡を保守せしむと也。又系胤譜考一條系に、「武田右馬亮元義晴政公の時、不來方城代を勤む」と有れとも、此一條系信し難き事多し可疑。愚按に、盛岡は元此地名にあらず、御城の名也。御當家秘書に云、元龜元年御城築初の時、御歙立御祝儀にて御酒盛あり、此時、利直公仰出されしは、此城不來方と云は心悪しき文字也、森ヶ岡と號へしと。其後、何の頃よりかケの字を除きて、森岡と唱ふと也。然るに、今永福寺の後の方に小高き岡有、是を往古より盛岡と云、故に永福寺此地に據て山號とせしか、元祿四年、重信公の御連歌有しより、森の字を盛の字に改らる、其御筆今永福寺に寶藏せりとなん。其寫に云、陸奥岩

手郡寶珠盛岡山と云寺有、其住持なる僧の歌の下の句、ひとつもて來り上をつけよと望ける其句の中に、寺の名こもりて見ゆ。是彼もたしければ、筑波の僧正にあらまし尋ね、僧の望みにまかせよとの事にていひつゝける。其下の句は「寶の珠の盛る岡山」といふに、從四位下源重信「幾春も花の恵みの露やこれ」といともめてたき御筆にて記し給ひぬ、是より盛岡と改め玉ひしとそ。國統年譜云「以森字爲盛疑必有寶曆後、寶曆以前、武鑑四部皆書曰森岡愚考に、此頃迄の武鑑甚た誤謬多し。予元祿五年の武鑑を所藏せり、是には羽州森岡と有其粗漏如此し、信據しかたし。抑 利直公此 都し給ひしより、其盛岡の名に應して、府内の繁榮月々に益り日々に増りて、今は仁王村・上田村・三割村・山岸村・淺岸村・志家村・加賀野村・新庄村・東中野村・仙北町村・向中野村・下厨川村等、都て拾二村に涉りて、一都會となれり、嗚呼盛なる哉。

盛岡丁割初御當家秘書に云、或時 利直公諸奉行を召して曰、盛岡町割一の字、歟五の字、歟其宜しきを云へしと、滿座其故を知らず。唯北松齋對て曰、五の字可然と申上ければ、公欣然として、予も又然り、外面には如何思ふそと問せ給へとも、皆々其一の字五の字故不存旨申上る。公、松齋に其故を、面々へ解示せよと有ければ、松齋か曰、

謹て愚按仕候尊慮に當るや否哉、其大理を申へし。先一は一重にして長く、五は井田の丸く少さく、四方に道の便利あり。又丁割の見透を止め、通用自由の形也、是より南の國々は諸將參勤交代往還の旅行の便有を以て、驛宿は申に及はず、城下ノとも只丁町を一重二重にして、先後之長きを繁昌とす。他國通用の旅人商買を利とする故也、左様の地に五の字を用ゆるは通り、丁は榮え陰町は衰えへし、是自然の理也。當所は諸國旅人往來なく、袋の如くにして、地賣地商を本とす。此故に城を二重三重、先後左右に圍み町に侍丁、侍丁に町家を續け、只少く厚きに益候。又長き町には、ひつみを附て見透を忌の理、則五の字に叶ふ、臣諸國を見るに皆其心也。敢て一國の内にも、本城と端城とに、又其心得候、其外の事は、公へ尋奉るへしといふ、滿座一同に感心せしとそ。此事沖彌一右衛門申上にも有りて、一の字をしの字に作れり。其條下に云、丁割極りて先京町・田町・六日町の三町、此立丁初り、其後追々成就也。何れの町にも行貫の所なく、皆かさし、部屋敷、或は土居有之候。諸士屋舖廣く候得は、末々子孫の者家を、建續費の物入候。夫より花(華)美の物好出來也、狹き程可然とて、大方表口十三間に、限り裏行貳拾五間に極めなされしとそ。

諸士屋敷は元和三年割始むといふ、其頃迄は諸士の屋舗市町に雜處し、又寺院山伏なども交り有しと也。寛永圖には、都て諸士丁に丁名見へされは、此時は丁名號けられさりしにや。其後、貞享年中八戸彌六郎より、貳人扶持迄の諸士六百四拾九人、外に御料理方御馬方御勘定方等六拾貳人の屋敷定を命給ふ。諸士の外陪臣者は、別に下小路に置かれしよし、舊記に見えたり。愚考に、今下小路を加えて、諸士屋敷僅に七百軒に足らず、且御料理方已下の別屋敷と云者もあらず、今考に由なし。而も今盛岡諸士貳千人に近し三ヶ二の不足なり、國統年譜に云、文化十三年三月廿六日諸士丁名御改被成と有。

盛岡二十三町と云は外曲輪内外の市町幕府御届有し、町のみをいふ。所謂仙北町、川原町、石町、馬町、六日町、十三日町、新町今の吳服町の事也、八幡町、肴町、葺手町、紺屋町、鍛冶町、紙丁、本町、八日町、大工町、油町、寺町、四ッ家町、三戸町、長町、材木町、久慈町是也。郷村録には、鈍屋町有りて四ッ家町なし。國統年譜に云、文化九年十月六日御城下町に何丁と唱候様被仰出細註に云、馬町、十三日町之外、惣て町を丁と唱、新町は吳服丁、寺町は花屋丁、久慈町は茅丁、長町は長イ丁、但町名不替分畧之。外仙北丁之内、新小路は青物丁、鈍屋町

を鈍屋丁、石丁の内、新丁を新穀丁、山岸町を山岸丁と唱、ふ此四丁已來諸町並御町奉行支配に被仰出、又一書に云、かく町を丁と改められし事は、御國限の事にして公けの事にあらず。此中吳服丁、花屋丁、茅町は丁名改られしよし、文化十年二月二十四日御届濟也」と有。古老の話に、市町の制は家壹軒、表口七間、裏行貳拾壹間或は貳の拾間と云の定目也。後世漸々に貧富に依て、或は合併し、或は割分して不齊也と。寛永圖にも、表七間裏貳拾間程と覺えたり。

市日は古集記に云、延寶九年八月二十一日新市日を命せらる、其町には寺町、肴町、馬町、鍛冶町也。此町の外他町にて節松を賣拂ふ事を禁せらる。其後六日町、三戸町、中町、紺屋町、石町、十三日町、本町、四ッ家町、八幡丁等の市日を命せられし也」と有。昔しは市日には、四方の人民群集して賑々しかりしか、寛政七年庶民の愁訴の騒きより、自然に廢せしと古老の物語也。

府内の小橋は、昔し皆板橋也しか、寛保二年參政大向氏の建白にて石橋に成しとぞ。北上川は、府の西より御城の下に至り、匝りて東南に横流す、水源は沼宮内御堂村より出て、仙臺領石卷湊に到て海に入、大小の數百川落入て、封内最一の大川也。府下の

山より出御當家秘書に昔しは此川を成瀬川と云しとそ。

流は延寶三年新川通りてより水害なし猶新築地の所に詳也。

中津川は、府下の東北より城腰を環りて西の方北上川に入、水源は當郡加賀野村鍋倉

内丸大概

御城を初とし、追手先御門、中の橋御門、日影御門内を云。

御城

平山城

盛岡城といふ、古は迂志方城と云、天喜五年(安倍)阿部頼時滅亡して後清將軍真人武則か舅

又從弟とも云、迂志方太郎頼貞初て此地を築て居城とす、依て迂志方城と云。多田五代記に、

迂志方太郎眞頼乃居城と有已上舊記書名を失す愚按に頼貞を貞頼に轉倒し又貞の字を眞の

字に誤りしものならん。東鑑には下須方太郎伊達泰衡の家從と有、後には不來方城

と云。又三石紀原漢文今和文に翻す云昔羅刹鬼此邑にしはく來りて民をなやます、三石の

神此鬼を傳りて罪を責給ふ、夫より此鬼來らざりしかは號て不來方といふとそ、猶悉

しくは東顯寺の條に有。或書に云、不來方城は工藤小次郎の一族の居城にして、正慶

の頃不來方小次郎と云者居城成りしを十一代 信長公是を攻給ふに依て終に小次

郎出奔す、依て公弟糠部彦五郎仲行君を以て城主とすと有。又或書の糠部系圖には、

彦五郎を四郎に作る、後兵庫介に記す、仲行岩手郡の目代と成。曆應元年其舅安東國

太郎の勸に依て將軍尊氏に屬し、軍功を以て兵庫介に任す、子孫其傳を失ふと有、是

御當家の持城と成し濫觴也。其後遙年曆を経て天正の頃不來方淡路と云、人の居城

也。系胤譜考鵜飼系に云、福士淡路政秀代々岩手郡不來方城に居、其子孫伊勢秀治文

錄三年信直公 世子利直公不來方え新に御城築に依て、同郡鵜飼村に百五拾石を賜

ふて同村に移さる、是より鵜飼氏に改む。御當家秘書に云、天正十九年九戸逆徒没落

して諸將歸陣の時、利直公是を送り給ふて九月十日此郷に着給ふ。此時諸將此地を

見て城地の法に協ひしとて悉く賞贊せられしか、就中蒲生氏郷 公に仰せられしは

福岡城九戸城の事也、信直公九戸御誅罰有し後、此九は遠境にして和賀稗貫の境目も

福岡城戸城を改めて福岡城と號け、御在城なりいか、也。此小中野に新に築給へとありしかは、利直公にもいかにもと喜びて御

築被成度よし、信直公へ御願候て即御許容有けれとも、此時天下初て靜謐しぬれば、

公儀を憚せ給ひて其事暫らく止め。續て朝鮮の役始りて、信直公肥前名古屋に御

出陣なれば、猶御遠慮にて打捨ておかれけるか、秀吉公より御認の命有て文錄元年秋

初て 利直公御繩張にて經始し給ふ。然に慶長三年秀吉公薨去に依て御普請止、又引續同四年 信直公御卒去に依て暫らく福岡城に御歸城也、慶長八年の頃より、猶亦御普請有て石垣堀等成就せしかは、福岡より遷り給ふ。一書に云元和三年遷給ふと、同五年御遷り也と。又奥南盛風記には、元和五年新に遷り給ふて、諸士一統此時引移し給ふ。又郷村録には、天正の末利直公初て築是時不成、後元和三年再修造之。同五年雖未修造極爲居城云已上然るに其頃中津川度々の洪水にて、橋落て御城へ水押入いづれか是なるか詳ならずて堤防の費莫大成しかは、再元和五年三戸城へ御引移有りて、此御城は御城番として小笠原美濃野田内匠の兩人をおかれし也。三戸は御心に叶はず將軍家へ申て高水寺城今の志和郡山を寛永三年に御再興有て是へ御引移也、夫より漸此御城御普請有て、重直公御代に至四拾貳年の功を経て、寛永十年盛岡城全く築成就し、此年五月八日公御入都直に此御城え御入也。盛風記には、寛永十三年是よりして萬代不易目出度御在城と成し也。愚按に、是より福岡三戸郡山等へ御引移りの事なしといへとも、僅に二年を経て寛永十三年御本丸焼亡し、重信公御代迄は御普請あらされは其内御中丸に居させられしや。御新丸も同年より御普請にて同十八年御出來築なれば、此間の御在所未だ所見あらす識者の追加を俟。

御本丸

淡路丸とも云、正徳四年三月晦日幕府へ御書上と云ものに云、本丸東西三拾三間南北三十六間石垣高さ東方貳間五尺西方三間南方三間四尺五寸北方貳間五尺戌の方矢倉より東の方門まで折廻し長屋四十八間東の門より戌の方矢倉迄塀長さ九間、石垣長さ東寅の方角より東の門迄十八間、同門より午の方角迄廿間、南は三拾五間、西は四拾三間、北は三拾四間、坑堀廣さ五間、長さ四拾八間、深さ貳間五尺、廊下橋有。御當家秘書に云、淡路丸といふは昔不來方淡路と云人の居館なれば也、又南館とも云し也。是は同書に云、今八戸彌六郎の屋舗北は昔北館と云、是に對しての事にて御築前の稱謂也。其頃迄は所々に笹原又は栗林等有りて、此山の支配する者を源三郎と云者也、其家は此御廓と今の八幡廓の間に在しとそ。後に是を源三郎稻荷と神に祝ひて小祠を建られしと云、其社今不詳。一書に云、寛永十三年一書には、十年雷火にて悉く焼亡す、南の方の御藏に火藥有けるに火移りて男女多く死す。夫より御普請なく、重信公御代に至幕府へ御伺有て、寛文十三年再ひ御館御造營御在城に成し也。

三階樓

御本丸辰巳の角

或書に云、三階矢倉石垣高さ二丈九尺、石垣より三重目唐破風棟桁下迄三丈三尺六寸、唐破風棟桁下より棟尾の上迄壹丈貳尺、地上より惣高さ七丈四尺六寸間にして拾壹間三尺壹寸。愚按に是は腰曲輪の地形よりの惣計也。今平地よりの高さを計るに、腰曲輪南の方石垣の高六間半を加ふれば拾壹丈六尺八寸五分也。猶石垣の下の橋の地形より五六尺も高し、然れば拾貳丈餘六尺間の間にして、貳尺も高し、然れば拾貳丈餘六尺拾間餘なるへし。御當家秘書に云、寛永十三年雷火にて焼亡す、少し計の筒薬有しか、殊の外鳴渡りて人近く事ならず。延寶已前迄焼材木所々に積み重ね有て、唯僅成御番所有て御番人居計成しを、延寶四年御造立也。其魚虎は、同年四月六日より鑄初て同十一月八日成就す、同八年十一月南北え是を昇す。其銘云、南の方鼻の上、

大工奉行 檜山 五左衛門隆章

川守田 彌五兵衛正満

延寶七己未年二月吉日
北の方願の下、

鑄物師

釜屋 五郎 八

小泉 五郎 八清行

延寶八庚申年三月吉日

是より已前の鑄は、磁器にて誠に其形も悪く時々風の爲に損しける故、此度京都の釜屋山城か所より繪圖を献上し、且山城か弟子釜屋五郎八下りて、唐銅にて鑄たる也。愚按に釜屋五郎八、小泉五郎八、壹人なるへし、前の釜屋は釜屋山城弟子とも有しを誤傳せしもの歟。

二階樓 御本丸未申の角

又、寛永十三年回祿す。御造營年限、大工奉行魚虎等の事、三階樓に同し。

御矢倉 御本丸戌亥の角

腰曲輪 御本丸東南西に廻

正徳四年御書上に云、東より南へ折廻し壹丁五拾六間、東の方貳拾五間、西の方貳拾間、南の矢倉より西の門上塀長六拾九間、但南より西へ折廻し、同矢倉より本丸東の門迄、塀長百五間、石垣高東三間半、南六間半、西四間、北三間、同長東六拾六間、南九拾七間、西拾

五間北貳拾壹間。

淡路丸大明神 腰曲輪東 神主 小林 攝 津

利視公寛延二年九月廿六日、信直公の神靈を新に此所に勸請し、明神と崇尊し給ふ、是當城萬代の鎮守神也。此前年寛延元年は、則大明神の百五十年の御遠忌に當なれば此元年にこそ御勸請の思召なれとも、此年は御在府故、當年になされし也。御堂御普請奉行御側御用人永田進大工奉行鴨澤十兵衛棟梁大湯庄右衛門也、神殿棟上をも勤之、此時七五三の神供にて事甚た嚴重也。十月十五日於聖壽寺御法事御執行、頓而七五三の御靈供也、三戸御廟へ御代香として、北九兵衛繼垣部屋住に而被仰付勤之。

神山稻荷大明神 腰曲輪西 神主 鈴木 氏

古集記に云、昔此不來方山の東中津川の岸に浪人侍住ける、心眼流劍術の元祖也と云傳ふ、然は所謂宇治八兵衛なるへし、此社は此人屋舖内に、勸請の神也。然に洪水の度に屋舖も社地も水に浸さるゝ故に、社も家も山上に移し居けるに、御城築の時舊所に依て堂宇御再興有。其後重直公鮫鞘の御脇差一口被納る、又 利幹公御枕箱壹を納らる、此中銅筒を密封して見る事を不許。傳云、曩祖新羅三郎義光公より傳來の木

佛觀音也と又神社考に云、御城内稻荷は新羅三郎より御傳來の木佛觀音有損したるを、利幹公釜屋仁左衛門へ仰付られ、唐銅にて鑄させ給ふ。其木佛の通に出來し是を納給ひて、古き木佛は仁左衛門へ下さる。仁左衛門持佛堂へ入置けるか、子供等取出して持遊ひせしを親共見て勿體なしとて止めけるに、其後家内煩ける故祈禱しければ、子供を相手に遊ひ居ける所、取戻したる御叱りのよし故、申譯仕皆々快氣せし也。兎角在家は恐有とて、高田村高田寺え納ける、夫故御縁日には、今に仁左衛門高田寺に參詣をすとそ。利視公享保二十年九月城北下小路之御旅所社御建立にて、祭日後渡始る、則御城内三社の一也。

二之御丸 御本丸北、御中之丸とも云

正徳四年御書上に云、東南二十八間南北三十八間本丸より地形壹間下し、塀子の方より辰の方迄折返し、四拾七間、石垣高さ東貳間五尺、南貳間五尺、西土手六間北七尺五寸、同長さ東四拾三間、南三拾壹間、西土手六拾五間、北貳拾間。愚按に、此所に西の方土手と有、且寛永圖にも、此内丸三の御丸とも西の方皆地山也、然るに 重信公幕府え御伺濟にて延寶八年正月より、奥寺八左衛門野田彌右衛門等を奉行とし、此地山の分を皆

石疊に築かせ給ふ。延寶八年より正徳四年は三拾四年後也、然は正徳は正保の誤り歟不穩。

御館 二之御丸

表御館にて、表諸役所皆此所に有。

三之御丸 二之御丸の北に有北之丸とも云、

正徳四年御書上に云、東西三拾三間南北三拾五間但二の丸より貳間下し、塀物西土手際より北門迄長六十貳間折廻し、同北の門より東え折廻し南の門迄三百壹間、石垣高さ東貳間半南貳間半西土手六間北三間四尺同長さ東四拾九間南拾八間、但東の角より南の門迄也、西四拾七間北貳拾三間但西の角より北の門迄也、又、八幡郭とも云。往古より八幡宮鎮座なれば也、又日戸郭とも云。御當家秘書に云、御城御築初の年冬と成て、利直公福岡城に御歸有て日戸内膳に命し、御留守居として此郭に假小屋を造り召仕貳拾人計りにて是を守る。此時日戸村の領主にて岩手一の大身且年寄故に命せらる、然に世俗誤りて御本丸は不來方淡路、日戸廓は日戸内膳米内藏前は米内右近の屋館也」と云傳ふ。

八幡宮社 三之御丸東に有、社司(缺字)

往古より鎮座にて其來歴不詳。御築の時假堂御普請有り其後御築成就の上更に御再建也、御城内三社の一也。重信公延寶七年に至て世子行信公思召にて、城東中野村の山に新八幡宮と號け、御旅所御建立にて是より神輿渡り初り、盛岡第一の大祭となれり。或書に云、此時、世子の夫人毛利氏の大丸鏡壹面を納られて、更に是を神體とす。別に紫緘甲冑壹領弓貳張矢貳拾六筋、播磨守國次の大刀一口、關相模守盛永の長刀壹振を納られて神寶とす」

鹿嶋大明神社 同所社領五十石 社司(缺字)

舊記に云、神體は、光行公甲斐國より移し給ふ所にして、往古より御傳來の神也。舊く城東新庄山に鎮座有しを、重直公厚く御信仰有て、初て御城中に遷座なし給ふて三社の一とす。寛文元年十月、公女吹姫様に誕生氏子神とす。同二年公女の爲に、更に新庄山に御旅行御建立社領御寄附有、四月四日始めて神輿渡り有。盛岡町々に命せられて多く附祭有賑々しかりけるとそ。重信公寛文六年、此神輿渡を廢られし也。其時には今の下御臺所御造營に在しを、此六年下御臺所御造營に付、今の所に遷

座也とそ、御城内三社の一也。

鳥帽子石 兩社の北に有

大さ貳丈計に突出せる大石也其形鳥帽子に似たり。初御城築の時此地山高くして、既に御本丸の地勢に争ひければ御評議有りて切下げ給ふ。此時此石少し計の三角の石なる故取除へしとそ堀らしめ給ふに根に至りて益々大石なる故、八幡宮の寶石也とて其儘になし置れしと也。此石に注連繩有鳥帽子掛緒又稻綱とも云。此綱の初は御築の時御用に入し大綱成しを、役夫の者共此石に懸置しを吉例と成給ふとそ。昔は、三門院より日取を以て日戸氏え申出精進料理白粥にて祈禱有夫より日戸氏と共に下御臺所へ出て、注連繩を請取此石へ懸、日戸氏妻子とも八幡宮え參詣して退出す、後私宅にて肴料理にて祝ふとそ。但一年置に掛る也。一説には、三年に一度つゝ、大晦日に掛來りしか、天和四年正月より高屋四郎左衛門を以て、下御置所奉行遠藤七右衛門平館十右衛門へ已來は下御臺所にて掛へきよし命せらると云。此綱は稻拾八束藁拾八束を、御人足五人にて是を造る、其稻藁御人足ともに盛岡五代官所より出す。懸る時は大宮の社司鈴木伊豫此石を三度廻り、惡魔退散の神事執行畢りて下御

置所にて獅子舞有と也。世俗獅子舞と云事是より始ると、舊記に見えたり。然共門獅子舞は何方にもあれは此縁にあるへからず。愚按に、今大宮村の獅子頭早春に都下を廻る此事なるへし。或人云、今も猶日戸氏にて供物を備ふとそ。

太鼓堂

同所戊亥の角に有

重直公御造立にて、公私の時鼓を撃し也。然に、鼓聲鳴動して、其響の爲石疊損する故に、正保三年新に時鐘を鑄て三戸丁に掛くる。是より太鼓を廢せられて鼓は御城御廊下の上に置かれし也。後八十餘年を経て、利視公享保十八年再建し給ふ。然れ共鼓は掲られず、國統年譜享保十八年十二月十日の條に、御城内太鼓堂え太鼓釣上る。細註云、寛文已後相止たるを此度再建と有。愚按に、此細註に寛文と有は、正保三年より鼓を鐘と兩用せられしにや。

下曲輪

三つの御丸の下にて、綱御門内惣御構を云

正徳四年御書上にも、此所名なし今私に下御曲郭と云。同書に云、堀長さ西の土手先より北の門綱御門の事なるへし六十貳間北の門より東の門不明御門の事なるへし折廻し百拾五間同廣さ西貳拾壹間深壹間東拾間南堀長百八拾間。但水少し有、東より北上川端迄折廻し、

不明御門より大工小屋邊迄の事歟不詳

御勘定所 同所綱御門内東に有

昔しは御本丸に有しと云、後年此地に移さる、草創所見なし。凡、御勘定奉行管轄する万所、御會所、大納戸等此一區に在。

下御臺所 同所東御中丸下

舊此地に鹿嶋社鎮座也、重信公寛文六年社を八幡郭に移して、新に御造營也。

米内藏前 同所南御本丸を云

今の石間本御藏の舊地也、米内孫左衛門と云人代々此御藏奉行を勤め此所居し也、利視公延享元年五月石間へ移されし也。因云、此所の下に虎牢有しと云。御當家秘書に云利直公幕府より虎壹疋賜りしか、後斃て其旨御訴有し所、又壹疋を賜り此所に牢圍を設入置れ、飼料には死刑の罪人、又は鳥獸の肉を用ゆ。圍掃除の時は、圍の二階に引戸を仕懸置、先上を掃除して上の戸口を開き、下より水をはれば虎怖れて二階へ上るを戸を閉て下を掃除せしと也。或日虎牢を破りて今の犬飼部屋の前より十二三の童女を引くわひ、下の橋を驅通り圍の前へ來るを、重信公御圍の御二階より二

つ玉にて討留め給ふと。又或人云、米内藏少し上の方に物見の棚と云有此邊に虎石と云有、則虎を埋めたる所也と云。

毘沙門清泉 御臺所南の谷

御城内の清水也、御本丸御用に充、此所を朝日谷と云、此頃名を命せられしにや。

孫御藏前 三之御丸西下

昔は、御城内に米内御藏の外、祖母御藏、孫御藏、彦御藏といふ有。御當家秘書に云、万治の頃米内御藏祖母御藏より米溢れて、北上川の嬉か淵へ捨る事度々也。細註に云、新御藏古川の廻り也。伊藤氏の云、新御藏の事にあらず、孫御藏の事なるへしと。愚按に、此邊に今の新御藏有しを、利視公寶曆元年に今の地に移され、更に新御藏と命しふ。伊藤氏の考も覺束なし、孫御藏は、猶此次迄有し也。

大工小屋 御本丸南下の橋御門の西

御作事奉行役所有、世俗御作事所とも云。此邊に御用鍛冶屋細工所有し、故今猶鍛冶屋御門と云有此所の北に昔は大なる御堀有り。延寶の北上新川御普請已前、北上川の入口にて下の橋御門内迄、漫々たる水也。寛永圖に、今の杉林の所を御船入と有今

は坑堀と成れり。然とも橋有て、上の御通行に計り渡り平人渡る事を許さず此橋を御用荷揚といふ。昔しは是より御用荷を船に積みて北上川に運漕す是を世俗訛りて御用人橋と云誤れり。又此溢江を誤りて北上川此通りを流れて毘沙門淵へ落合しと云は混すへからず。

綱御門 下御曲輪北

當御城正面の御門也。或老人云昔は櫓御門成しか安永三年六月の大風に吹倒たり夫より今の御門假りに御建被成しとそ。此御門の内に槻木有都て御城内御門に多く槻木有。國統年譜延享元年三月六日の條に云「槻木三本の内壹本は鳩御門内御番所前へ、壹本は綱御門内北の隅土手際へ、壹本は三石丁出口御門の内北の隅へ、右三ヶ所往古より植木場所故植木御奉行八木澤半六へ被申付差圖植立候様被仰付今日植立ると有。愚按に、不明御門内の槻などは頗る古木に見えたり、此外は此度右三ヶ所え植繼の事歟。聊本文詳ならざる所有、又三戸丁出口御門とは、今の日影御門と聞ゆれとも槻木なし。

不明御門 下御臺所北

古記に、御臺所前御前と有、寶曆二年迄通用也。同年 利親公始めて御城にて御逝去有此御門より御出棺也、是より無常御門也とて常に鎖して不明也。此已前は此御門は大奥通用御門にて、御女子様方都て大奥御用の者の通行御門にて綱御門は御姫様方といへとも御通行なかりしと、古老の物語也。

升形御門 孫御藏北の方

大工小屋前御門 下の橋御門とも云

世俗此御門を鍛冶屋御門と覺えたる人多し鍛冶屋御門は此内の御門の事也。

右御城石疊聳え、御櫓々亭々と高くして朝昇れば、隱々たる黄雲に入よそほひ、鏞の雜鶴千歳を壽けは御池の龜万年を舞。

御菜園場 御城西大澤川原東

此地昔は北上川の向にて下厨川村に屬す。重信公延寶三年北上川新川通りより御城に附屬す、今猶北上川を隔つ。國統年譜延享元年二月十二日の條の細註に云「御菜園場御末御慰料の外壹万三四千坪の所不殘御賄所へ御渡被成候事」

古川 同所東御成西下

北上古川也。正徳四年御書上に云、西北上川深さ六尺、廣さ四十五間、本丸石垣際より近所差渡三拾間と有。愚按に、正徳は延寶の新川通りてより三十餘年後也、御本丸より三拾間と有は、此古川の事に思はる、疑らくは正徳の誤字歟。

御田屋清水 升形御門の北御堀を隔

盛府第一の清泉にして、公供御茶の水に充。御當家秘書云、慶長の頃迄は此所を清水屋舗と云。又主圖合結を按に、此所の東北小路を隔て屋舗壹つ有昔の清水屋舗にや。古老の云、御田屋清水車御門綱御門、又此邊の御湟を鶴ヶ池龜ヶ池と云、是等の名は皆、三戸御城の地名を移されしもの也とそ。今も猶三戸御古城に、御田屋清水、鶴龜の池等名残り。

杉原 不明御門外御湟外縁の杉を云

寛永圖には、此御門前より綱御前前を経て西角迄、御湟の外縁柵也。國統年譜延享二年九月三日の條に云、隅御屋舗前より櫻庭安房屋敷前迄、杉植立候様彦九郎様御意御蒙。同書寛政四年の條云、天量院様御堀際へ御植立し、櫻庭兵庫門前より隅御屋敷前迄之杉剪取。同書寛政八年の條に云、櫻庭兵庫門前より隅御屋舗前迄之杉植立被

仰付と有。又文化の末頃に伐取られしか、文政年中又植立被 仰付。

已上御田屋清水杉原等内丸の内なから公用の地なれば御城へ屬す。

内丸

綱御門外、北追手御門、日影御門中の橋御門の内を云。正徳四年御書上に云、外曲輪追手之門より西の門日影御門の事也迄、土手長さ三百九拾間、高さ貳間堀廣さ十間、深六尺。西の門より北上川端迄、土手長さ四拾貳間、高さ三間、堀廣さ拾間、深さ壹間、坑堀長さ四拾貳間、深さ壹間。追手の門より東の門中の橋御門の事也迄、土手長さ貳百三拾貳間、高さ貳間、貳尺。東の門より南土手先朝日谷迄の事也迄、長さ百三間、高さ三間と有。古老の云、此土手昔しは皆土堀成しを多賀氏執政の時、普請費多しとて柵に換たりと云、今猶土手より古瓦を拾ふ、其時の屋根瓦也。

追手御門 御城の北本丁へ出口御門也。

日影御門 御城の西日影御門外小路へ出口御門也。

中の橋御門 御城の東中の橋へ出口御門也。

御新丸 綱御門の丑寅半丁餘隔。

寛永圖には、唯表百間、裏六拾三間新屋舗と有。或書に昔は南遠江、江利瀬兵衛、東中務湊修理の四人の屋舗也。重直公寛永十三年より御普請始まり同十八年御出来榮也。地形奉行四戸清兵衛、作事奉行松田古六也、御末通は重信公、御代に至りて御造營也、此所は御造營前竹林也、しとそ。愚按に、御末通は御丸の東南の方に有、表御書院等は西北の方に有之、御能舞臺は利幹公寛永六年御造營也。古老の説に、寛永の御造營の材木は、福岡御城の材也。又一説に今の仁王村下臺に、大成檜林有しを伐せられしとも云。愚按幼稚の頃家祖父に従て下臺を彷徨せし時家祖父か云、我若冠の頃迄は、檜の切株所々に有しと語れり。愚考に、福岡御城の材木と、此下臺の檜にて御造營なるへし又諸士の家に、此御丸の餘材にて造りたるといふ家所々に有。又按に、寛永十一年御城御本丸焼失にて、重直公御代には御普請なれば、是に就て此御丸御經始にて、爰に居らせられしなるへし。一體御普請結構善美を盡し御城にも優りし御造營にて、御本丸御普請後も御手狭なる故、世子には代々此御丸に居らせられし也。古老の事に、寛政の頃迄は御館も御修覆有しか、其後御手入なく荒廢に至れりと。予か幼稚の頃文化年中迄は、御能舞臺表御居間御書院通は残りて御能有之諸士拜見被

仰付し也。其後文政年中に至て益荒廢にて、唯大廣間のみ殘有、本より御城は百石已上の御番、御新丸は百石已下諸士の御番にて予も勤し也。天保の夏に至て全く御館はなく、御門と堀計り残りたり、昔し御造營の時御新丸と名付られしに、丸といふは新に壹つの城郭を、御普請の事に聞傳て、公邊の御首尾合にも拘りしと也。斯巍々たる堂宇荒廢に至れる事、古老の歎惜せるも宜なるかな。

下御屋舗

御新丸西隣

寛永圖には、四軒屋舗にて、山田主水殿其南後に四戸清兵衛、山田殿西隣に岩間左市助其南後明屋敷と有。又四戸氏の南に小路有りて、山中宗伯と云醫師居れり。又御當家秘書に、此地は北十左衛門の屋敷也、其後小笠原美濃居、寛文中御屋舗と成。廣照院様光源院様享保年中慈光院様居せられ、寛保年中新に御普請有て、三戸左京殿國統年譜に、安永三年八月二十四日の條に云、左京殿此度御用に付御居屋敷御上ヶ被成候様被。仰付依て奥瀬要人屋舗へ御引移被成。是より利謹公の御住居となり、文化十三年戸澤檢校拜領居、文政三年十二月檢校へは大澤川原裏丁上斗米孫惣上屋敷被下。十二月二十二日より利濟公御家門方にて御住居、同八年より清鏡院様御六敷

と成。又寛永圖主圖合結元文中の圖を見るに、皆御新丸の界の所に一條の小路有。隅御屋敷 不明御門前

寛永圖には、貳軒屋敷にて、南の方鍛冶刀屋、其北隣毛馬内三左衛門新屋敷と有、或書に、昔は石井伊賀守居伊賀今の御鷹部屋の地へ移して御屋敷と成、隆高院殿貞心院様被爲居。其後醫師市原宗仲拜領後喜庵様織部様被爲居御屋敷と成。元文四年三月より三戸徳次郎信傳様被爲居寛延三年九月徳次郎様御登り後彦九郎信起様主税様續て於多ひ様年姫様等被爲居。

中御屋鋪 隅御屋敷北隣

寛永圖には、貳軒屋敷にて、南の方石龜七左衛門其北隣 花輪彦左衛門殿と有、則重信公の事也。元文圖には、壹軒地に成て櫻庭十郎右衛門居、後岩間將監居。明和七年三戸信周君御屋鋪成て、中御屋敷の邸號を賜ふ、文化年中 前利用公此邸に生誕し給ふ也。

毛馬内氏邸 中御屋鋪北隣

寛永圖には、貳軒屋敷にて、南の方毛馬内三左衛門本屋敷北の方毛馬内九左衛門居今

の裏門は九左衛門の表門也。

櫻庭氏邸 毛馬内氏北隣

寛永圖にも、同氏の邸也、然れば昔よりの邸宅也。或人云昔御城御築中の結構にて、利直公被爲居て、御築の御下知有し也。御城御成就にて櫻庭氏に賜ふ、此邸の丑寅の角に、三間四面計りの土藏有、即御構の時の角檜にて、後迄も綱御門の矢懸の檜と被成しとそ。

毛馬内氏邸 櫻庭氏邸東中ノ橋御門内南側

昔は貳軒屋鋪にて、中里典膳橋本半左衛門居。寛文五年より毛馬内氏宅と成、毛馬内三左衛門自次系に云、寛文五年六月 重信公御入都の時自次病に臥、公駕門前に到て駕を駐て使を以病を問はる、其辭甚た懇切也。自次感激に堪ず病を扶て門前に拜謁す、髮斗を獻す、公も亦髮斗を賜ふ、後命に依て永例と成 公駕を門前に駐る、御肴を獻上す

櫻庭氏邸 毛馬内氏北向中ノ橋御門内北側

寛永圖には、貳軒屋鋪にて、南の方目時勅太夫北隣切田三郎右衛門居。一書に云、明石

甚九郎安村監物居系胤譜考谷川系圖に云天和四年御鷹屋鋪御普請成就にて此邸を谷川左内に賜ふと有然は此所謂舊御鷹屋敷と成しなるへし。元文圖には江刺脇之助居寛延二年七月より櫻庭十郎左衛門邸と成。

松の馬場 櫻庭氏邸北並

寛永圖には貳軒屋敷にて南の方種市太郎北隣瀧澤三郎右衛門居後松井佐兵衛小輕米藤藏又永福寺様居れり。元祿の頃四戸茂助楢山五左衛門居。正徳元年二月十一日此所の向内堀帶刀邸より出火して皆類焼す後暫明敷と相成しを馬場となし給ふて新馬場と云しを文化十年松の馬場と唱を命し給ふ。

新御藏 松馬場北隣

此御藏昔は御城内に有し也。御當家秘書に云万治の頃米内御藏祖母御藏より米溢れて北上川の姥か淵に捨てたる事度々也。細註に云今の新御藏にて古川の廻りめ也。伊藤氏云新御藏の事にあらず孫御藏の事なるへしと。一書に云新御藏は今の孫御藏の邊に有と然は伊藤氏の説非なるへし。寛永圖を按に此所今の御藏の稻荷堂の前迄土手際袋丁にて三軒屋敷也。南の方楢山五左衛門北隣淺石治左衛門其北

隣片山圓壽院居其後合併して壹軒屋敷と成毛馬内靱負次に楢山五左衛門居。國統年譜寶曆元年四月の條に、公楢山五左衛門屋鋪替被 仰付新規御藏建御普請奉行洞内勝右衛門と有。又一書には寛延四年四月御城内より御藏引せらる寛延四年八月は則寶曆元年也。

八戸氏邸 新御藏西隣

寛永圖には明屋敷と有。元文圖には八戸内記四戸金左衛門と有。一書に云延寶九年七月小栗市之助同十三郎御領に付八戸氏四戸氏家屋敷御借上にて兄弟の配所屋敷と成享保五年八月小栗兄弟御赦免後又八戸内記拜領せりとそ。

四戸氏邸 八戸氏北隣

寛永圖元文圖ともに四戸氏居れり此屋敷内に龜子大明神の祠有。傳云寛永十三年の春土八木澤源之助姉又妹と有於龜といふ女仔細有て四戸下總に命し其宅に誅せらる後神に崇め給ふ今は稻荷社に祭ると云。追手御門續土手東貳拾間先に有年々四戸氏にて祭るとそ。古き諺に「登米虎子に馬場松子石間龜子に欺されな」とて都下に此三疋の悪狐有しと云。

廣小路

新御藏西八戸氏南

寛永圖には、角屋舗にて、毛馬内靱負居。或書に云、此所岩泉兵部次に赤尾又兵衛次に高野庄兵衛居寶曆八年金森兵部少輔御領に而翌九年二月下着此宅配所屋敷と成同十三年金森氏卒す後廢せられたり。文化の初迄は、構の通り繩張して通路もなく庭前の樹木杯残りて屋敷の俵有しと、古老の物語也。

綱御門前腰掛 御門前東側

御家老初鎗持等の供待の腰掛也。一書に云、年號の處磨滅して見えす年十月初て御造營也折廻明地の内北側拾間、東側六百幅三百いづれも五尺間也其年八月二十二日幕府へ御書上の場所也と有。

御鷹部屋 腰掛の北

寛永圖には、石井伊賀守居、其後御中屋敷と成て、重信公花輪彦左衛門と云時被爲居。後長慶院様被爲居、信恩公玉山刑部と云時被爲居、其後御鷹部屋と成ても猶御中屋敷と云にや。御上下の時、諸士隱居御中屋敷前へ、相詰可申旨被 仰出る也。既に隅御屋敷北隣中御屋敷と唱れは、紛はしく聞ゆる也。

南部氏邸 舊中野吉兵衛也 御鷹部屋北隣

寛永圖には、貳軒屋敷にて今の南部氏の東隣に内堀織江居次に矢嶋立昌と云醫師居しか、永の御暇被下明屋敷と成。其頃今の野田氏の邸に、内堀帶刀居りて、是は御預地と成。享保八年中野氏願に依て被下合併す、元文圖には、三軒屋敷にて新御藏前角に内堀氏、其西隣に矢嶋氏屋舗にて、後に合すと有。

野田氏邸 腰掛部屋東隣

或書に云昔御城築の時、御普請小屋也とそ。寛永圖に野田源左衛門と有、一書には、正徳の頃は内堀帶刀居、正徳元年出火して多く類焼有と有れとも、愚按には、今の中野氏の東の方に内堀氏居は、是と混たる事なるへし。或人云、此家の材木は郡山御城御殿の材木にて、造營せし所にて臺所の入口戸は則御城の御臺所の戸也とて、いと古き觀音開きの扉也。

廣小路 綱御門前より御新丸前通迄を云

寛永圖には、綱御門前西側に大なる屋敷有て北左衛門居、其後万治年中山田主水利長君被爲居。其後下御臺所と成其時の井戸也と云もの今猶貳ヶ所に有然とも井戸の

形にもあらず、今は塵塚となれり、猶種々の説あれとも信かたし。御臺所の後御作事小屋と成、萬治二年御作事小屋廢せられて廣小路に成とそ。又今の廣小路御屋舗表御門より壹間計前に、古木の高麗胡桃有、天保年中枯木と成れり。是は寛永の頃重信公公子たりし時、御庭前の木也、後屋敷北の方へ引入故樹は廣小路に出たり。一書に云、寛永十二年方長老御預の時、長老對州より持來し胡桃の種子也。其頃重直公御催にて長老へ御來臨の時、重信公も御同伴にて入せられし時、長老御菓子に奉りしを、御懷中にて御手つから御庭へ植させられし也。其後七戸氏へ御養子被成し時、御居間の栽前へ御移植被成し也、其後寛文四年殿様に御成なされし時、御屋敷は楢山氏え賜り、其頃にや屋敷は北の方へ退きて樹は小路に出たり。時に奉行役人申上げるは、小路に有之候而は、往來の障りにも成候間、取除申度よし何ければ、御意にはか様の地には、わさにも植度もの也。都てかやふの地に、年古き樹木有はよろしきもの也。昔漢の代に、軍功を論して諸將前渡を争ふ、壹人の大將其身の武功にほこる事を恥て、大樹の影に默然として居たりけるを、帝大に賞美して是より將軍の事を大樹といふ依て、今幸の地に大樹有、何その着到附る事あらは、此下にて記録すへし、向後年若の者

共に申傳て、子孫迄も伐らしむへからずと有しか、其後馬場丁兩度の火災又大地震の時、行信公御鹿狩の時等、皆此樹の下にて着到を附しと云。享和の頃既に老木と成て、枝も漸々に枯けるか、文化十三年七月十日風もなきに、貳丈計り上より朽折たり、利敬公由緒有木の枯行事を惜み給ひて、根本より少し上に、枝有しを培養し給ひぬ。又國統年譜に云、「文政十二年十一月十九日朝廣小路御屋敷前に有之、胡桃枯株無風して倒る」細註に（云）、積水云此胡桃は往古、重信公御山出有之、北山晦溪庵に御腰懸られける時、芳長老腰高に高麗胡桃を盛て奉りて云、只今在所より到來せり、幸に獻上すと、公珍敷菓子也とて、御手自袖にして歸り給ひ、御庭に植給ふ所の木也。貳百年に近き星霜を経れば、文化十四年の頃枯けれども、神廟も剪伐する事を憚り藁を生しけるを、障り間敷旨制札を建置給ひけるに、自然に枯木倒る御屋敷御普請中の事なれば、幸に取除し也と有。愚按云、文政十三年廣小路御屋敷御造營の時、命有りて御屋敷の西北氏邸の境の所え、枯樹を置れ、上を覆ひ雨露を蔽ひ置かる。又古老の話に、北山法泉寺に、此胡桃と同木有しか、寛政の初頃枯木と成しとそ。

國統年譜に云文政十二年四月御新丸前北屋屋舖 添有之大腰掛有之所檜山帶刀居屋敷之角へ御引被成。細註云此所元往來道也と有今は出火非常防道具置場所と成て腰懸の名のみ残り。

檜山氏邸 大腰掛の北

寛永圖には葛卷覺左衛門居寛延二年七月所替命せられて檜山氏移る其頃貳軒屋敷にて今の大腰懸の後に毛馬内鞞負居同四年檜山氏へ合併す。

廣小路御屋舖 檜山氏西隣

寛永圖には貳軒屋敷にて東の方七戸隼人正直時其西は東彦八郎居正保年中 重信公七戸氏御養子と成て此所に被爲居。諸士系圖南遠江守信義君系に云正保四年二月七戸隼人正直時死後妻薙髮して光傳院殿と稱す。院殿は津輕御城代浪岡彦次郎敏信君御女にて、重直公の從叔母にましまして、敬重せられ七戸より盛岡へ移し宅を内丸則此七戸氏の宅也に賜ふ。檜山七左衛門隆章を介抱人に附られ湯浴の料三百石を賜ふ明曆三年八月八日院殿卒すと。又隆章系に云院殿卒して其宅を隆章に賜ふと思是彼を參考するに、院殿に更に宅を賜ふにあらず本より七戸直時の宅地なるへし。

又一書に、重信公七戸氏を繼て此地に被爲居と然れば院殿と御同居にや公の爲には從叔母にして且御養母と謂へし。

公大統を繼給ふは寛文四年なれば此時檜山氏に賜りしなるへし。其頃迄は今の北氏の家敷並にて廣小路の胡桃の樹は庭前の木也と云。元文圖には貳軒屋敷東の方檜山氏西の方は美濃部甚右衛門次に藤枝宮内次に杉山要人次に南半太夫居れり但門は石間の方に向たり。國統年譜に云文政十一年十月六日御家老檜山主膳居屋敷御用地に被召上細註に云後廣小路御屋敷建又云同十二年四月十八日檜山主膳元屋敷御用地に被召上候處廣小路御屋敷と唱候様被 仰出天より莊觀の御造營有て鐵五郎殿に賜り於烈様御住居也。

南部氏邸舊北右近也 廣小路御屋舖西隣

寛永圖に北氏と有然は昔しより住居也。但其時迄は今の下田氏の宅地迄壹軒屋敷也此邸の栽前は方長老の作也と云傳ふ。

下田氏邸 北氏北隣

元文圖には桂源五右衛門居たり。

南部氏邸舊南主計なり下田氏西向

寛永圖には、貳軒屋敷にて東の方湊修理其西南氏也元文圖には壹軒地にて岩間丸左衛門居。

奥瀬氏邸 南氏南隣

寛永圖には、貳軒屋敷にて南の方奥瀬氏其北隣明屋敷と有後奥瀬氏に合併す。國統年譜に云、安政三年八月二十四日左京殿奥瀬要人居屋敷に移ると則三戸左京殿也寛政年中左京殿石間奥瀬氏と取替にて又奥瀬氏に復す。

角御屋舖 奥瀬氏西隣

寛永圖には、四軒屋敷にて南に一方井刑部其北に太田縫殿介其北に石龜甚五右衛門其北明屋敷也。三軒合併して七戸外記愛信君被爲居次に内藤庄太夫新御地居三百石其後廢せられて廣小路と成。後新に御普請有て松貞院様被爲居後三戸主水君御屋敷と成て角御屋敷の號を賜ふ此屋敷北の方半分通は本御藏の馬繫場所也しを、後に御拜借に成しと云。

石間

八戸彌六郎屋敷邊より、西本御藏の邊迄を云、古名なるよし舊圖に見えたり、今猶此邊屋敷内に所々大石有。

南部氏邸舊八戸彌六郎也追手御門内西側

舊記に云、往古は此地を慶善館と云館にて、今の屋敷西の方少し計の小山にて、中古已來の館也又北館とも云。十一代 信長公の時此岩手郡御手に屬してより岩手衆の押として、四天王の内福士伊勢入道慶善を、此館に置かれしより慶善館と云。愚按に織笠氏の記に、義政公御代永享十一年福士左馬介政保の子庄太郎軍功の賞に依て不來方の郷を賜り、此館に居れりと、其御感狀今猶家に傳ふと云。又一書に不來方の城主福士五郎政長明德二年九月五日卒す、此政長の碑東顯寺に有、其碑面源翁心公大禪定門右の方不來方殿と有。愚按に、此碑は今の東顯寺境内にはあるへからず、石門に有しと云へは、其時の事なるへし。又御當家秘書に云、御當家御分國古城太閤秀吉公の命に依り御書立の内に、不來方福士彦三郎と有此諸説不來方と有にて、皆今の御城の事と誤りたる也、此慶善館の事也。不來方は此邊惣仰の家也、又北館と云は今の御城を南館と云ふに對して也、舊記に御城築の時淺野長政の異兄に依て、小山を御切

崩し成されし也。其頃は此邊大成沼谷地葦多く有し故其土にて土居並に此沼谷地を埋られし也。石は御引除被成兼しとそ。寛永圖には三軒屋敷にて近手御門土手際には田代治兵衛其南八戸氏其西隣下田覺左衛門居其頃にや田代氏の邸八戸氏に合併す。一書に下田氏の邸に常穩院様被爲居正徳三年八戸氏へ賣拂にて今の一屋敷と成。

漆戸氏邸 南部氏西隣

寛永圖には明屋敷にて今よりは二三間北の方へ引入て柵有今の八戸氏邸境より表貳拾間裏行三拾間計鍵形の大地にて大石四つ有石場と有。御城築の時此所より多く石を剪せられしと也其鍵形の分今八戸氏に入たり。元文圖には御勘定所壁師小屋と有一書には鍛冶小屋也夫前は足澤兵部大湯五兵衛居。其後大工小屋と成前後混雜寶永年中光源院様被爲居次に松岡覺左衛門居又毛馬内左膳勝卓系に云毛馬内名張賀高享保十四年三月内丸に宅を賜ふ。細註に云松岡藤右衛門闕所屋敷也同十六年に仁王小路へ移ると有。松岡系を考に藤右衛門高忠の子角右衛門忠榮元文元年十月自殺して祿收らる。又國統年譜寶曆三年六月九日之條云漆戸玄番家屋

舖御用地に被召上永田左門家敷被下」と此所の事歟。

新御屋舖 漆戸氏西隣

寛永圖には三軒屋敷にて東の方米田四郎兵衛北隣小枝指權兵衛其隣野矢半左衛門と有。元文圖には貳軒屋敷にて土手際に安村某其後に谷川左内と有。谷川系に云元祿六年内丸石間に屋敷を賜ふと此所なるへし後壹軒屋敷と成。安永三年八月命に依て奥瀬由藏居寛政年中三戸左京殿御引移りに而新御屋敷と成。

檜山氏邸 新御屋舖西隣

此邸舊毛馬内氏屋敷並にて土手迄袋丁也。寛永圖には漆戸勘左衛門居往古は東顯寺居と云。漆戸氏の次に松井佐兵衛次に又漆戸氏居。利視公御代公子三戸百助君同幸吉公渡利正公也御屋敷と成後再漆戸氏に賜ふ。國統年譜に云文政十一年十月六日漆戸龍助居屋敷檜山主膳拜領被仰付。同日大清水中西金左衛門屋敷漆戸龍助拜領被仰付是檜山氏屋敷廣小路御屋敷御造營に付而也此時土手際屋敷地と成表門南向に成たり。

毛馬内氏邸 檜山氏南隣

寛永圖には、三軒屋敷にて南の方醫師津田蘇庵、其北野田内匠、其隣松岡藤右衛門と有。元文圖には、館名張古川三的居る、後合併して毛馬内氏屋敷と成。此邸西の方は舊本御藏の地面也しを、毛馬内氏拜借地とせしと云。

本御藏

毛馬内氏西隣

寛永圖には、土手迄一線の小路にて東側に三軒屋敷、南の方松岡藤右衛門、其隣盛村甚左衛門、其隣渡部喜右衛門居。西側貳軒屋敷にて、南の方野田宮内、其北隣松田七郎右衛門居。元文圖には、野田氏の所野田彌左衛門、松田氏の所寶永の頃より長壽院様被爲居。同七年五月御卒去後、野田氏に合併す、東側松岡氏門は南向也、其北隣北彦野右衛門。又一書に云、舊中里數馬様御屋敷に而、數馬様八戸へ御引越の後、貳軒屋敷と成、北氏其隣千種右近居、後北氏に合併す。又一書に云、石間北彦野右衛門、上屋敷は昔北左衛門佐直愛屋敷にて承應元年直愛死後直に景陽院様被爲居利直公御女也。延寶六年院様御卒去北彦太夫より彦野右衛門に至て上屋敷と成、又一書に、此地舊貳軒屋敷にて小川傳右衛門柴田長兵衛居、次て相米與惣右衛門淺田千太郎、次に小菅新助井上作左衛門等居と有。舊記に云、此御藏は舊米内御藏とて御城内に有しを、延享元年五月此地

に引せられし也、御城内に在し時は米内彌左衛門と云人久しく御藏を勤し故に、今猶米内御藏とて御城内に有也と。國統年譜延享元年二月十日の條に云、此度石間に御建被成候御藏石間御藏と唱可申旨被仰出細註に云、今の本御藏の事也、是迄淡路丸下に有しを御引移被成、又本文に云、御普請奉行本宿孫三兵衛と有。同書同四年八月廿四日の條に云、御藏石間へ御引被成候已後、石間御藏と相唱候處、向後本御藏と相唱候様被。仰出因に云、御城瓦御門、綱御門、大工小屋前御門及内丸之御門に闕のなきは、御城内に御藏在し時、諸士御藏より米を下る時、差障りに成爲に、闕を附させられずと古老の話也。

下田氏邸

本御藏南隣

寛永圖には、貳軒屋敷にて北の方明屋敷、其南下田氏也。一書に云、昔美濃部勘右衛門次に檜山要人、次に南彦八郎居、寛延二年屋鋪替被仰付、下田氏移ると有。

内堀氏邸

下田氏南隣

寛永圖には、貳軒屋敷にて北の方山田千松、南の方に今淵半九郎居。一書に、昔上野右近、日戸内膳湊市郎右衛門居、寛永年中漆戸勘左衛門居と有、前後不詳。

增補盛岡砂子 卷一終

增補盛岡砂子 卷二

星川正甫著

城西

日影御門外より仁王大澤川原新築地材木町茅町夕顔瀬御門三戸町長イ町上田に至る

日影御門外小路 三丁計

昔は三戸町と云文化年中田町を三戸町と唱ふを命せられてよりかく改めらる然とも寛永圖には今の四ツ家町迄三戸丁と記せり。

御稔古場 仁王御門内北側

諸士文武の稽古場也。國統年譜明和八年十二月七日の條に云、營武學校於三戸丁諸

師範拜借被仰付細注に云御側留に三戸町御稽古場被成御普譜候に付明和八年十月廿日武藝師範之者へ御沙汰し事云々下略御家譜に云、明和九年十二月七日 利謹公御部屋住にて御願有て御造營也、夫前は儀俄平右衛門と云人の屋敷也。考るに九年は八年の誤りなるへし、文化年中儒者下田三藏御召抱の時より經學共に此所にて稽古命せらる。

杉林

日影御門外北側

元大萱生外原の宅地也しか、文化年中黒澤大學屋舖替被仰付後平士青木多門居文政十年上屋舖と成。國統年譜に云文政十年日影御門外東角大萱生外原元兵衛取毀し、地面半分へ杉植立、半分は隣家小寺左衛記へ御領、後願に依て被下可成。

藤枝宮内屋舖 同所南側

寛永圖には、貳軒屋敷にて、戸來又左衛門、西隣には大湯次郎左衛門居。或書には昔は此邊寺院也と云。

數馬殿御屋舖 四ツ家町より入門際東側

利直公御子、南部左衛門尉直房君公子多りし時に、爰に居らせられし也、寛永圖に見

えたり。

同裏小路

同所西裏二丁半計

今四ツ家より入門際、南側は昔は町家なるよし、寛永圖に見えたり。

時鐘

同所土手の上の有

延寶七年十一月出來也。堂三間四面鐘高さ龍頭まで六尺七寸、徑四尺、周一丈二尺五寸、厚さ五寸、此銅九百五十九貫百目、鉛五十貫目、錫八十貫目、鉋丹六十貫目、惣計千百四十九貫百目、此内貳拾貫目程湯にて残り、然れば重さ千百三十貫目程也。世俗云傳ふ此鐘門村の鑪鑪山にて鑄たり、夫より山の名となる、今に其たゝらをすへたる跡有と云。又云舊より此所に時鐘有是は、重直公正保三年に、御城の時太鼓を止られて、新に鐘を鑄て此地に掲らる。其銘、正保三年秋九月と有然るに鐘小にして響都下に普からず、故に今更に大鐘を鑄させられし也。

其舊鐘をは、花卷御城内に移されたりと云。

今の鐘の銘云、

奥州路磐手郡盛岡縣城北更鐘銘并序

清和皇帝十一代之源流。南部牧主光行。文治五年秋七月。從軍於源二品。而有東征之功。是故以當國階上等數郡充賞賜。自爾以降。子孫連綿。暨于今二十九代。儘有盛大者。終不墜其嘉名。殆向五百歲。不替其地。不減其有。斯寬文四年秋九月二十八日。太守前雍州卒。以無其嗣。封內士民。相共欲立仲弟。然上重嚴威。無敢自任也。衆意攸望。公議攸因。終協天心。同冬十二月。奉鈞命。系兄之緒也。督正家事。暇日修補古城。而層樓飛閣。營造三重高臺。杳竦雲中。長廊廣廡。森列千弩。兵器悉在。蘭綺專武。備施仁愛。而修禮治樂。宴居十數年。府城邊邑。所有佛閣神祠。無不補苴也。加之山林汚池之制。徒杜輿梁之設。未令此病之。於是百工來進也。在若鄭韓趙白之者。決河水。溉田畝。郊外林麓之閑地。訓桑麻。漆木之樹。植而創衣食之基也。自節用而制斗薄歛。然民大有利也。德音所及。遐邇仰仁。士庶投化者多矣。是以家富財饒。而居館類王都。廛里竝甍。町畦廣居。商賈裨販之族。充隧塞行。舍屋倍往昔者。不可勝計也。祇今所領大郡。所謂和賀裨繼志和磐手。閑伊鹿角階上七郡也。南北相距五百里。西東又三百里。其間縣邑村落。神池靈沼。名山大澤。不可悉記焉。城市之交。本有巨鐘。更鼓。鼓擊十二時。雖其聲孔楊。博不達四境。依茲宗子行信。校于近臣父老。相共白光錄府君遺治工別鑄華鐘。懸斯於城北。扣擊晝夜十二時。要令民警發之仁惠之顯也。其

化不亦博乎。鐘成命銘於萬年生安。安以膚淺。雖堅辭不得脫。謾誌其顛末。日銘焉。銘曰。

大禹鑄鼎

物象斯呈

魯候設範

巨鐘大成

爲世治者

制器有令

嗟父子

化及民生

四擴城邑

二縣華鯨

維此皞氏

百煉益精

思爾任用

廣而且宏

警策昏怠

亦催送迎

寂兮霜夜

鏗兮其聲

君子聽此

思武臣貞

孰發深省

決目振驚

告斯萬世

聞性永明

延寶七載龍集己未十一月哉生明

南部二十九代太守

大膳大夫源朝臣重信

宗子

信濃守源朝臣行信

家弼

櫻庭兵助

山綱

奧瀨治大輔

善定

下田權左衛門

征政

檜山七左衛門 隆章

鑄場監吏

野田彌右衛門 水原長政

大工

小泉 五郎藤原清則

光峯聖壽萬年禪寺住持比丘大衛叟釋生安

謹誌焉

此文傳寫の誤謬多くして讀易からず追て校訂すへし。

仁王御門 日影御門外小路より仁王へ出口也

是當城西方外郭の御門也。

仁王小路 同御門西三丁半計

此邊すへて昔の仁王村にて秋田又は岩鷲山等の街道也。盛藩記事に云此丁に今の玉山村十一面觀音堂及其仁王門とも有と此仁王の昔より有し故地名となりしなるへし。國統年譜に云「正保二年二月仁王町に仁王堂爲建立川又村西福院勸進細註に

云何方によらず宿賃の申由通手形被下と或書に云重直公の時此丁を傳屋敷に可被成とて觀音及仁王ともに玉山村に遷座也とそ。又云此丁の西南角に昔より穴澤氏居り此屋敷の内に大なる槻木有昔の一里塚也。其枝何等の御用にや例年年頭御用として御城に上しとそ安永の大火事に此木焼枯て今はなし。此屋敷の邊に仁王門有しとそ又今の葛西氏の屋舖は高知屋敷にて宮永三右衛門其向東角も高知屋敷江刺兵衛居れり。

三藏院 南側中程修驗

寛永圖には侍屋敷にて石川久膳と云人居れり院主の云、重直公より拜領地也と。

東光山泉勝寺 三藏院西隣 寺領二人扶持

出羽羽黒寂光寺末開基は、重直公寛永年中御妾勝女の草創にて八勝寺の一也。因に云其八勝寺は盛岡大勝寺泉勝寺雫石龍勝寺志和熊勝寺閉伊傳勝寺大槌高勝寺宮古石勝寺猶一ヶ寺未詳。此寺領は、利視公享保十三年十二月三日寄らる一本泉の字專に作る。此境内に俗に山菽祖母様と云神有て、疾病を祈願の者山菽を奉る其木像は甚た俗躰にて若き女の赤き木綿の振袖を着たる也と云其實は白山を祭ると云。

蓮臺山長谷寺 泉勝寺南隣、寺領四十六石二斗、

永福寺末、三戸長谷觀音別當にて、舊三戸郡大向村に在しを移されたり。寛永圖には、侍屋敷三軒有然れば、重直公の頃移されしなるへし。此寺に葺手町斗米稻荷の神、舂有りて、昔より住持といへとも、拜する事あたはずと云。

遠長屋

中程南角、三戸町より突當也、

御長柄小者の長屋也、遠長屋は俗稱なるへし、御長柄小者部屋とも唱ふるにや、昔しは自光坊の舊地也、其後氣田新兵衛と云人居れり。國統年譜寶曆十年正月十五日の條に云、御徒目付氣田新兵衛家屋舖、三拾五貫文に御買上、御長柄之者長御建、五組壹所に被差置と有。或老人の云、昔は御長柄奉行被 仰付候得は、料被下銘々、其屋敷へ長屋を造り、組子を置し也、其老人の若かりし頃、大清水何某の居宅、御長柄奉行にて、長屋の窓より草履など出し、賣たるを覺たりと語れり。是を遠長屋と稱するは、三戸町赤川より奥街道、又は秋田等への本通なり、他邦の者の往還にて、此所見渡なれば、此長屋を建て、見透を塞かれしなるへし、遠く見渡す所なれば、かくは云ならん。又此東隣何某屋敷は、昔足澤左十郎切腹されし所也、此屋敷の丑寅の角鬼門に當るとて、角を闕たり、

此闕なる所に尺計りの石有。世俗猿石と號く、猿の箕居したるに似たり、人は是に障れば、崇ありとて、途行人是を避く、今はなし、鬼門に當る爲にあらず、此石の爲なるへし。

寶鐘山覺善院 遠長屋一軒隔南隣古川端

寺領二十石、永福寺末、一本高屋山と有。寛永圖には、傳屋敷三軒有、其後今の生姜町神明の社地也。國統年譜に據は、寛文十一年三月移されて覺善院となれり。又神社考に云、奥瀬内記、川上立升、久慈六右衛門覺善院の所迄皆社地也とそ。境内に、子安地藏尊有、祭日六月二十三日。

仁王新小路

仁王小路北御堀通四丁半許

寛永圖には、此所皆水田也、何年頃丁割にや、此邊都て惡水也。東側中程袋丁御堀向に、寄合井戸有、唯此水に依て住居す。國統年譜に云、天和貳年八月十八日、仁王新丁寄合井戸、願人石川助右衛門、山田九郎左衛門、荒木田何左衛門、多田仁左衛門、石川門之臣と有、此時始て堀たるなるへし。因云、或書に貞享三年米内半太夫と云人、宅地へ堀、拔井戸堀しか、急水湧出て止まらず、近隣洪水と成て、人怪俄有、二百日間閉門被 仰付と有。

稻荷社

中程西側袋丁 祭日

大仁王小路、仁王小路西 二丁半計。

岩鷲山大勝寺 仁王小路入口西側 寺領百十一石餘

出羽羽黑寂光寺末、行人派、開基養海上人、此寺は 重直公御妾勝女建立にて、八勝寺の一也。初寺領現米五拾石被下、外に柳澤村にて新田拾七石、寛永十三年御寄附也と云鐘銘云、

巖鷲大權現案鐘銘并序

南部岩手郡有崧巖、名岩鷲、東奥名勝而鎮護爾鄉、故祭祠其頂、稱岩鷲大權現、一鄉貴賤無不敬仰者、乃是能仁佛攸垂跡也、本願司胥承於治城西北之隅、創建一寺、號曰大勝、晨香夕燈、以奉禱上 太守下及闔鄉士庶遐福、惟鐘供之闕焉、爰有太守令妾、生駿河而長洛陽、曾自信入法華妙門、感禱龍女得脫、便施財命工、新造鉦鐘、掛着樓上、考擊朝昏、其願以爲第一、詔讚太守治行榮膺、其二追修娉妣菩提、其三自要遂現世後生種善利益、其匹以乎月上女采空室之悟、真離相者也、原夫恒沙界內作善之路非一、然以鑄鐘爲至而大矣、佛說言、推鐘告四方、誰有大法者、若爲我解脫、是故說法度衆、未有曾弗鳴鐘、亦記梁武帝假寶公神力、見地獄苦悶、何以救之、公曰、夙生定業、不可頓滅、唯聞鐘聲、其苦暫息耳、帝

於是詔天下寺院、擊鐘欲以竹苦也、南唐李主、乃因暴死之民、三日復甦、詔之以語嗣君、凡於寺觀、令鳴鐘終償前債、脫幽厄、其餘爲鐘功德、不可枚舉、由茲觀之、即今信女善根功德、爰止於遂二三所願、已億劫無邊薦脩、可以知矣、關西無方子、有事客居干鄉、幸乞銘之、辭而不可、仍銘曰、

岩鷲高秀	南部盛岡	頂祠權現	鎮護一鄉
化城隨處	大覺世王	精舍創建	夕燈晨香
鉦鐘新掛	志願已彰	幽明助福	太守爺孃
報恩如響	得幾嘉祥	鯨音震徹	天地玄黃
螽羽遺德	孫子榮昌	諸佛說法	聚徒擊揚
衆生乍聽	破迷夢長	獄苦曾救	妙顯蕭梁
罪業終脫	驗聞南唐	一女信利	千萬無量

寛永二十載龍舍癸未三月如意珠日

南部二十八代太守

源朝臣重直

信施功 德生勝女

大勝寺住僧

權大僧都養海法印

右鑄鐘奉行野邊地庄兵衛也。然に神社佛閣考云、大勝寺の鐘の名は法長老書、其細注に、此鐘の音悪して鑄直すと有。

仁王御馬場 同所南裏通

國統年譜に云、天和二年七月十七日仁王御廐建、奉行四戸彌右衛門。細註云、是迄川口源兵衛預仁王御廐、美濃部長九郎へ御預下略とあれは此時は再建なるへし、權輿詳ならず、猶櫻馬場の所にくわし。又同書寶曆八年四月六日の條に云、仁王御廐御取毀。又明和四年九月廿四日の條に云、仁王御廐先達而御毀被成候處、此度御普請被 仰付、御出來榮に付、櫻御馬場より御馬被分遣。又天明三年十一月十五日之條に云、仁王御廐御馬櫻馬場へ御引移、御廐空宅と成、後御毀と有、或古老の話しには、天明の初迄は御廐數軒建並春は櫻花藹々として、櫻馬場よりも猶光景の地にて、此所は大坪流櫻馬場は一和流と分れて、諸士馬術稽古有しか夫より廢せられ御門などもなく、終に荆棘の地となれりと。文化の中頃御拂地となりたれ共、誰望者もなかりしか、又同末の頃今の如く御門柵杯御建被成し也。又同所南古川端は寛政の末迄は、唯茫茫たる古川の

跡なりしか追々屋敷地になれりと。予か若かりし時迄は、御馬場御門の南に唯壹軒有しに、後古川の中に壹軒建、夫より追々八軒計に成し也。

新山小路 大仁王北裏通 二丁余

此丁より平山小路帷子小路とも寛永圖に見えず、皆田畑也。考るに、元祿の頃の屋敷割なるへし。

新山堂 中程北側 祭日五月七日別當大勝寺

岩鷲山大權現遙拜所也、凡岩鷲山遙拜所三ヶ所有皆新山堂と唱ふ。東方は是也、南方は雫石村別當圓藏院、北方は平館村別當大藏院也、各社領有。或書に、寛永三年 利直公御建立也、然れば大勝寺より前の草創也。其後慶安元年 重直公御再建也、又一書に云、此地舊自光坊の居し所也、又神社考に云、元此堂は長谷寺に有しとそ。

平山小路 新山小路北 三丁計

或舊記に、元和年中侍屋舖割の時平山傳右衛門と云人の丁割故かく號くと云。系胤譜考平山系を按るに、傳右衛門良信は 重直公慶安二年於江戸被召抱後宅を内丸に賜ふと有れば、前説非也。予曾て平山氏居屋敷の證書を見し事、有元祿年中と覺へた

り、然れば良信の子傳右衛門良治か孫傳右衛門良隆の中なるへし。

帷子小路 平山小路北 二丁計

同舊記に、元年中侍屋敷割の時帷子多左衛門善慶と云人の丁割にて、かく號くと有
又一説に、貞享年中の屋敷割とも云系胤譜考を按に、善慶は多左衛門吉恩の隠居號也、
貞享三年十二月致仕せり且寛永圖に此邊田畑なれば、疑らくは貞享の説是なるへし。
以上舊仁王村に屬す。

古川 仁王小路南

北上川の古川也、北上川は仁王御馬場の南邊より直に東に差して御城下々御田屋清
水へ突掛け夫より南に折れ御本丸下通を流今の一間堰に出、中津川に落合たり。故
に、當城元和年中落成せしかと、洪水の度毎に水害甚しく御居城にも成兼しを、重直
公押て宅寛永十年より御居城定りたれとも猶洪水には水勢堤防しかたきを、重信
公に至て寛文延寶の新築の堤防より、いかなる洪水にても水絶て禍害の憂永く絶た
り。

表大澤川原小路 古川南御菜園西 折曲八丁計り、

一書に云、昔は此邊都て下粟谷川村にて、御城の川向也。御居城後北上川洪水の度毎
に、御城へ水押故に延寶三年北上川新土手御築也、是より二十年計の間は、茫々たる川
原成し、故に大澤川原と云。元祿九年十月廿八日此地新屋敷望みの者へ今日被下と
云、又一書に此丁も平山傳右衛門の丁割と有。又古老の云御菜園前へ行南端何某の
宅地は、昔御屋敷にて御庭前栽美々しく下の橋の上に鑪鑪山を望み、春は櫻御馬場の
花を賞されし、頗る光景の御屋敷也しとそ。又北側中程、今今淵何某の宅地は、松岡修
と云人の居しを、文化の初御買上御用地と成て、慈眼院様被爲居し也、文政三年院様御
卒去後、又侍屋敷に賜ふ。

中津川古川 表小路南裏通下

延寶新土手御築後、中津川水勢此所に突流れし也、今の大萱生氏の東隣に侍屋敷壹軒
有しか洪水の爲に闕落て失たり、安永年中今の流に新川堀せられて古川と成しと、古
老の傳説也。

御菜園前 表大澤川原東一間堰迄をいふ半丁計

表大澤川原と、此所に往古より仕切門有しか、中頃中絶せしを、文化年中に御再建也。

其御門南際に、稻荷御建立にて御祭事には賑々かりしに、御卒去後廢せられたり。

同所原 御菜園御門前川原

或古老の説に昔は此所に大的場有り、久しく塚の俤残り有し也、其頃の事にや、此原に楓樹數株植させられ、其下には躑躅多く有りて、春秋御城の御二階樓より御眺望有し勝地也しとそ。今は杉松生繁りて御二階よりは見えぬ所也、又天明年中迄は一問堰に水車杯も有しとそ。

一問堰 御菜園前東

北上川の古川代也。

大工小屋前 一問堰東 一丁半計

此所の北御城内に大工小屋有り、世俗松原と云。寛永圖を按に、此地東は中津川、北は大成御堀、西は北上川にて一孤島の如し。今の一問堰の東際に、志賀小左衛門預りの御庇有、主圖合結にも此御庇有り、合結は正徳享保の頃の撰に見れば、此頃迄有しと見えたり。此所南側の杉は、天明年中植させられしとそ、又此中程に、寛政の頃迄御番所有りて、是より下乗せし也。今は御番所なき故、御菜園前より下乗する也、此一問堰よ

り東は下栗谷川村の屬地にあらす、仁王村へ屬すへし。

同裏大澤川原小路 表小路西、折曲六丁計、

事蹟表小路に同し。

新築地 裏小路西、六丁計、

舊新土手といふ、文化年中唱を改める。國統年譜に云、寛文十二年新土手築こと、打濟候に付杖突御徒八人御給人被仰付、又、一書には「延寶三年八月廿一日新土手御築新川通り是御要害御普請故に高知千石に付夫八人、もつこう五ツ、天秤五丁、まやくし大今云つさひとい、五丁を出す。普請奉行野々村宇右衛門、松尾吉右衛門、添奉行廣瀬庄太夫、本館甚右衛門、杖突御徒八人、此御徒御普請後爲御賞組付御免にて御給人になる、土手高さ五間、長さ貳拾壹丁と有。愚考るに、此土功大成御普請なれば、寛文十二年より始りて、延寶三年に成就せし事歟。又高知千石と云事は、知の字は衍文にて、高千石に付而の課役なるへし。又貳拾壹丁と有は、今の材木町裏より杉土手を経て、御船小屋の邊迄を云なるへし。此土手堤下にて漁する美濃鯉及川鱸は、殊に美味にして名産也と、延享三年三月著述の伊藤氏の名産考に見えたり。或書に云、今の森柳は御築

の時の杭也と今はなし。又俗説に、新土手西袋町行留りの屋敷の下は、大磐石ありて大なる横竅材木町永祥院の井戸迄通せり、井に落たるもの北上川に流出る、此磐石故に、大抵の地震は盪ぬ所也と云。

三戸丁 仁王小路北、四丁半計

十一日、廿一日市日也。昔は田町と云文化九年改稱せらる、然とも本名三戸丁なるへし。舊記に云く三戸より此盛岡へ都を移し給ふて、市町を建る時、元和三年三戸の市民を此地に移られ居らしめ給ふ、依て三戸町と云て、盛岡市町の始也とそ。且今の中の橋札辻北側に、菓子屋を蓬萊屋と云、此看板は能書の筆也とて古くより書替ず、此菓子屋此町に居りて、看板に三戸町と有然は元より三戸町にて、田町は世俗の云習しなるへし。寛永圖には此町に名なくして今の大四ッ家を三戸町と記せり傳寫の誤り歟、此時迄は此田水田成し故に田町と稱せりと或人云へり。

稻荷社 中程西側、祭日、

赤川 三戸町北詰の横町、壹丁計の間を云、
三戸町の内也、寛永圖には是より今の上田組所へ續て侍屋敷也。

赤川橋 東西に架長五間

此流則赤川也、濫氣多して水下皆赤し、故に名付しなるへし。

長イ町 三戸町西 八丁計

寛永圖に見えず、後年出し町なるへし、市町の中最も長き町也、此町世俗上横丁と云所に横丁にあるへからず、本通なるへし。

揚屋 上横丁東角表

是犯罪人未決の者を假に牢居せしむる所也、國統年譜享保十五年十一月廿日の條に云、長町牢屋揚屋と相唱番人覺之丞へ貳人扶持鹽味噌薪被下

自然山天福院 中程西裏

津輕法眼寺末。黄蘗宗大慈寺支配。或書曰、是を透關と云と有、愚考透關は僧の號なるへし。又直華何人歟未詳此開山を幸傳和尚とて名僧也、昔此所に大蛇住て人を害す、和尚法力を以て退治し、此蛇を神に祭る、依て今に此邊百間四方に小蛇たりとも住ず。今の稻荷堂左の方に、貳間四方計り柵を圍し碑有、是開山の墓也と、當天福院の説也。又系胤譜考中村系に云、中村作右衛門正房の長男三四郎と云者、延寶四年部屋住にて

出家時に年廿五後雲水して上野國黒瀧山潮音寺臨濟宗法嗣と成、元祿年中歸り來り願に依て盛岡長町西裏に五拾間四方の庵地を賜りて一寺を開基す、寺號不詳之に住す、寶永七年正月廿六日寂すと有。臨濟宗と有は明宜庵に似たれとも明宜庵開山正説あれば若此地成也と、因に此所に記す。

熊谷稻荷社 石境内 祭日 別當天福院

是邊世俗幸田稻荷と云高田とも書り。直華云或人の説に、此稻荷社は志和の移にて、昔中野吉兵衛の勸請也故に祭日には中野氏家紋の幕を張代參も來りしか近年此事止みたりと。中野氏昔斯波氏の聳と成し時高田氏を稱とす故に高田稻荷なるへし又今の明宜庵と長丁の間に大成屋敷有昔中野氏の別莊也と云。愚直華云開山を幸田と云は此中野氏の事は附會の説に近しと有。

圓通山明宜庵 長町西裏梨木丁へ行田甫ノ北
聖壽寺末臨濟宗聖壽寺書上云開山明宜尼此尼は葛卷覺左衛門母也。此地は葛卷氏下屋敷にて明宜尼其壇縁に依て聖壽寺之祠堂地に寄附仕りて大道和尚當庵を草創すと有。

材木町

長町南大仁王小路西、三丁計、

或書に昔は岩手町と云、此町より岩鷲山眞向に望故也、承應四年三月二十五日材木町と改らる。後何頃にや枉町と書てこは町と唱ふ、此枉の字字書に見えず唯節用集に有てまさと訓す然は和字なるへし。愚按にまさをこはといふは公國の方言にてこはは木端なるへし、文化年中舊名に復して材木町と云。又舊記に、此町の東大仁王小路へ入口の邊は昔侍屋敷にて切田小兵衛杯云人居れり、今は町屋と成し也。

水養山永祥院 中程北側

八戸法光寺末曹洞宗・神社佛閣考云、此寺の鐘は

奥州南部岩手郡於盛岡爲二世安樂建立、是非愚身力鑄大工妻女滅亡之爲施、罪業助成早。

寛永二十癸未曆五月末日

大旦那源

朝臣重直公御代 永祥院開山秀室

大工

藤原家次鈴木七兵衛

本願

川村久兵衛

諸行無常 是生滅法 生滅々已 寂滅爲樂
此銘讀易からず、都て佛閣考傳寫の誤り多く、暫く見る所に従ふ。

萱町 材木町西 二丁計

昔は久慈町と云文化九年十月七日改めらる。

夕顔瀬惣御門 萱町西詰

是盛岡西方迄、曲郭の御門也。

山伏小路 夕顔瀬御門北 一丁計

寛永圖に、安樂院無量院大満圓藏坊、大明神禰宜朝日岩本伊徳院多門坊不動院南覺坊等の修驗山伏計り居れり、後多く町家となる。

仙人堂 同町西裏南 祭日

此地昔 利直公公子、山田主水利長君の屋舖也、万治二年移られたるよし、舊記に見えたり。又或書に、今の生姜町の神明の社地也と有。

梨木丁 山伏小路北 二丁計

足輕組丁也。往古は、此邊家居もなく、大成梨の木有りて、都て此邊の家となれり、後年

足輕丁立られしと云。

疱瘡神 同所中程西裏祭日七月十八日、

別當大福院本正觀音を祭る。別當家の説に云、昔今の梨木丁東裏より、明宜庵の邊迄田畑も開けず、茫々たる草野也、其中に大木の梨の木一本有。然に何方より來りしにや、重き疱瘡の痕有女、此木の下に住て煩ひ、遂に死せり、此女雨露を凌ぐ爲に、俵端を被り、里民等哀みて、其屍を此樹の下に埋葬せしを、いつとなく疱瘡神に祭れり。是より疱瘡を煩ふ者、必俵端を頂きて酒場を祝ふと云、其後樹も枯木と成て朽果いさゝかの墳墓有しを、今の地に移して神と祭れり。追て、上様にも御信心有りて、斯迄神威を増けるとそ。或書に、元和元年四月 利直公御建立是諸公子の御疱瘡御祈禱の爲也と、其後寶永二年御再建後享保四年同十八年と御脩造。其後共に 公家の御脩覆の神社となれり、天保四年正月五人扶持御寄附也。

新組丁 夕顔瀬御門外西川岸、二丁計

足輕組丁也。國統年譜文化五年二月十一日の條に云、御同心貳組新規被召、抱細註に云、下臺弓組と則是也。

下臺 新組丁西 二丁計

都て新組丁の邊より西を下臺と字名す家村七八軒有皆郊外に屬す。是より北の方、小高所を上臺と云、愚按に臺は平なるへし、大根の名産とす。

狐子水 同所西川岸

清水也名水と稱す。

門前丁 梨木組丁北、裏通共八丁計、

此邊都て上田と稱す、昔慶長の頃此丁の西端梨の木丁より上り口左右不詳高源寺と云寺有、聖壽寺の舊地也と云。又或書に云、高源寺殿は、晴政公の公女にて、比丘尼にならせられ高源寺殿と稱す、三戸より移られて此寺に住し給ふ、今の大杉の所は則寺殿の御墓所也。碑名高源寺殿春林妙比丘尼慶長十三年三月五日卒と有りて、御壽八十餘歳にて終られし也、貳百石の御知行也。此門前に貴賤の尼住居して、寺殿に仕はれし故に、門前丁と云と有。又聖壽寺縁起に云、涼室代三戸より盛岡上田門前丁奥元寺へ引移る、元祿己前に右興元寺の材木を引移して諸堂庫裡を建ると有。又一書に、此寺天明の頃迄は、東禪寺の隠居所也しを寛政の頃廢して地割をして侍屋敷と成。

文化の初迄は、此境内残りて、所々に石碑有、杉數百株有りて晝も薄くらく往來も稀なりしか、漸く小杉剪候て諸士屋敷に成れり。又古老の話に、文化の中頃此地に石函埋有とて、土人其地を發き見るに、五尺計り石の函有、開き見ればいと古ひたる白骨のみ有り、是高源寺殿にも有ぬへしとそ。此丁、舊足輕組丁也。國統年譜、安永七年七月の條に云、上田諸士丁門前丁、組丁と所替被。仰付懸り奉行淺石清左衛門と有。愚按に、此年四月十八日夕顔瀬向より出火、大火と成て此邊皆延燒す、是迄は足輕丁にて、東の方赤川入口より、此門前丁入口迄、侍屋敷成しを、此足輕丁と所替被仰付したり。

高源寺坂 梨木町入口

世俗訛りし、からかひ坂と云。

與力丁 門前丁北 裏通共七丁計

此丁元和元年の屋敷割と舊記に見えたり。又古老の説に、安永五年火災の前は、此丁より梨の木丁迄續きて、足輕組丁成しか、燒その後足輕へは赤川出口より、石橋の邊迄代地被下侍屋敷と成と云り。寛永圖には、此丁大田縫殿助大湯次郎左衛門同心丁中程より北壹丁計の所、舟越與兵衛中島才兵衛同心丁中程より西一丁計りを、米田次郎

兵衛、五日市左近同心丁と有。愚按に與力丁と稱すれば、一頃與力の組丁なるへし。

駈上坂 長イ町より上田へ上り坂をいふ、

以上古川向大澤川原を除き、舊仁王村に屬す。然共門前丁與力丁の邊を都て上田と稱すれば、舊上田村に屬せしか、今は仁王村に屬す。

上田丁 赤川より北に入 十丁餘

足輕組丁也。寛永圖を按に、赤川より今の門前丁入口迄兩側共侍屋敷也、安永の火災の時門前丁與力丁の足輕組と替地に成たる也、此丁盛岡の内にて直に長き丁也。又每家栽前に茱萸を植さるはなし、一産物とす。

雲樹院 七丁計上西裏

臨濟禪宗、東禪寺の隱居所也。

願求院

光臺寺末。浄土宗。世俗是を覺山と云。

十劫山正覺寺 七丁計上東裏

大泉寺末。浄土宗一書に云、昔此境内は南彦七郎屋舖地也と有。

上田惣御門 丁北詰

舛形 同所

是より奥街道也。

茶屋町 舛形外、半丁計

是より郊外に屬す。

上田堤 茶屋東裏

端堤中堤末堤とて三有。中堤最廣大にして、湖水の如し、古老の説に寛文の頃新山船橋懸たる者申上て此堤を築と云。予、上田通御代官の節検査するに、此堤水組丁裏僅に水田三拾石計に漑く外用水になる事なし、何等の爲土功を起されしや訝し。

並樹松 茶屋町の先

奥街道にて、東山道の官道也。舊記に云、萬治三年植奉行工藤左馬助町野彌市右衛門、又明曆三年とも有。

庚申堂 舛形より四丁計先街道の東

祭日

黒石野

舛形より二十丁計り先

家村五六軒有。

黒石野観音

同所街道東三丁計山の半腹に有、

國統年譜寛保二年四月十九日の條々云東禪寺より申上候當寺元寺於遠野附馬平村十五年己前金佛正観音畑より堀出候尤御面体等も損せず定而開山看經佛にも可有之旨奉存候右観音黒岩野高三拾五六間横四拾間程下通にて野原各供合の道筋左右に百五六拾間四方被下置度旨申上願の通被仰付と有。愚按に黒岩野高とは黒石野の誤り、又高の字も衍文なるへし。

小野松観音

黒石野より拾町計北街道の東山上、

祭日 別當鎌田太郎左衛門。一書に云至て古佛にて棟札大同二年と有とそ。又神社佛閣考に云、明暦の頃何人歟岩屋を造りて安置す、縁起なしと有。又一書に云、利直公御参拜有しとそ。

以上、舊上田村に屬す。

増補盛岡砂子

卷一一終

増補盛岡砂子 卷三

星川正甫著

城 北

追手御門外より、本丁八日丁四ツ家丁花屋丁北山下小路山岸に至る。

追手先

本丁の内也、追手御門外。

御堀北柵際に、長サ四五間幅貳三尺の大剪石有。古老の説に、昔は此御堀の水満々として、地形と均しく湛え有しに、寛政の頃、此石を御堀の中より剪取られてより、水落涸たりと云。此所町へ出口、寛永圖には、今油丁への横丁の南角に仕切門有て銅屋町と有、いづ頃か本丁に屬せり、同書に云、御門の向兩側高知屋敷有、東角ハ江刺兵十郎、西角ハ大光寺宮菊居。一書には、西角大光寺左衛門、東角米内四郎兵衛居、其向北側には本堂次郎

左衛門の高知屋敷有。都て内丸三御門外には昔は必ず左右に高知侍を置かれし也。

本丁 追手先東西三丁半計、

一書に云、昔ハ京町と云て、京都より下りたる者多く住すと、文化九年本丁と改命せらる、毎月二十八日市日也。東土手際下小路御門へ行横丁、寛永圖には見えず、後出たる町故是を新丁と云、年月不詳。

八日丁 本丁西、南西二丁、

毎月八日市日也。

四ツ家丁 八日丁西、南北より東西折曲り、三丁半計、

四ツ家ハ古名なるよし舊記に見えたり、四ツ家御門の通を、俗に大四ツ家と云。寛永圖には、今の日影御門外小路より、南北の通を三戸丁と有、又同書に今の谷小路入口角より、日影御門御門外裏小路へ、入口所角迄侍屋敷也。

谷小路 四ツ家丁南北通より西へ入、半丁計、

侍小路也、舊四ツ家袋丁と云、文化九年今の名に命せらる。

四ツ家御門 大四ツ家丁四、赤川へ出口、

寛永圖には、上田出口御門と有。

大工丁 本丁八日丁の北裏東西四丁、

寛永圖には、皆大工職の者計り住して入口くには大工小頭を置れたり。

花屋丁 大四ツ家の東、大工丁北裏東西横丁共三丁、

舊寺町と云、文化九年改命せらる、毎月二日、四日、十四日、廿二日、廿四日市日。

白光山眞性寺 花屋丁御門内西側、寺領二人扶持、

眞言宗、永福寺門中。此南隣に瓦焼場有、此盛岡初りたる時より瓦場也と云傳。

花屋丁御門 花屋丁北

北惣郭の御門也。

油丁 花屋丁東、東西三丁

舊油町と唱、文化九年丁と改らる。

龜通山大泉寺 油丁中程北側、寺領五十石、

武州増上寺、廣度院末、浄土宗、舊三戸梅内村に有りて、今の光明寺は舊地也。傳云、此寺に昔より大龜の甲有り、依て山號とす、延寶五年二月八日命有りて上覽に奉り、此時現米

五拾石御寄附也とそ本寺増上寺より禮狀來る。又云、檜山御前の像有、緋の袴着て扇を
持たりと。又一書に云、北山御前の墓所有と。宮永氏御系譜に云、信直公末の御女は、羽
州比内の城主秋田城之介弟秋田忠次郎秀隆室寛永五年七月廿六日卒法名光林院殿
梅枝紅公大夫人葬大泉寺、里民北山御前と云。又一書に、秋田季陸室法名蓮生院殿香襟
林公大姉檜山御前と有。又一書に、光林院殿は、檜山御前の母の法名也とも云。或云、檜山
御前の墓は、三戸三光庵に有と、此諸説何歟是なる歟不詳以上皆三戸在寺の時の事な
るへし。

永龜山東久寺 油丁

永福寺門徒、眞言宗。

油丁御門 油丁東下小路へ出口、

寛永圖には、下屋舗出口御門と有。

下小路 油丁東北御門外、南北八丁、

寛永圖には、下屋舗と有。一書に云、貞享年中盛岡侍屋敷下されたる時、高知初諸士の家
來今云倍を此丁に置かれける故、下小路と云とそ、愚按に、既に寛永圖に下屋敷と有は

貞享年中初て置かれたるには有へからず、今も他丁と違ひて屋舗割狭く、同間敷也。

牛越場 同小路御門外東横丁、東西半丁計、

牛は三橋を渡る事を許さず、故に上の橋川岸より、川を渡りて此所に出る也。此所北側、
今屋敷の所、寛永圖には、遠曲輪の御堀有、文化の末迄其佛残り。

榊山稻荷御旅所 中程西側

御城内三社の一也。國統年譜云、「享保二十年九月十一日下小路稻荷御旅所淨智院様
御存生中御願に依て御建立」。細註に云、但從往古淡路丸に、御鎮座有之稻荷也。一書に
云、「享保二十年九月此御旅所御造營に而、十八日御遷座有、此時御先乘中村武右衛門
御跡乘布旋淺右衛門御町奉行也。此暮大井川御普請御手傳にて、殊の外御物入有之砌なれ
は、只御宮計御普請に而後追々玉垣、鳥居等、諸方御造營出來せし也。此御遷宮の時、社司
鈴木伊賀、藤原正盛御奉體廿日遷輿也。是より毎年神輿渡初る」と有。神社考に云、元文二
年五月二十二日公神幡を自書して書を納む、此日鶴八羽來りて幡上を翱翔す、公見て
大に喜び吉祥として、八鶴の幡と號す」。又盛藩記事云、享保二十年より五月御祭事御
卒去後、養源廟御代寶曆二年より中絶、同十一年より九月被成、義徳廟御代又五月

に復せらる。天明四年五月御卒去に付、八月十八日に成同五年より五月に復す同六年より八月に成。神鼎廟御代文化三年〇一本より五月十八日二十日迄御祭事に成。殊に公厚く此社を御信仰有、盛岡中町々に命せられ、江戸神田祭に摸して町々より練物出師の附祭有之、八幡御神事より増りて賑々しかりしか、文政三年御卒去後昔に復して八月に成たり、此地は舊御薬園より分地也。

御薬園

稻荷御旅所北並

舊記に云、昔行信公此地へ薬草を植させられて、御薬園と云。利幹公御代正徳年中御殿御茶屋等を建らるとそ。國統年譜云、「正徳五年十一月晦日去月十七日左之通下小路住居之者屋舗御用地ニ御取上引拂金並替地被下今の御薬園即是也。三拾兩内山吉太夫河野理七、同里見吉右衛門山屋勘太夫、貳拾五兩小山田又左衛門鶴飼七平、貳拾兩田中安左衛門堀江藤左衛門、貳拾五兩御所細阿部志浦上十太夫」と有。又舊記に云、利視公御代に至りて御手入有り、花麗の御園に成しとそ。古老の説に、御泉水は公御山装束に而、日々被爲入諸士の嫡子次三男を召され、御自親御下知有て堀せられしとそ。是より御裁前の異樹奇石等多く設られ、とりわけ夏日の納涼、又秋は高雄の紅楓霜に染

て、一入絶景の勝地成し也。又或説に、元御能舞臺はなかりしを、養源院様御亭を御舞台に御造營にて諸士町人拜見被。仰付拜見場は御泉水の中に棧敷を架し、諸士町人の場割有りて拜見せしと也。御中洲に、小町堂とて小祠有、其後に古鐘を掛られたり、是珍敷古鐘にて、元祿十五年閉伊釜石浦漁師の綱にかゝりて揚たるもの也。銘曰、

大中大夫興威大將軍知上郡事太子。贊善大夫賜紫金魚袋。金曜。璫及妻上黨郡夫人韓氏同心發意特鑄金鐘大重漆拾五斤懸於既院。郡善慶院以功德者。

太和元年丙寅正月日謹記

愚按に、太和丙寅は東晋廢帝即位の年也、日本人皇十七代仁徳帝五十四年に當る、元祿十五年迄千三百二十六年にして上り、今天保癸巳迄通計千四百五十七年に成實に天下の古器と稱すへき物也。又古老の云、安永七年四月十日盛岡大火の時、御亭大半延焼す、後漸々御修造有りて古に復すと云。

丹後守殿屋舗 地所不詳

御當家秘書に、下小路裏に有。愚按に、京極丹後守高國の配所屋敷の事なるへし、高國は寛文六年五月公國に謫す、延寶三年十二月廿四日卒す、今油町より入口西側御堀端、長

内氏屋敷の裏に古き屋敷跡有。寛政の頃迄は畑中に大樹の梨の木有、其東北に三尺計りの土手有て今に無高也。且此屋敷より表通道有しと、古老の話也。此地なるへし。系胤譜考内堀系に云、寛文六年五月京極丹後守高國御領被。仰付、此時新に謫所下小路に御造營有之、程なく是へ移る」と有。

法泉寺跡 中程西裏

東顯寺末にて寺領百石餘也。いつの頃の事にや、住持犯罪有りて寺塔ともに破却せられしよし、東顯寺の記録に有と、東顯寺住持源時の話也とそ。愚按に、今の、大智山法泉寺御建立前の事なるへし。

皆松御屋敷跡 山岸町出より石橋迄、東側

國統年譜、安永三年八月二十四日の條云、丙丸奥瀬要人居宅へ、三戸左京殿御引移に付、要人義は下小路皆松屋敷拜領と有。

願教寺舊地 地所不明

春木場 中程東裏

薪場也。昔は大街道にて、關口より川越に、妙泉寺山下通り往還也と云。

赤川御門 赤川北

是より郊外に屬す。

八幡屋舗 御門外西側

寛永圖に有、三戸櫛引八幡別當普門院屋敷也、昔の拜領地なるへし。慶安二年三月十三日、重直公御參勤御首途として、八幡普門院へ成らせられし事有此地なるへし。

聖壽寺繩手 御門外より聖壽寺門前迄、南北五丁

田中地藏 東禪寺門前、田中

大智院様御火屋の跡也。

田中杉 同所下

大源院様御火屋の跡也。今はなし。

田中杉 同所下、四ツ家丁ノ北裏

徳雲院様御火屋の跡也。今はなし。

大光山聖壽寺 繩手北 寺領五百石

京都妙心寺末、臨濟禪宗、又萬年山とも云。舊三戸小向村に有て三光庵と云、今小向村三光

庵則舊地也。三戸三光庵の初は、建長六年二代 實光公薨三代時實公公弟北孫三郎と相議して、遠光公、光行公、實光公の三ツの光の字を表して、三光庵と草創せられ、當家累代の御菩提所とせられしと也。又一説に、元中年中義山と云僧、三戸に來り草庵を結住す、此僧の師は三光國師とて、後醍醐帝法の師也依て師と崇めて三光庵と號すと。又、實光公の御謚を 三光院殿と稱奉る、且此 公薨給ふ時御建立なれば、庵號にせられしとも云、何か是なるかを知らず。聖壽寺開山を石門といふ、初め三戸三光庵は中頃住持も旅僧或は尼等住して絶々なりしか、既に宗門中絶して中興の僧なし。信直公御歎ありて、仙台松嶋開山派瑞岩寺住僧實堂和尚の弟子石門名僧の聞有、文祿二年岩館右京義矩、宮永左月吉玄を使として招請すといへとも召に應せず、再兩使を瑞岩寺に遣し、同年漸く三戸に着す。平良崎邊に住す終に三光庵に住職す、是を中興開山とす、石門元和四年二月六日遷化す、是を關山禪師と云ふ、故に關山派とも云。又舊記云「初三戸より同上田門前丁、高源寺の舊地に移り住す」と。愚按に、高源寺殿は、慶長十三年御卒去なれば、其頃なるへし。聖壽寺縁起云、「涼室代三戸より盛岡上田門前丁興元寺へ引移り、後元祿以前に右興元寺の材木を移して、諸堂庫裡を建ると有。又或書に、「元

祿三年^{〇一}本^{十八}伽藍再興大道和尚代也、奉行四戸清助長政、佐藤勘太夫道慶下奉行金田一

與惣兵衛吉次、玉山彌右衛門吉續、大工棟梁美松儀兵衛宗次と有。五ヶ寺の一也。

五重塔

境内

國統年譜に、文化八年七月二日、三日聖壽寺へ五階堂建立出來榮に付供養有之、屋形様御直詣ニ付、諸士諸醫參拜被 仰付、東都谷中感應寺塔の寫也と云、諸費五千兩と云。

仁王門

山門也

利幹公正徳元年六月御建立也。門へ御寄附地貳石貳斗有、東都山王の仁王と同尺也と云。

月波橋

山門前

鐘樓

境内

佛閣考銘云。

承應元壬辰年四月 願主櫻庭兵助由之再興

衆寮

本堂西

元祿十年 行信公御草創奉行本堂御建立と同し。

玉峰院 塔中寺領十二石

雲峰院 塔中

千葉能劔 胴坊

聖壽東禪兩壽の下馬札ハ、寶永二年七月廿八日初て建つ、筆者後根清右衛門也。

大智山法泉寺 聖壽寺西隣

京都妙心寺末臨濟禪宗開山某は元東禪寺の住職也。登會草子に云此僧 公の違約の事有とて東禪寺を開き、本山へ登るとて花卷迄行しか、其頃の寺社奉行高屋某追止しかとも不聞入、高屋氏云我等 公に請て新一字を建立し、和尚を以て開基とすへしとて死を以て止む、和尚然はとて誓言をして、必再ひ下るへし別けり。高屋氏歸りて公に請て此寺を建立しけるか、和尚再ひ下り、本山より大智山法泉寺の號を請得て、轉職して下り、開基となれりと有。又一書に云此寺は大智院殿信直公御實母也の御菩提の爲御建立也と、然は寛文の頃なるへし三ヶ寺の三也。此境内と聖壽寺の界の邊に方長老適居の地有、晦溪庵と云、地不詳、疑らくは則法泉寺は其遺蹟歟、又云此門前通りより聖壽寺東禪寺前通りは、昔の大街道の往還也と。

大寶山東禪寺 聖壽寺東隣、寺領二百四十二石

京都妙心寺末臨濟禪宗、本寺は遠野附馬牛村東禪寺是也、開山を無盡昭尙、建武年中草創也。遠野本寺大英は、利直公寛永九年御卒去の時、遠野より三戸に至て御引導を勤む。其後 重直公盛岡へ御移の時、同時に大英盛岡に此寺を草創す。寺領は大英代百五十石、耽源代百五十石、兩度に賜ふ、御黒印有後貳百石と成。本寺八十三代 守行公御菩提にて、後 公より世々の御葬地と成れり。舊記に云世祖無盡和尚は世に稀なる能筆、且道德の譽有し人也。一夜弘法大師の靈夢を蒙りて、高野に登山し、大師入定前に經文書寫の殘篇若干卷有しを悉く書續畢る。於是其報の爲め、大師眞筆の法華經八の卷を授らる、依て獨り美譽を得て歸國せし也。此經今猶什物とせりと云。寺領の内七人扶持は、文化八年七月御寄附也。盛岡五ヶ寺の第二也。

涼徳院 塔頭 寺領十二石

寺領は、寶曆十一年十二月清受院殿御願に依て御寄附也。

雍護山教淨寺 東禪寺東隣、寺領三百石

相州藤澤清淨光寺末、遊行派昔より縁起なしと云、然共開基は 茂時公相州藤澤にて

御生害有しに付、御菩提として御建立也と舊記に見えたり。本尊阿彌陀佛は、多田滿仲守本尊也と愚按に、茂時公を、教淨寺殿正阿彌陀佛と謚し奉れば、則公を本尊に崇尊し給ふなるへし、毎年十二月十四日御祭日には、近郷近村迄貴賤男女參詣群をなす盛府第一の參拜也。一書に、享保十三年二月十五日御立願の儀有之、御一代百石御寄附と有。又、天保二年現米の分地方に被成下。盛岡五ヶ寺の内なり。

圓峰山源勝寺 教淨寺東隣、寺領二十石

遠州中田雲林寺末曹洞宗舊志和郡に有て稻荷山と云。一書に云、開基は雲林寺住職長現和尚、享德三年志和郡土館村に來り、一寺を建稻荷山源抄寺と號す。則斯波氏代々の菩提所と成、天正の初三戸の僧清耽智慧有、信直公田子公子たりし時相友善也。公身密に自運を祈らしむ。此時頻りに斯波氏を經略せんとす。同十年四月密かに清耽をして、同郡岩清水村龍泉寺の寺務をなさしむ。窃かに斯波を伺はしむ。同十六年終に斯波を討て是を亡す。時に清耽功有平定の後、同十八年清耽を召して寺領を賜ふ。同十九年當寺に轉職し、同十月田千菰を賜ふ。利直公元和二年又貳拾石を賜ふ。皆御黒印を秘藏す。一書に云、此時は今の光台寺の境内の西に有、法華寺と並有、寛文三年源秀院様御

葬地の爲此地に移さる、引料として百駄を賜ふと。そ又一書に云、志和より移りし頃迄は、古き過去帳、古き位牌有しか、同祿に焼亡すと云、御當家秘書に云、延文中、斯波氏志和郡下向の時、附從ふて下る、天正八年 信直公御朱印にて、寺領を賜ふ。

稻荷社 境内

志和稻荷の寫し也。

上行山法華寺 源勝寺東隣

京都妙滿寺末法華宗舊今の光臺寺の境内西に有、寛文三年源勝寺と同く此寺に移る引料百駄を賜ふ。

北峰山願教寺 法華寺東隣

京都西本願寺末、淨土宗開山源三位頼政の末葉某也と云。或書に云、御城下古繪圖に、下小路惣門外堀の北向東、安永年中を指玉井清兵衛七戸儀左衛門屋舖の邊に、善證寺と云寺有。則此願教寺の事にして、北山へ移りて寺號を改めしとそ。系胤譜考田口系に云、田口彌右衛門藤好は、當時の儒者也。貞享年中願教寺の鐘の銘を作ると有。今此地は、即性院様御火葬の地也。文化中頃焼亡す、頗る大寺也しとそ。

法林山妙誓寺 塔中

月鷄山直行寺 塔中

鳳樓山壽昌庵 願教寺北後、寺領三人扶持

聖壽寺末、臨濟禪宗聖壽寺書上に云、開山陽天和尙往古は薦福寺と云寺也。重信公御代壽昌院様御菩提に、三人扶持被下置直ニ庵號に命せられて改むと云、是大道和尙代にて、聖壽寺古材木を以て、庵室を再興すと有、愚云、壽昌院殿は、重信公公子七戸主殿定信君にて、七戸にて御卒去、同所瑞龍寺に葬る或書に、雪溪山と有、愚按に、雪溪は定信君御牌名也。佛閣考には鳳樓山薦福寺壽昌庵と有。

北山 右數寺の後山を云。

茶毘所 壽昌庵の北

火葬場也。國統年譜、元祿十三年十一月四日の條云、「死人茶毘所東は梁川云々中略、西ハ北山ニ而三拾間四方右兩所に而焼場申付之」。細註に云、「元祿十四年向後寺内に而、火葬無用に可仕旨被 仰出と有、愚按に、此年九月五日本誓寺にて火葬の失火有、本堂庫裡土藏共不殘焼亡す、故に此兩所を賜りしなるへし。又云、寶永元年三月十日火葬

場壽昌庵後被仰付と有。

以上舊上田村に屬す。

松坂 願教寺門前より、東南壹丁計

或書に云昔の大街道にて、東鑑にも見えたりと有れとも、東鑑には見當らず。去かし今も其時の並樹松也とて、古松も残りて其佛残り。

金毘羅堂 松坂の北二丁計向、松坂に鳥居有

北山穢多町 松坂の北半丁計向

名須川 松坂の西農家四五軒有

川は松坂の下の流を云にや、此邊より西北東禪寺門前邊迄の水田より出る土、至て細にして粘つよく家壁に絶たり、堀取たる跡へ塵埃又はあら土を埋て二十年を經れば元の粘土と成と云、其田壹ヶ年堀れば、三ヶ年租税を貢くと云。

以信院 同所田中

法華寺末、又隱居所とも云。

衆寶山光臺寺 松坂の南、寺領百五十石

陸奥岩城專稱寺淨土宗開山大阿和尚。本無縁の小寺也。重直公御母堂源秀院殿御葬地の御草創也と或書に見へたり。然れ共舊より寺は有しなるへし。元此境内の西の方に源勝寺法華寺の二ヶ寺有て、光臺寺は至て狭き境内也しを、御靈屋御造立の爲二ヶ寺を今の北山に移されし也。一書に云其頃の住持大阿と云僧頗る大飲にて、醉後口中より氣を吐く事霧の如し、重直公折節召して御酒宴の御相手に成、大に寵遇を蒙る是に依て、寛文三年院殿の御菩提所被 仰付、百五十石の寺領を賜り、且大伽藍を御造建にて、同年十二月四日寺領を寄附せらる、又、御奉納の寶物を、春日の作阿彌陀本像南宗院様御影、名號三幅對幅意、此四字不詳 玉樹院様御碑、名燒香堆朱香合池蓮花の内佛舍利等也。又、傳説に云、此御石塔臺の石の合名に、鉛を流し詰られしに、悉く假名蛇に化して一夜に散失ぬと。又、此御靈屋前の埴に、橋を架せられしに、一夜の内に落て、後幾度懸られても落る故、其後ハ懸られすと云。兩説とも信するに足らすといへとも、御靈前へ通ふ御門計有りて、橋のなきも故有へし。盛藩記事に云、此寺寶永元年四月燒亡、正徳元年御再興、文政の初又燒亡、寸夫前は頗る大伽藍也しとぞ。

かき林

今光臺寺本堂の邊を云しと、古書に見へたり。

柳源

今光臺寺の西源勝寺法華寺等の舊地の邊を云とぞ。

池水山徳玄寺 光臺寺西隣

京都東本願寺末淨土宗、或老人の話に、此境内に錢掛松と云有、其事故を尋に何の頃の事にや、一日あやしけなる翁、菟蒨に包ミたるものを持來りて是を買、吳よと云披き見れば、如來の御首也つらく、見るに全く名作なれば、御體のなきものなから、此寺に來るもの縁有はこそとて、價を聞は三貫文と云、其儘價を取らせて歸しぬ。翌朝庭前の松を見るに、枝に錢三貫文かゝり有、全くのふ取せし錢なれば、忘れ歸りし事なるへしとて、翁の來るを待ちけれとも、其後終に見えさりし也、則之を錢懸松と云、其後一年住僧彼御首に繼へき體有やと、普く古道具屋を尋ねしに見當らす、一年江戸に登りけるか、不圖も或町にて似よりの御體を見當り、御首を繼見れば、少しも違はず合繼ける故に、價を問は貳拾金と云、いかに名作なればとて、御體計りに餘り貴き價なりとて、御首を取らんとせしが、ふしき也。御首つきていかにしても放れず、據なく其價に買取て此寺の本尊とせしと也。是より此如來利益いちしるく、祈願する者必應有て、其頃信仰する者多かりしとぞ。

三峰山吉祥寺 德玄寺西隣

光臺寺末 淨土宗

松峯山東顯寺 花屋町御門外御堀端東側

仙台正法寺末曹洞宗開山政宗和尚政宗は俗姓福士五郎政宗とて不來方淡路か子也
明德二年五月廿八日寂す。此寺昔は、今内丸石間檜山河内の居屋敷是也。則不來方氏の
菩提寺也。御城築の時東中野村に移さる。是を今里東顯寺と字す。後年又今の地移され
しと也。又此境内に不來方殿の碑有と云は、昔の石間の地の事にて今はなし。

三石大明神 右境内、神領五十二石餘

傳云昔 信直公太祖 光行公の神靈を爰に勸請し給ふと云。後 利直公神領御寄附
有。御黒印に爲三石掃除料五拾貳石令寄附者也

慶長四年十月

法名御黒印

東顯寺

抑三石は其形均しく巍々として高さ貳丈計廻り三丈計にして根は却て細く三石偕
に危立す。平垣の地に有て實に奇といふへし。當村を三割村といへとも敢て裂たる石

にあらず。曾て三石野村と云しを、此神號を避られたるにや。村名を三割と改られし也。

東顯寺三石記。

大凡物稟氣而成質也。就中其鍾得秀氣而生成者。超然獨出群者。於三石見焉。故振古傳
于今。其可稱異者多矣。余數見此石。每歎思焉。何爲此奇石無此之傳記耶。想歷世及失亡
者乎。故余嘗雖欲爲此之記。悔者未見其事迹詳。儻依俗所傳之言云。往昔羅刹鬼者。數來
而惱民間。民間懼日久矣。仍告之三石神。神爲之縛之。鬼頓首泣曰。寔我罪也。唯丐命耳。他
日復不來矣。神即免焉。縛自解也。神亦令誓押手于石。形今猶存。爾時左見焉也。從然後終
不來也。仍名邑言不來方者。其依不來之言。名郡言岩手者。其依押手事。又鄉有三割名也。
即呼此石者。或云此神饗祭之邑也。其實然也乎。我聞于俗者。方如斯矣。向聞三者德者。亦
與俗傳不異也。間有議事者云。三石之傳。其可笑者。鬼之言也。余曰。子道著於生々之理也。
爲之一也歟。將爲之二也歟。若道著爲之一也者。禽獸之於人也。不可異也。然於人畜同分
之中。而其見各々異者。則於鬼之言也。奚怪焉。夫天下之爲廣也。有若干數國土。生々不一
也。有若干種有情。索不可誣者也。若依釋典載者云。有夜又與人雜居。如此者。盡不可陳焉。
是又怪焉乎。殊如鬼手迹者。人多言焉也。子獨不見焉乎。還可怪而已。荊州記曰。興安縣水

邊有平石。其上有石櫛履各一具。俗云。越王渡溪。脫履墮櫛於此等也。往々人所知也。詎此石傳怪之。或依日本記。有助參考者。余思焉。彼書專紀征夷之事。此傳偏言三石之事。若其相似者。乃鬼也。夷也。其於不來誓詞之事者。紀闕之。傳言之。以此敢不參考之而已矣。嗚呼。三石奇石也。其性堅剛。根也入深。其狀三分立也。不傾地上。纜丈餘計。色見五方之外。巍然在城北之隅。蘭若之中。名雖有市廛之際。其德也恒靜也。誠爲城府之鎮石。誠爲蘭若之基石。故德秀群者自三矣。所謂其在蘭若之中。而不與其類並立者。即斯石之陰德也。又具三割之鄉名。而各分著。即斯石之陽德也。兼斯二而中立者。即斯石之實德也。以此知之。三石名。苟不設也。方如斯。夫與衆石盈巖溢壑之碌々。固非同日之談也。意雖萬々億々。不可拔者。此石歟。又爲之辭曰。

爲石磊落也 三石獨出群 地上纜丈餘 奇形自三分 作成府安靜
作蘭若基勳 主依皆安席 賓範此揮勳 天衣不可摩 劫火不可焚
確乎壽無盡 後日談嚴君

石森山重觀院本誓寺 東顯寺北隣 寺領十二石

京都東願寺末淨土眞宗和漢三才圖會云。本誓寺在南部盛岡二十四輩之內。開基是信

房。號石森山。吉田大納言信明鄉。謫于越前。而後雖勅免。遁世不歸。開鸞師在越後。尋行。齋先行關東。於常陸稻田爲弟子。名改是信房。家臣有二人。千原長左衛門橋本左內隨從。而長左衛門亦剃髮號信圓。於斯波郡彥部村。文永二年三月廿五日寂。又號光照寺。其遺迹也。作內死彥部村。其子孫相續名作內。是信房從師命。越奥州弘宗門。住和賀郡一柏村。後移斯波郡石ヶ森。建一字。號本誓。自是奥州專修念佛。法盛行也。文永三年十月十四日寂。第十六世賢勝。天正十二年移盛岡。而靈寶數多。皆希世什物也。聖人自作眞像。阿彌陀畫像。極眞六字名號也。

佛閣考云。志和郡に有て焼亡す。是に依て移る。則今彥部村正養寺ハ其舊址なり。又寶永三年焼亡す。作内の子孫は今に彥部村に農家と成て。世々御庵の作内と云。前書の外に寺寶は、安倍貞任の佩刀一腰、東照宮豊國神眞筆の寄合書の扇面有金地にて其和歌

家 康

よし茂れ庭の夏草おもふ程道あれはとてとふ人もなし

秀 吉

物思ふたゝ獨寢のさむしろにあたりの塵よいく夜つもりぬ

御當家秘書、重直公御代御支配帳拔書云、現米百駄岸田右近葬本誓寺柳は其墓印也。系譜考には本堂の左の方槻木是也と有右近は御領人岸田伯耆守の子也。

一切經藏 本堂の左

文政の末の頃造營にて、轉法輪と云。

梅應山證明寺 塔中

慈光山專立寺 塔中

中頃、泉流寺と書く、明和元年願に依て昔に復す。

千原山光照寺 塔中南の方

一書に、長誓寺とも有、開基信圓は、則是信房家臣千原長左衛門信貞也。傳云本誓寺の塔中といへとも、自ら一ヶ寺の格也、本誓寺より先に此地に寺を草創して居たる故に、此光照寺の境内へ、本誓寺の移りたる也とそ。

大久保屋舗

或書云大久保右京亮殿謫居の地は本誓寺と三石境内に隣て四方に垣を結廻したる空地是也右京亮殿謫居前は、御願人岡部藤二郎を置れし謫居の地也とそ右京亮殿歸

參の後宮永左月拜領す。

寶鏡山清養院 本誓寺北隣

東顯寺末曹洞宗。

虎獄山龍谷寺 清養院北隣

報恩寺末曹洞宗。此境内北の方に池有、片葉の蘆を生す、昔ハ悉く片葉なりしか、今は稀に見えたり。此地の上の方を着替か嶋と云、土俗云傳昔源義家安倍黨を亡して、宗任を將ひて上洛の時、此松坂に至て宗任申けるは、擒囚の身と云なから、上洛に此鎧は見るし、とて、此所にて鎧を着替けるより、着替か嶋と云とそ。

鳩峰山報恩寺 松坂東北 寺領二百石

越後柏崎香積寺末曹洞宗。公國二百八箇寺の惣祿職にて、盛岡五ヶ寺の内也。盛藩紀事云、昔は三戸郡名久井村法光寺の末寺なりしか、寛文十三年九月以來香積寺の末寺たるへきよし、御前に於て被 仰渡ると、境内に彦九郎政直君御靈屋有。

三十三觀音 境内

享保十六年七月造營願主住持頓守和尚同十八日十九日開帳有り。

享保十九年八月二十二日入佛願主前に同し。同二十日より廿六日迄開帳有貴賤群集す。

養虎山正傳寺 報恩寺東隣、寺領七十石

東顯寺末曹洞宗。一書に養廣山とも有。又或書に云慶長十九年大阪御和睦に成 利直公御用濟にて御下國の節駿府に於て虎貳疋拜領し給ふて、年久しく畜養す其飼料として地方七十石也。御城内銘治屋御門内に虎牢有しを後に此正傳寺の境内へ移されたり、依て世俗此所を虎屋敷と唱ふ。寛永二年冬虎斃て後、此寺地と成し故養虎山といふとそ。然るに寶曆の頃報恩寺の住僧大果の説に、正傳寺は舊御城内毘沙門淵の邊に有たりと、此説信すへき事有。今鍛治屋御門の上の方に石有、傳云、虎を埋たる印の石也と、且鐘の銘に云、「奥劬岩手郡三石野村養廣山正傳寺四世應逸代建立寛永廿未年五月吉日」と有。彼是參考するに、大果の説是なるへし、寺領の七拾石は虎の飼料を被下しと云。

開田山恩流寺 正傳寺東隣 寺領二十石

報恩寺末曹洞宗。開基草創は、慶長元和の頃也。盛藩紀事に、鐘銘「住持二世湖岸存太大和尚寛永二十癸未年」と有。

愛宕山法輪院廣福寺 恩流寺東隣

武劬東叡山寛永寺末天台宗。舊興福寺として今の高水寺の地に在りて、寺領百五拾石の寺也。重直公御代故ありて寺領沒收せられ、僅に現米拾駄を賜しか、其後住武州上野より繼けるを御歸依有、此時迄は此地に中臺院居けるを後山に愛宕堂御草創に付寛永十五年別當被 仰付更に百石被下此地に移さる、此時興を廣の字に改む。其後御加増有て貳百石に成又三百石と成と、舊記有。寛文三年毘沙門堂御門主様より廣福寺へ、御家中天台惣録被仰付被下度旨被仰遣依て九月二十五日御領内天台惣録と成。佛閣考に云、法輪院の號、御繪旨御門跡より來る。

奥州岩手郡盛岡愛宕廣福寺今般依院宣令稱號了法輪院訖、愈可相守末々法式者也

寛文十一次辛亥夏五月十五日

毘沙門堂前大僧正海利

法輪院法印賢翁

時鐘樓 境内

盛風記に云、堂普請奉行四戸彌十郎正武。銘は、「寛永二十年癸未彌生十七日鑄大工鈴木越前守藤原家綱」と有。

一切經藏 境内

重直公、明暦四年上野寛永寺に於て、之を求給ふ。卷數五千四百五十六卷也。翌万治元年四戸彌十郎信武を奉行として、經藏御建立、護摩執行有て納之。

太郎坊堂 境内

草創由來を傳へず。

山門前石階

或書に云、元祿年中金矢與一兵衛光壽と云人勤方不景氣に付立願の爲石垣を寄進すと有。此勤方不景氣と云事解かたし、公務の不幸と云事歟。

愛宕堂 法輪院東北後山 社領二百石

寛永十五年 重直公御城の鬼門に當るとて、御造營成と舊記に見えたれ共、又一書に寛永十二年七月九日御修覆御遷宮有とあれば、舊より愛宕の有たるなるへし。元

東照宮御祭の思召なりしか、御成兼の譯有て、愛宕堂に御祝なされしと云。愚按に、或古老の説に、御譜代大名は、必ず其封内に 東照宮の祭祀有、外様大名は其事なしと云。今仙臺侯様には、現に 東照宮を祭るといへは、其事信しかたし、此故に此御神像は、東照宮の御畫像也と云、此寛永十五年に社領御寄附也。國統年譜に云、「正保元年八月二十一日盛岡愛宕堂御再興、細註に、十五日寅卯申の日の四ツ時の間吉刻のよし、廣福寺申上、同廿七日御細工始、又云、寛文十二年七月九日御修覆、十月御遷宮、盛藩記事に、正徳二年三月二十五日柱立と、御再建なるへし。又、正徳四年御書上云、北は愛宕山本丸より差渡十五丁三拾間、此間淺田有、本丸地形より貳拾九間高し、但愛宕山より西小山續と有。此山上より盛岡都下東南の方一眸に眺望して、春秋貴賤遊覽の地とす、此山の西の續を俗に報恩寺山と云、神道塚と云所、又眺望の地也。

茗荷畑 廣福寺門前西

文政の頃迄ハ茗荷畑多く有しか、今ハ民戸建續きて名のみ残り。

關口 下小路中程西裏愛宕の下すへて此道をいふ

昔は大街道にて、此所に關所有し、故關口といふ。東鑑にも有と舊記に見えられたとも、東

鑑には見えす。然共名所寄に、岩手の關といふ古歌に見ゆれば、關門の有しなるへし。都て昔の街道は上田堤際より、法泉寺前、法華寺前、松坂關口、下小路、春木場、川渡、妙泉寺、下藤ヶ森、尾崎前、松尾下、上小路、神子田、新山館より、北上川渡り、仙北町、向中野を経て、西の方を往還せしと云。

走湯山高水寺 法輪院山下東南、寺領五十石

永福寺末、眞言宗。舊志和郡郡山の山上は、古の舊地にて、走湯山は、則郡山の本名也。然に草創を云へは、人星四十代、稱徳帝勅願にて、日本六十余、毎に丈六の觀音建立有。依て奉行の公家兩郷大工小工、京都より此地に下り、此山に堂宇を建立す。高水寺と號け、四拾餘坊有。是より此山を高水寺山と云。其後、斯波氏此山を城に築に依て、北の麓に移す。利直公慶長年中命に依て、土橋村十日市東裏、北上川の邊に移る。依て村の名となる。其後、重直公寛永年中迄、今の所に廣福寺居しを移され、明地と成しか。命に依て此地に移れり。故に、今猶郡山大槻觀音の別當也。此寺の來歴は、東鑑にも有りて、猶縁由も多けれとも、郡山舊址の所に詳に記して、爰に略せり。

朝日山法明院 高水寺東隣、寺領五十二石

永福寺末、眞言宗。福岡朝日觀音別當にて、五拾貳石の寺領は、則觀音への御寄附也。境内に、古木の榊櫻有り、陽春開花の時、色香殊に麗しく、貴賤群集して賞之。

高野山中臺院 法明院東隣、寺領二十石

永福寺末、眞言宗。開基某紀州高野山の僧也。利直公慶長中罪有りて、中臺院行壽院萬壽院と云。三僧御預けと成、福岡に安置す。重直公寛永廿年、萬壽院は福岡に寂す。後赦に逢ふて、行壽院は歸山す。獨り中臺院は、公恩に感して、願に依て歸化す。其頃、此地は、舊法輪院の舊址にて、明地と成て有けるに、願上庵室を營住す。終に一寺と成。此時は、米野山と云とそ、此時山號を改むると云。

以上舊三割村に屬す

山岸町 下小路東、二丁計

文化九年十月七日御町並に命せらる、後又村支配に復す。此所にて製出する眞綿、潔白にして光澤有名産とす。

岩屋稻荷社

山岸町西三丁計、愛宕山半腹

(耐)

峩々たる絶壁の中段に有松柏、翳鬱として、夏日納涼に絶たる地也。

焰硝藏

岩屋南麓

昔は御城内、綱御門内御勘定所前に有しか、雷火等の災有ては不宜とて、元祿十三年六月此所に移さる。岩窟を穿て銅の扉を附前に水を湛て嚴重也、且御番所有也。

御弓丁

山岸町東、四丁計り

古集記に云、寛文九年八月十九日新規御持弓御持筒之者五駄、貳人扶持にて、被召抱御持弓頭は、御家老より兼役にて勤めしと有、此時此丁割出しなるへし。

阿彌陀堂前

御弓丁東南

阿彌陀前

北側、境内拜領地

法輪院末天台宗土俗傳ふ、此閣は藤原秀衡の建立也と云、延寶年中祥興院殿御再興と舊記に有、按に、祥貞院殿見在せず、重信公御妾新渡戸氏を松貞院殿と云、祥松同音故の誤り歟、此時の前後は庵主の自力なるへし、又此境内に古松二株有て、枝葉繁茂し珍しき松也、小山田春水老松の記有文章長ければ略す、國統年譜云、「享保十一年三月三日山岸阿彌陀堂の名木の松有之、枯色相見得候に付、爲剪申度旨法輪院申上候處、名木の儀故枯候ても、其儘差置候様被、仰出後惜哉、兩株とも枯木となりぬ、いかにも古昔

藤佛閣と見えたり

寶珠盛岡山永福寺

阿彌陀堂東、寺領八百石

城、勃仁和寺内皆明院院跡、眞言宗是封内眞言諸刹の冠寺也、三才圖會云、榮福寺榮永聲相近故、誤在南部盛岡寺領七百石古坂上田村麻呂東夷征伐時爲祈願所建立也云々、又或書の正月儀式の條に云、五日は嶺松院に詣らる。細註云、今の永福寺是也と、然は、安信公御代の事にて、三戸に在りて嶺松院と云し也。利直公、元和の頃此地に移さる、今三戸冲田面村峯松院則舊地也、郷村錄云、慶長元和の頃此地に御建立、延寶八年正月十三日一字悉く焼亡、縁記古記を失て不詳後、重信公貞享三年御再建、本堂及御居間等御造營也、又國統年譜に云、延寶八年正月永福寺不殘焼亡、依て三月十三日御金三拾兩拜借再興すと有、同書に「護摩堂門塀、番所腰懸井六坊ハ元祿七年御造營也、下馬札は、正徳六年始めて建らる、今存する所の寺寶は、高野大師靈作諸天十六羅漢、十灣湖青龍權現の昔南宗坊坊たりし時の書寫の不動尊一軸、其外種々有」と云、此地は、御城の鬼門に當りて京都の比叡山、江戸の東叡山に比して、當城鎮護の爲御建立にて、住持も位權僧正に至る。此山を盛岡と云よしは、既に上卷に詳也、此山の後より團子石といふを産す、丸くし

て團子の如し、割て見れば餡の如く黒色の石也。六坊有。

池上坊・林藏坊・蓮花坊・櫻木坊・西坊・東坊以上。

寺並 永福寺東

御弓丁舛形

是より東北野田街道郊外に屬す。

(マ、)社 街道二丁計先、西山上

午勞長根と云。祭日六月朔日にて、文政の頃迄は、毎年油丁本丁邊より道戲^(化カ)祭有りて、賑賑しかりし也。

源藏洞 街道西山

カラフト石 同道八丁計先、西に有

名 乗 舛形より十丁計先

路左に茶店有、其庭に片手石、又ゆるき石とも云有、高さ五尺計りの、丸き大石也。片手にて搖せはゆるく也、然とも幽にて見えす、杯に水を湛て上に置は、ゆるく所見ゆる也。

熊野堂 永福寺門前東

小祠也。

天王堂 同東

小祠也。

權現堂 寺並東

小祠也。

佐々木館 權現堂後山

館主不詳。此後山を狼澤と云、其東南の山を小高森と云。以上、下米内村に屬す。

增補盛岡砂子卷三終

増補盛岡砂子 卷四

星川正甫著

城 東

西は、中澤川限、浅岸・八幡山陰・神子田。南は、北上川限。

上之橋

紙丁中程東西に渡、長三十二間、正徳四年御書上には、東中津川深さ貳尺上の橋長貳十間、廣三間本丸より七丁廿間と有。愚考に、橋長さ誤寫なるへし。
元三戸御城下、熊原川に渡す所の橋にて、黄金橋と云。此橋の欄干擬寶珠は、天下に稀なる事にて、御代々是を重し給ふ。其濫觴は、十二代政行公京都御在番の時、比叡山の邊にて春日鳴鹿あり、色々祈禱等有れとも鳴く事止す。依て歌伏にせよとの勅宣有

りて禁中より春の鹿と云題を浴中に下し給ふ此時政行公かくなん。

春霞秋立霧にまかふてや思ひ忘れて鹿や鳴らん。

此歌達 叡聞すなはち鹿鳴事止ぬ。この賞とて、松風の名硯（又名松蔭）、并に加茂川の擬寶珠のうつしを、勅許し給ふ。依て 公御下向ましまして熊原川の橋に附給ふ此時隣國の人民見物の爲群集せし也、此時の銘は源朝臣政行と有、慶長年中御城築成就して、同十四年十月此橋成就し、則擬寶珠を移さる。銘は慶長十四己酉年源朝臣利直と有。此時大工奉行七戸隼人直時、普請奉行弓鐵砲にて野田彌右衛門、目時、左馬助、杖突御徒大工棟梁美松長門等也。後初めは三つ割村百姓左京と云者、行年百十一歳孫曾十人打つれて渡り、畢て大豆門村權現渡る也。其後寛文中洪水にて橋流れたれば、重信公此擬寶珠を甚た重せられて、仙臺領迄御尋有りて、元の如く飾られしと也。又、天和二年六月はね橋に命せらる十五日より造營始りて、八月十五日成就す、此時の後初めは鍛冶町半助と云者、男子四人女子四人親子都合十人にて渡る。世俗、此橋を紙丁の橋と計云、上紙訓向しなる故に上之橋と云事を不知者多し、中下の橋を合て三橋と云。

紙丁

追手先出口より橋東西通壹丁半許むかしは橋の東ばかりを紙丁と云て、西を川原町と云しよし、寛永圖に見えたり。

上之橋川岸

橋東詰より北へ入一丁計、元紙丁袋丁と云、文化年中改めらる。

目安箱

前同所入口左。是むかしの舜か諫鼓に倣ふて弘く民の言を待給ふもの也。因云前漢書云、趙廣漢爲潁川太守。潁川俗豪傑。相朋黨。廣漢爲劬箚。註云、若今盛錢藏瓶。爲小孔。可入而不可出。受吏民投書。使相告訴。於是姦黨散落。甚得政績と有。此劬箚は則目安箱の濫觴なるへし。

牛越え場

上の橋川岸より、下小路へ至る間の川岸を云。是は昔し板橋なりし時は、橋の損傷する爲、牛をば橋を渡らしめず、川を涉り越えしめたり、故に此の名あり。

鍛冶丁

紙丁南通貳丁半許毎月十日、二十日、晦日、市日。延寶九年八月二十一日命せらる。

壹里塚

鍛冶丁中程にあり。盛府四方への遠近里數、これよりはかる。元石の表杭ありしか文
化の初頃にや此町火災の爲に折たりと云。又此町に驛場あり。

紺屋丁

鍛冶丁南通三丁許。毎月晦日、五日、三日、市日也。或人云、此西裏通りは御町並御定月
の裏行間數なし、依て仙北丁裏に裏地と云所有りて、則此町裏地也と云。又一書には
此町の事にはあらず、十三日町の事なりと云。

斗米

紺屋丁の東裏通を云、古名なるよし舊圖に見えたり。因云、古き童謠に、「とつこべ虎
子に馬場松子、石間龜子に訛されな」といと古くより云傳ふ、此處に狐住みて人を訛
かせしと云爰に都し給はぬ前よりの里諺なるへし。此邊大石多し或書に、八幡宮の
第一の石の鳥居は、此處の石を剪らせられし也。切跡へ三人堂（三尺の誤歟未詳）
御勸請可然よし、坂牛新五左衛門申上て、建させらるゝと也。

不動尊

前同年にあり、祭日、三日別當長福院。

斗米山長福寺

前同所、永福寺門徒、眞言宗

斗米稻荷社

愛染横丁北側、祭日七月十九日、別當長福院。

國統年譜寶歷十三年八月二十日の條に云「八幡宮鳥居斗米より爲御切被成候跡へ
稻荷御勸請被成候様、坂牛新五左衛門申上、三戸之御宮伺之通被仰出」或書云、此神體
仁王小路長谷寺にありて、むかしより住持と云とも、拜する事能はず、故に其由來傳は
らすと也、本此地なし、寛政の初頃、此社を市中にて寄進すと有。古集記云、今の十三日
町の時鐘、此地にありしよし、いつれの邊にや、本書に外か、野の斗米と有れば、又外か
、野の邊迄も、地名涉り及にや。

愛染横町

紺屋丁より、葺手丁へ通る横丁を云とぞ。

寶林山愛染院

永福寺門徒 眞言宗 當時寺地計也。

愛染堂

斗米稻荷社内、祭日七月十九日、別當愛染院。

葺手丁

愛染横丁東一丁半計、むかしは屋根葺町と云。寛永圖を按るに、兩側とも皆屋根葺計
おかれたり、承應四年三月二十五日葺手丁と改めらる。

内加賀野小路

葺手丁北四丁半計、此邊より北すへて加賀野村也。むかし慶長の前つかた、此所に加
賀と云有徳の百姓有、近隣皆是に従ふ、故に終に地名と成とそ。今田中の古松は則加
賀か墓印也、又外加賀野の末に大木の櫻有り、是は加賀の妻の墓也と、奥南見聞雜記に
見えたり。其松櫻ともに、今はいつれの邊にや詳ならず、又此加賀か女を兩觀音に祭
し事跡(後)に出せり。

三明院

葺手丁より入口東側、西福院末流。寛永圖には、福祥院と有り。

頓證山菩提院

葺手丁より内加賀野へ入口西側、三明院向、光臺寺末、淨土宗。或舊記云、寛永の頃京よ
り鈍屋長清といふ者金持にて廻國し、盛岡へ來りて鈍屋寺を建立す、故に鈍屋丁と云
（按鈍はてほこと訓してなたと云訓なし、鈍の字の誤なるへし）則此菩提院の事也。
寛永圖を按に、此門前より、今の村井何某の前の邊に、切限門有りて、町家にてなた屋丁
と有、則是也。然れば、此草劍は寛永の頃なるへし、又同圖に、今石川氏の宅地は秋田忠
兵衛と有、城之介弟季隆の事にや、猶可考。

内加賀野御門

外加賀野へ出口。

外加賀野小路

内加賀野御門外二丁半計、元御徒丁と云。むかし此丁へ御徒衆をおかれしと也、今も
他丁と違ひて、大底表口間數同し也。今何某の屋敷はかり間數延たり、則御徒の小頭
の居し屋敷也と云。

外加賀野裏小路

表小路西裏、三丁計、土俗川原丁と云。

御持筒丁

足輕丁東三丁計御持筒の者組丁也。寛文九年御持筒の者御召抱の事有れば、此時出しにや御弓丁と互見すへし。

足輕丁

外加賀野小路東、二丁半計。

川留稻荷社

外加賀野小路より入口西側、祭日六月二十九日、別當。(マ、)

假橋

外加賀野小路中程より、下小路春木場へ出を中津川に渡す。

南池山大庄嚴寺

前同所東詰西側、寺領三十石、永福寺末眞言宗。御當家秘書云、延文の頃斯波氏下向の時附從して下ると也。志和郡にあり今其地不

詳、元和五年七月二十三日 利直公、寺領御寄附御黒印の御證文ありといふ。又佛閣

考云「此門前は今の春木場の方に向て通り也、組丁に成て御取上也、此門前の役とし

て大豆を出す、昔しは節分の大豆を、貳駄計り煎て、年中の茶菓子になすと云」と有り。

池峯山新山寺

大庄嚴寺北隣、寺領百二十石、永福寺末眞言宗。志和郡新山權現別當也、又大庄嚴

寺と共に、斯波家に附從して下ると云、元和丑年七月寺領御寄附地も同しにや。

加賀野春木場

前同所、西裏通一丁計、薪場也。此處東土手下間五間、西の方八十一間半九百坪、並に西の方九百三十坪は延寶中新八幡御造營之時馬場の廻りに居たる、百姓某へ賜ふ所の皆地也今の春木守は則其家にて、此處の地主也。くわしくは上田通御代官の留にあり。

淺岸丁

春木場東六丁計此邊淺岸村也。

假橋

春木場より一丁計先中津川に渡す。文政十三年の頃、永福寺願に依て、妙泉寺への通
用の爲に懸也。

水戸口

假橋より三丁計上にあり此水山岸村三つ割村等の水田に灌きて、赤川御堀へ落る也。
因に云、むかしハ中津川水漫々として、御城より赤御召船を浮め下小路皆松御屋敷へ
折々御遊船の御通ひ有しか、水源の樹木往年に煎盡せし故に、今ハ如此渴水せしと云。
予按に非也、此水戸口の如き、中津川の上流を分て數千町の水田へ灌き、一大功をなす
もの此水戸口のみならず、この故にむかしより往々渴水せし也。故に北上川の如き
は、古へより溢渴なし、若むかしに復せんとなさば、此分水を放たは、忽ち大河となるへ
し。

獅子鼻

春木場東の邊を云、獅子の鼻に似たる石有り依て名とす。

薬師堂

米内淺岸村より五六丁先、別當（ママ）社領二十石。

傳云、本尊ハ慈覺の作也、晴政公の頃當郡の領主不來方淡政の建立也。後村主米内右
近高十五石を寄附す、利直公元和三年六月八日、再興して戸帳一つ寄附せらる。寛
永八年米内氏寄附し十五石御藏入と成、重直公明歷三年十月、又更に貳十石を寄附
せらる。重信公寛文十一年鰐口を寄附せらる。此境内に在廳の墓有、毎年大勝寺に
供米を賜ふ、在廳の事世に種々傳説あれとも、附會に涉れは不記之。

早池峯山妙泉寺

御持筒丁東山手、寺領百七十石、稗貫郡川目村妙泉寺宿寺にして大伽羅也。利直公慶
長十五年同十七年迄、新羅堂薬師堂舞臺客殿鳥居二階門等を建らる。此寺の舊地
は、今の新八幡宮の社地是也、八幡宮御造營に付、寛文六年六月二日此寺地を下さると
云（寛文六年六月屋敷拜借願上依て此地を賜ふ）。佛閣寺に云「此時屋敷願上いた
く、南は閉伊街道切北は獅子鼻迄、豎貳百四十間、東は長根より西は林際迄、横百二十
間也。此内五十間四方寺屋敷、右寺よりか、野の堰迄、道代八十間、田形六十間、此高八
斗貳升五合」と有。又、國統年譜に、「延寶七年新八幡建立……中略……此社地妙泉
寺宿寺也、依之加賀野山へ所替被仰付、此寺の住持は閉伊郡早池峯山の妙泉寺と兩寺

を持兼る也。但し嶽を本務とす嶽は平城天皇大同元年の開基にして、國中の人民是を尊信す」又、此山を加賀野山と云。俗傳云、此上は要害の地也とて、新たに此堂宇を御建立後に外曲部の塀を建給ふ。山中に三閉伊へ出る窟道有りて、皆九曲折の坂也と云。

大豆門權現

別當正泉院傳云、大同二年草創にして、獅子頭に大同二年八月朔日と云、切付銘有棟札も有と云、天正十年不來方淡路再興棟札有。

大日堂

妙泉寺境内、祭日二十八日、別當妙泉寺。御城内の三社の内也と舊記に見えたり、然れば御旅所ならん歟、國統年譜に「延寶八年二月五日妙泉寺山内大日堂建立、此日成就す云々」延寶八年正月、重信公の御建立也。

勢至堂

妙泉寺境内、祭日（ママ）別當妙泉寺天和二年九月 行信公の御建立也。

新羅堂、藥師堂、舞臺、客殿、鳥居、階二門。

慶長十五年より、同十七年秋迄、漸くに御造營也と云。此慶長十五年は、寛文六年に先たつ事五十七年也、然れば、妙泉寺此所へ造立前に、此山を開かれしにや。恐らくは年代の誤りならん、此山根通りはむかしの街道にて、是より今の住吉の前へ出る也。

妙泉寺下

妙泉寺門前西壹丁計家數十軒有。

花郷

前同所南通を云家五六軒有。

小山觀音

新庄村、祭日三月十七日、別當普明院。佛閣寺云、「寛文八年四月朔日 重信公奥方様御建立」と云、此前は寛永十三年源秀院殿御建立也と有り、慶安二年再興重信公寛文五年春、夫人大智院殿御願に依て再修。むかし、加賀野村に有徳の百姓加賀と云者有り、彼か女の姉妹の二人、慶長年中皆早世せしか、姉を此觀音に祭り、妹を新庄に祭ると云。

新庄觀音

新庄村、祭日三月十七日、別當普明院。則小山觀音の妹也、慶長の頃歟、或書に寛永十三年（又慶長元和の頃に）源秀院殿御願望の事ありて御建立也と有、夫より參詣群集す。寛文四年奥様御再興にて、十二月十三日五十六兩にて落札被仰付、同五年成就す、奉行松岡八左衛門好忠、櫛内小左衛門廣住也、別當は北九兵衛下屋敷に住す、神體も常は此處に有りと、舊記に見えたり。其頃より諸願成就せすといふ事なしとて、都下大に尊信すと云ふ。一書に、寛文八年四月再興云々。

新庄不動尊

祭日三日、別當時々變る。萬治年中、造立也と云。

天満宮

祭日（ママ）、別當安樂院。此社、むかし寛永二年迄は今の四ツ家丁より、花屋丁へ入口、町裏の土手の上にあり。寛文の頃、今の紙丁川下の町裏、（今の追手先御堀端なるや）に遷野。夫より又今の新八幡宮の所へ、寛文六年移宮有しを、延寶七年八幡宮御造立に付、此所に鎮座ましますと也。此神體は筑紫太宰府の安樂院の名にし、おふ飛梅にて作れる所の古作也と云。又此山を花垣館と云、何人の居しと云事不傳。其後

三上館と云。御當家秘書に云、盛岡城御築の頃、御留守中の押として、三上何某を置たしと有り。

新庄山安樂院

天満宮社内、法輪院末、天台宗。

辨慶石

天満宮社内下向、坂下左にあり、高さ七尺計の石也。

芭蕉碑

天満宮社内。國統年譜に云「明和五年三月十日天神社内へ芭蕉碑建立仕度付旨、江戸新川二丁目俳諧師麻斤と申者、依願安樂寺申上云々」云「此碑ハ松前肥前平戸豊前小倉出雲大社等に建」と。

梅屋舗

天満宮裏坂上り口下西側。園中數株の梅樹有りて、早春より四方に馥郁として、騷客文人彷徨の地也。此頃、平角といふ俳人の別莊と成て、梅園と云を以て行はる。

谷御屋舗

梅園の東南四丁計先にあり。むかしは、御殿等有りて、莊觀の御屋敷なりしとそ。今は、炮術上覽場と成て、常も此所にて稽古す、此御屋敷御造營の事を、近國、江戸などにて、も南部にては新城を築くとて、専らの風説有り。幕府にも御不審ありしか、新城にはあらず、新庄と申郷名のよし、御答にて濟けるとそ。

系胤譜考、齊藤系云、「齊藤環清行、利視公の御近中、享保十四年七月、谷下屋敷御普請奉行となる、同九月晦日成就。同十五年二月、谷上御屋敷御普請奉行にて、同九月二十日成就」と。是に依て考るに、谷下屋敷は、今の藤ヶ森より住吉社の地の事にて、上御屋敷は、則此の地の事なるへし。又或説に、此御普請之事、藤ヶ森御屋敷の事なりともいふ。

牛頭天王社

梅屋舗西山、祭日六月十五日、別當百姓祭神素盞雄尊。本宮出雲大社山城祇園也。此社は、寛文二年より御祭禮始ると、舊記に見えたり。此時六月十四日晚より十五日迄、參詣群集す、百姓は農神也とて、尊信する事厚かりけると有。因云、今此社へ世俗胡瓜を奉る事有、大に笑へき事也、京都祇園の天王は、織田信長の建立、故信長の紋所木瓜

の花を附けるを、文盲の者有りて木瓜を、天王の紋所と誤り、又木瓜を幾、字、里、と讀誤りて胡瓜を奉る也、神豈納受有らんや。又、或穿鑿家の説に、此牛の字は字志にてこと讀む字にあらず、午をこそごとと訓すれば、き、う、つ、天^(王)皇と云へしと云は誤り也。牛の字にも、この音ありて、牛頭天王も、熊野之牛王も、吳音にごと讀む也、牛午の音同くして、相似たるにて混すへからず。

鹿嶋社

天王山西、祭日四月四日、別當無量院、祭神武甕槌命。本宮堂陸鹿島郡。或書云、此社は甲斐より御持傳にて、此所に勸請なし給ふと有、本社は御城に有。宮永氏所藏御系譜に云、「利直公、當城鎮守となし給ふて、御台所に鎮座なし給ふ、神主志摩守地方五十石被下ける」又、「重直公御女唄^(吹)姫君御繁昌御祈禱として御祭禮有、寛文元年四月四日此御旅所を、新城山へ迂輿、五日御鎮座御湯立六日還御、御祭禮行列人數千六百十二人也奉行三上多兵衛。同六年止、重信公、御城内御宮を別當に移し、下御台所御普請あそはされ度思召にて、當社御神前にて、御湯立三度これあり、神慮を窺せ給ふに、神託に依て、今の烏帽子石の所へ御遷座也。此頃、や、神主地方手前より差上る、信恩公寶

永元年現米貳拾五駄被下」と有。按に或書に、元祿十七年鹿島別當に、御遣し御證文の寫也と云もの有り。是を以考ふるに、本文の利直公は重直公の事にて、又別當地方手前より差上ると云事誤り也、其寫云く、鹿嶋大明神は、

重直様爲御寄附地方現米兩様にて、五十石御墨印御遣候處、先別當不調法有之、別當御取上已後、御墨印差上不申候に付、別當御藏米拾駄に被成候、今度御墨印差上候に付、自今已後現米五十石に被成御寄附は、彌御祭禮御祈禱御宮掃除、油斷仕間舗者也、

元祿十七年二月二十三日

九 左 衛 門

十 郎 右 衛 門

吉 兵 衛

鹿島大明神別當

無 量 院

と有。又本文寛文六年止と有も、或書に、吹姫君御他界後と有。按るに、姫君は寛文七年二月御卒去なれば、此年に止し事にて、六年限りにて止しと云成へし。又或人云、吹姫様御輕痘の御祈願の處、其甲斐なく御卒去に付、公より一萬日の閉門被仰付。此

節より御堂御封印に而御祭禮止て、今に御城内鹿島の御堂開事なしと、無量院のはなし也と云。考るに、一萬日は二十八年に滿る也、然れば元祿七年に而一萬日は濟也、且又即性院様は、寛文四年御卒去にて、公女の御卒去は、四年後なれば、疑ふべき事多し。又一書に云、此御祭禮の節、二十町へ米百駄ツ、被下て、御祭禮惣奉行として、三上多兵衛被仰付、賑々しき事也しと、御祭器今猶在と云。

住吉大明神

鹿島山南下祭日五月十三日別當津守越後祭神（マヤ）此社は、厨川村境田川原に有しか、寛政七年の頃、此處に遷座也と云。盛藩記事云、此頃或商船難風にて、行衛不知いろく、卜者を願み、考へけれども、不知其内、此住吉の別當不思議に、船の行衛を考出せしより、商家共大に信仰起りて、此地を願上新に建立せしと也。或人云、此所は藤ヶ森御屋敷の内也しと云。

櫻 川

住吉社前の流を云て、古しへの名所也と云。或人云、此所より垢離取場下邊迄、寛政の頃迄多く櫻の枯株有しと云。又、長イ丁裏也とも云、此處むかしの街道也。

尾崎大明神

住吉社南祭日六月十五日、別當原田伊豫祭神鎮西八郎爲朝。本宮閉伊郡平田村、又或書には、爲朝の三男嶋の冠者爲頼を祭とも云、又閉伊侍佐々木十郎行光を祭とも云。其行光の事蹟は、くたくしければ、地理志に譲りて略す。又、或書云、「此所は田鎖治郎兵衛頼謹と云人、むかしより木像を所持し來りしを、元文三年六月二日神道者原田安藝守陸奉と云者へ公命ありて、勸請して此所に安置す、同十四日祭禮也」と有り。按るに、田鎖氏は閉伊侍也、然れば佐藤氏の末葉にや。又、御當家秘書云、「元文四年八月、利視公、閉伊通り御巡見にて、釜石の社に御參詣の船中にて、俄然としてにわかには、雑風大雷す、其時御船の中へ青石一つ落たり、則是を明神に崇め給ふて、此社に祭らせらる」と有。此尾崎の名は、閉伊郡尾崎の崎は、日本にて最も東へ出たる崎故、日本の尾に當るとて、かく名付たるよし、同書に見えたり。

藤ヶ森

尾崎社東南山を云。今尾崎社の後に、大蔓の藤あり、是を云ふにや、元祿十一年御殿御茶屋等花麗の普請有り、御茶屋拾貳軒のきを並へて軒毎にけんどん箱壹つ、有。(此

箱近年迄十二揃て有しか、文政中御配膳藏火災之時焼失す)時々御成有りて、谷御屋敷の御殿御裏傳へに、御逍遙なとあり。其後、楓樹數株植させられて、楓ヶ森御屋敷と云しと云。國統年譜云、「元祿十五年五月九日、藤ヶ森を今より楓の森と相唱ふ様被仰出是也。又云、「元祿十六年三月二十三日、德雲院様御世山王社御作替、楓ヶ森御屋敷御建被成候處、此度女元御本社へ御移と成旨、葛西半左工門へ被仰越、楓ヶ森御家ハ下の御屋敷へ被遣中島幡水云」按此御屋敷ハ、住吉邊に而御遊山所、重信公御歌會杯被遊し所歟と云。又、篤焉云、當時尾崎社入口と住吉の間、御屋敷跡と唱ふ所有、是也。此邊より住吉境内迄、土手の分は皆御屋敷内なるへし、御取毀後、も定番二人を、隅御屋敷へ御廻し被成て、猶藤森定番と唱ふ。又、南今荒木田氏の所、「明和六年荒木田忠兵衛藤森御屋敷拜領有之」と有。同書明和六年十一月朔日之條に云、「奥使荒木田忠兵衛、右は藤ヶ森御屋敷拜領被仰付」是より今も猶此所は御側御支配なり、又新城築の御不審の事は、此所也とも云。

山王社

前同所南山、祭日五月十三日、神主藤本筑後祭神(ママ)此社は至て古社也と云、貞享

四年 行信公御部屋住の時御再立也。元祿十三年御山へ御殿等御脩造の爲社を下の方へ御遷座也、同十六年再ひ此地に復す、十一月二日御遷宮也。爲御名代中野吉兵衛廣康御劍御馬代寄進、遷宮儀式法輪院これを動む。又社領として、新庄村に於て高二石二斗二合御寄附也、是は十一月八日也、棟札縁記等むかしよりなしと云。寶曆六年燒亡す、同八年御再營御普請奉行鬼抑市兵衛にて、十一月二日御遷宮也。

山王坂泉

同所登口、冷泉にて名高水也。

乗止め。又乗留

前同年、坂の下西へ壹丁計。寛政の頃に漸くに町家に成と云。

槐坂

乗止め東。

里東顯寺

槐坂より一丁計東の邊を云。此所はむかし、東顯寺の舊地也と云。此前の石橋の道は、往古の街道也と云とも不穩。

百目木 (どゝめき)

槐坂南下是をといめきと訓す。按に、此百目木と書てと、いめきと訓する地名間々有り。多くの水の淀む所也、水音を以て名とせるや、考るに百は十(目木)なれば、十目木なるへし。

淺香

里東顯寺より北、山の手に入。

淺香稻荷社

前同所北祭日(ママ)、神主(ママ)。

威曜山不動寺明王院

乗留、北羽州湯殿山信蓮寺(古義眞言)末。此境内に虚櫻(うそさくら)とて幾年を経てうろになりしか、此木の皮を削て焼は、香薫して沈香の匂ひの如しと云。文化の頃迄は皮計りの虚にも春毎に花咲けるか、今ハ跡かたもなくなりぬ。此門前の太鼓橋は、文政の末頃市中にて寄進す。

新八幡宮

前同處南祭日八月十五日、別當金剛院、祭神應神天皇。本宮（ママ）、當社は御城内三社の内也。此地は舊閉伊郡妙泉寺の宿寺せしを、重信公寛文十一年世子行信公の思召立にて、二月十八日中村武左衛門、帷子多左衛門を普請奉行とし、土工を起して社地並馬場を築かしむ。夫より延寶七年に至りて、堂社を創建有、世子夫人毛利氏大丸燒壹面を納められたるを、更に神體とす。別に紫絨甲冑一領、弓矢三十六、播磨守國次の太刀一、關相模守盛永の長刀一を、納められて神寶とす。

延寶七年世子行信公御建立、奉行玉山半左衛門廣昌也、同九年八月始て、鎗流馬有、此時は七十石近内長左衛門、六十石澤田甚右衛門、百石戸來六右衛門勤之。別に、射手衆馳走役人として、御賄頭壹人詰る、翌天和二年八月より御馬責に成、これに依て御賄領有惣奉行と云、名目に成し也。其後、元祿十六年より公儀御祭禮と成りて、太守の御穢に構なくと、祭禮有ると也。寶永六年始て盛岡貳十三丁より出し練物出る。又利視公御代新八幡の新しい字を除き、菩薩號を改め宮號となし給ふ。且、託宣の御幡、御筆の御幡等獻せられ、例年右御神事御用懸大小御役人七月二十日に被仰付。惣奉行（御賄頭也）、射手奉行（御馬責三人）、射手（同上三人）、已上乘馬七疋共、七月晦日より社

内御馬屋へ相詰、垢離取場に於て行水、八月朔日より外警固御物頭兩人、馬場上下假役所、番所へ、足輕六十人土手の左右に列して、事甚嚴重也。其後、寶曆十一年御神事懸大小御役人六月十九日より被仰付也。又文化十一年騎射的に命られしか、文政（ママ）一年又古しへに復しぬ、是封内最一の大祭にて、儀式等書盡し難し。

此社内は、元閉伊郡妙泉寺の持地にて、盛岡の宿寺也。寛文六年妙泉寺加賀野山に移りて、今の花垣館の天満宮御鎮座也。延寶の御造營に付て、天満宮今の所に遷座有之也。近年迄拜殿の上の方に、松の木有、即妙泉寺の庭前の樹木也と云傳ふ。又、壽命櫻とて大木有りて、春ことに花見群集せしと、舊記に見えたり、今はなし。

三十三間堂

新八幡宮社内ありしとそ、其所を知らず。是も前同年御建立也、是は世子行信公御部屋住にて、御造營也。公は弓術の御譽有りて、且強弓を引せられし故也とそ、翌九年廢らる。

石華表

八幡宮一之鳥居也。寶曆十三年八月二十日御奉納也、紺屋丁裏斗米より、此石剪出せ

し也。或は御目村の疊石より剪出せしとも云ふ、此説非也。郷村録に「奉行大卷秀詮後には上關作兵衛葺子町裏斗米より石を剪出し、惣々方六百貫文除」と有、郷村録は秀詮の著述なれば、證とすへし。諸國にも、石の鳥居夥多あれとも、此大さにて、繼目なしの華表はなしと云。盛藩記事云、此鳥居の豎額は、正二位藤原規資郷の筆にて、文化四年八月四日商人小野權右衛門と云者、願上奉納せしと也。因云、或上方者、此花表を譏り曰、此石華表の柱根を、六角に太くせしは何事ぞや、木華表は土濕の爲に早く汚なん事を厭ひて、根は、き付しを、何ぞ、石に汚るの患有らんとて、大に笑ひしとそ。予も初めの程はいかにもとおもひしか、一年東都に登りし時、彼方此方の石華表を見るに、いかにも根は、きはなけれども、皆笠木に摸せしもの有。夫、笠木を覆ふや、雨露を避くる爲也、又何ぞ石に雨露を避くる事のあるべきや、然れとも笠木の有るは、あしきと云にはあらず、華表は工に法式のあるものにて、元木にて造れるものなれば、夫を石に代るのみ故、却て笠木も根は、きあるか可ならずや。又此所の唐銅の燈は、文化の中頃、町方にて寄進せしか、公命に依て、肴町より札の辻え、入口門際の左右におかれしか、文政（ママ）年此所に奉納せし也。

瘡守稻荷社

八幡宮社内、祭日（ママ）、別當（ママ）。延寶八年公子行信公御建立也、奉行玉山半左衛門廣昌。世俗瘡病を患ふる者、土の團子を備ふ。又、立願して是を社より借る、平癒の時、員數増して社に返す也。

春日大明神

八幡宮社内北之並、祭日九月十日、神主山田丹後、祭神四社、明神、而天兒屋根命、武甕槌命、經津主命、姫大神。本宮（ママ）又、攝社三社。舍人親王、八劍大明神、熱田大明神也。神社考（ママ）、「利視公此社を御信仰にて、江戸より神道者齊藤安藝守御下し、元文四年二月二十五日、新始め、四月六日柱立、五月二十六日御遷宮御奉體、公御自身御鎮座也。祝詞齊藤安藝守社司小林右京之進、奉行小屋説字勝秀（御側也）、齊藤環清行（御次也）此時神前能興行奉射的、騎射的有、公側より勤之。又町々へ命せられて、子供踊杯出る、警固は下斗米小四郎、澤田助三郎にて、すへて嚴重の御祭事也」とそ。又系胤譜考齊藤系云、「齊藤環清行元文三年十二月十八日、於江戸於御居間命に云、於御在所騎射の氏神御勸請被遊、御武運長久、御子孫御繁榮、御家中諸士農民迄、息災に、國

家安全殊に武備衰廢無之様騎射之神事被懇度、尤前々より武神の諸社有之候へとも、今度新に御勸請被遊度思召にて、齊藤安藝守え相談相考候様被仰付、依て安藝守と相謀て、春日四社其攝社八劍熱田藤森大明神を書上候命に云山屋説字同道罷下り來正月松の内に社地見立可申と、同四年正月山屋氏と下り、同二月春日社を八幡宮左方に造立、同五年三月梅宮を其麓に造立す、皆是も奉行を動む」

又、或人云此社地はすへて奈良の御社の、佛を移させられたりと云。

其後、九月御祭事と成、又寶曆二年御能舞臺を破却せられて、是より御祭事も寂淋たりしか、文化元年再ひ御能舞臺御造立也。

御膳所被殿、在阪下。

梅宮大明神

春日社下北祭日四月初酉日、神主山田丹後祭神木華開耶姫。本宮、山城葛野郡梅津里。元文六年九月十六日、利視公御造營遷宮御奉體南部彦九郎信起、御鎮座祝詞齊藤安藝守也。

○

右八幡宮社内南北三丁、背東西二丁半計の大靈地山に據て、數十の堂宇建つらね、盛府の大社なれば、具には云盡し難し。

○

金剛院

右八幡宮別當、社領十八石、西福院末流。社領の内、現米三駄、文化八年五月御寄

附也。救世山地藏院

八幡宮北、法輪院末寺内、役地。

福翁山普門院

八幡社南山側、永福寺門徒。

白山瑠璃大權現

八幡社南山祭日九月二十九日、別當白山寺。或人云、利信公御勸請也。

寶光山白山寺

前同所寺領十八石、醍醐三寶院末、眞言宗。系胤譜考修驗齊藤系云、「法性院祐清東中野村妻帶天台白山別當」とありて、東中野村へ移る。

行信公、元祿六年十月、社領二人扶持を寄せらる。

新觀音堂

白山寺北隣、祭日七月十日、別當永福寺。同寺の隱居所也と云。

茶畑

白山寺東、山下の邊を云。此所の前の堰は里東顯寺の方より流る也、是は昔しの築川の古川代也と土俗云傳ふ。天保四年の頃、此所の南にて鯉魚を作りしか堰端の水田を堀にせしに、堰の通り六七間の程は、川原砂利にて、其西は眞土也。然れば、古川代紛なかるへし。

此地、往古信直公茶を植させられし所也。寛延二年公之御遠忌の時、大工丁、淨休と云者、願書に云、

乍恐奉願上候事

私共先祖高村久助と申もの、乍恐 信直公御時代、天正年中諸國亂世にて、暫く宇治より御茶御下被遊御儀、御成難宇治之御茶師方へ御書簡にて被仰遣、私先祖は大和國十市郡高村と申所、祖先之者に御座候處、御雇にて御茶壺荷に附北國三戸え罷下、

猶亂世之時節故、三戸に住居仕候様にと被仰付、其後御同地へ慶長年中、御城御引移之時分、御意にて本町え引越申候て、高村と申名字御扶持等も被下置候て、只今之茶畑と申所へ、御茶園被仰付相動申候得共、御茶にも不罷成に付、御扶持も御辭退申上候て、四つ家町御町割之時分、四つ家と最初四軒の一つにて、本町より引移申候由申傳候、然に私共數代御當所に住居仕、御近代に罷代私共御郷役も數代相蒙、御國恩罷在候者御座候間、恐多願上候様に御座候得共、此度の御法事未に爲冥加御拜禮被仰付被下度、たゝた、難有仕合奉存候、以上、

寛延二年己十月朔日

大工町檢斷 惣兵衛親

淨休

同子

宗兵衛印

伊東清作様
米内長太夫様

右願之通拜禮被仰付、

常住院様百五十回御忌之節にて御法事は十月三日より五日迄、一夜三日也。

廣田大明神

前同所中程、祭日三月十四日、別當廣田出雲（出雲の後は要人）。祭神（ママ）。本宮、紀州淡路郡、此社寛延四年十月二十六日廣田出雲再建也と舊記に見えたり。世俗此神を淡島大明神と計云て、社名知らざるもの多し。

山 蔭

八幡山蔭也。

元神明

或人云、今の松尾社北隣、菊池氏の邊を云。又元伊勢堂前とも云とそ。按るに伊勢は神明の鎮座ましましては、則伊勢堂は神明の事ならん歟。又御當家秘書に、元神明は白山寺山の下にて、今の神明の所にありしと見えたり、今の松尾山に遷座は、此後の事也。

松尾社

元神明南山、祭日六月十五日、別當中野山法藏院。祭神大山咋（？）神。本宮（ママ）。

此社は、寶永三年九月、御國中の造酒屋へ命せられて、勸請なましむと云。元此神体は、京都より下して社は紙町にありしと云。元文五年六月十六日再興にて、此地へ遷座社威大に新也。御當家秘書に「此上を飛鳥川館と云有。何人にて、何年頃居しと云事不詳。其後、天正の頃、中野氏は據りて中野館と云。同書云「福士伊勢を慶善館に中野修理を中野館に、東西に相對して街道を挟むと有。然れば此山下の道はむかしの街道成し事顯然たり、里東顯寺也と云は、若其前の事にや。中野氏系圖に云「天正十四年に、吉川吉兵衛間を得て、三戸に歸る、命に依て岩手郡不來方の庄中野城を守る、東西中野村を賜ふて食邑とす、是に於て中野修理と改む、不來方城代福士宮内秀宗と相並て、斯波氏を謀る、同十六年斯波氏滅亡し、功に依て同郡片寄村高田村等に三千五百石を賜ふ、移りて片寄村今崎成に居ると然れば、中野館に居る事、纔に三年計也。抑此處に、中野氏を置かれし事は、信直公、斯波氏を御征伐の思召入ありける故、中野氏を斯波の押として、此所に置れし也。此頃、斯波勢、折々此城を圍攻ける事、度々有しよし、御當家秘書に見えたり。其後寛文十三年今の生姜丁の神明、此所に鎮座也しか、寶永三年より當社鎮守也。

太子堂

松尾社内、祭日（マ・マ）、別當法藏院祭神聖德太子。本宮（マ・マ）。此社は或人云至て古き堂にて、此山の鎮守成し也。松尾社は、此太子堂境内願上て建立也とそ。

中野山法藏院

松尾社内、社領三十石、法輪院末、天台宗。元神明社跡地を境内に賜ふ。

宗龍寺

松尾山南方、報恩寺末、曹洞宗。郷村録に云、元花卷雄山寺末寶曆十二年依願引移と。又或人云、文化年間祇陀寺にて新に造立也。

垢離取場

松尾南堰際、是、八幡御祭事の惣奉行、射手奉行、射手衆の水垢離取ところ也。

安養院

垢離取場西、光台寺の末寺也。

地藏堂

前同處堰向、祭日六月二十三日、別當安養院。

片原町

八幡馬場前通三丁計昔の街道也。此處の家並は、馬場の御棧敷に對する故に、二階をあくることならず。唯片原中程に二階をあけたる家有り、由緒有りて御免なりと云、其由緒聞たれとも忘れたり。

七八十年前の事にや、今の角御屋敷御拂地と成し頃、此處は御屋敷にて、御祭事の時、姫君様方此所へ爲御入、流鏑馬等御覽被遊し、世子利謹公杯も爲御入之事、覺えたりと云、古老あり。然れば、其後今の角の屋敷復せられて、何某拜領せしと云。

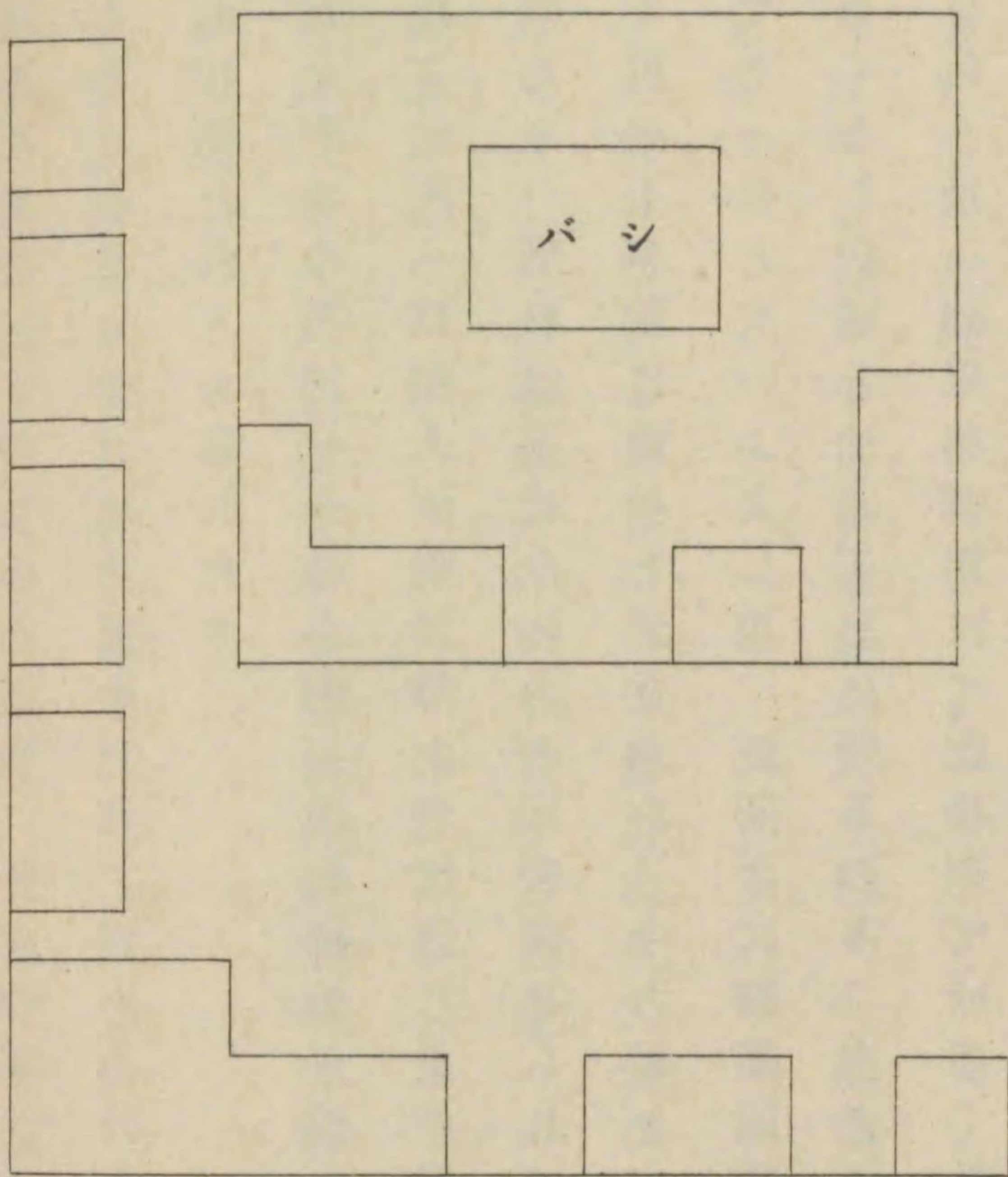
此丁、馬場土手前に、藤松と云並木有。今古木と成て僅に残れり、是は蝦夷地方の産物にて、とい、松ともいふよし也。此所、並に御薬園前、仙北町組町西裏にあり、今は御薬園前全くなし、此處と仙北丁裏に残るのみ。古老の説に、利謹公蝦夷地より御取寄植させらる、是ハ御軍用御用にて、此松至て脂多く、此枝を剪りけつりかけ干し、油を引日に干し、幾篇もかくして、火矢となす時は、何程の雨中といへとも、消ゆることなしと云。

坂之上

八幡町之内、片原町より一丁計内。

角御屋敷

前同所南角也。むかしは相撲場入口迄、御屋敷なりしか文化年中御廢しにて、町家に成れり。國統年譜云、文政五年二月四日八幡丁へ角御屋敷再建細註に云、表四十五間



御買戻し御普請有之、又或書に此御屋敷前廣小路にて、天明二年七月町家七軒御買上にて、御取こほし廣小路被成と有。系胤譜考谷河系に云、谷河左内尙喜は、行信公之寵臣にて、延寶四年八幡丁に宅地を賜ふ註に「馬場の前北角也」と有、此所の事か、天明四年まで居し事見えたり。

相撲場

前同所南裏方二十間餘是を上覽場と云。御棧敷北の方にあり、公國の相撲の格式は諸家の羨美する所也。所謂角芝芝

之上鯨又行司等の式色々あれともいまた書傳に見及はされは省略しぬ。

八幡丁

坂の上西三丁計、延寶八年、行信公八幡宮御造立に付、元此地は水田也しを、町家御建なされし也。「此田租既に五百石計の潰に至る依て御勘定奉行より別地御見立御宮御建立被仰付候様申上ければ、御意には佛神ともに片遠和にては、不繁昌なるもの也、五百石計の損失は苦しからず、見よ、十年も過なは、城下の繁昌金銀融通に、萬民の濕ひに成へきなれば、抑て被仰付るよし、被仰出しか、果して間もなく、近國隣領より、金銀の入事數多にして、都下の濕ひに成事、是神威の然らしむる所と云ひなから、公の御政教誠に雜有事也」と、古集記に見えたり。此時は、市日は月朔日、三日、八日、十一日、十三日、十六日と立、翌九年よりは月朔日より隔日、十六日迄立つ様命せられて、しかも他丁の市日を禁せらるゝと也。

歌舞伎臺

八幡阪の下、北裏。天和二年四月、今村松之丞と云者、座元太夫にて、始て狂言芝居を願上此所にて興行す、貴賤群集を爲す。抑盛岡歌舞伎の始りは古集記云、延寶二年二月

十七日役者桐大藏同彌一右衛門立役同玉之助おなへと云四人の者下りて、御新丸御舞臺に於て、狂言盡し上覽諸士見物被仰付、子供は芝居立の節見物に可參爲被仰付。
〔此文義、恐くは脱字あるへし。按るに、芝居立ノ節とは、下文新山に有時の事にして、芝居とあるにても、都下に立し事ならんか、いつれ此度は、成人にのみ見物被仰付事ならん程なく新山船場にて興行有り、是盛岡の芝居の始め也〕と有。又、櫓の幕は（ママ）座の有りて、東都（ママ）丁歌舞伎櫓の幕を譲られたりとして、其道の者の規模なりとそ。

自然山歸命寺

八幡丁中程、北裏。光臺寺末、淨土宗開山西應。此地は、むかし自然屋敷と云所也。或書に、此寺地は元赤前四郎左衛門の田屋地也、萬治二年焼亡す、後四戸茂助え拂、此四戸氏より西應に拂ひしと有。又、國統年譜に、萬治元年赤前四郎左衛門八幡丁田屋焼亡、四戸茂助え相拂、茂助より西應に相拂、其後如來堂建と云。この寺、元祿三年三月造立也、元如來堂也と云。國統年譜、元祿三年三月歸命寺、三十三觀音建立、又云享保二年よ

寺號、山號有り。或書云、大佛は元祿八年春造立也、願主西應也と有。此大佛頗る大造也しか、文化四年九月回祿にかゝりて、今はなし。又、或一書に云、道心者西應京都に於て、觀音三十三體を調ひ、江戸迄下し、願上候は、盛岡八幡丁自然屋敷の内へ、安置仕度よし、奥方様（重信公の夫人也）申上候處、御聞に達被仰出けるは、堂など目立候様に仕候儀は、無用に致、觀音堂差置候、小屋懸迄には不苦候、尤參詣の輩大勢入込さる様可仕よし、御意にて其趣西應え申渡すと云。

志家村

八幡丁中程より北裏通也。むかしは、尻家村と書しよし也。

高屋舗

歌舞伎臺北裏。むかし御屋敷にて、御殿杯も有しか、後何某拜領にて、今ハ侍屋敷に成と、或人語れり。

神明丁

八幡丁西一丁半計。又生姜丁とも云、神明祭日生姜を賣る故なるへし。此丁八幡丁の内なりしか、寶曆二年三月此丁へ神明社御造立有りて、新たに仕切門を立させられ

て神明丁と成とそ。國統年譜云文化九年九月廿五日神明丁之事、己來生姜丁と唱可申旨被仰出又神明前南側の横丁を井戸横丁と云文化の末つかた出たる横丁也。

神明社

神明丁中程北裏。祭日九月十五日、別當自光坊。祭神天照大神宮即伊勢内宮也。社領三十石、當社勸請の權與を不知、棟札等もなしと云。只享保十四年四月三日御宮類焼の時、焼残りの鰐口有り。其銘云、

南部利直公愛姫諸願成辨攸干時正保三天丙戌卯月吉日

と有るよし舊記に見えたり。此よし達上聞御意には、正保三年は公の薨去の後也如何と御不審有しとそ。予按るに、利直公は寛永九年の薨去にて、正保三年八十五年後也、銘讀やすからされとも、愛姫諸願成辨と有れば、公の御志を以て公女方の御奉納有しものならん歟。此社は或人云、今の山伏小路仙天堂は往古の社地と、土俗傳ふと云。又神社考云、神明はむかし仁王小路奥瀬内記、川上立竹今の奥瀬氏北隣の角屋敷なるへし、久慈六右衛門今の遠長屋の所成へしより、覺善院迄皆社地也、別當鈴木伊豫守也、自光坊にて見廻を頼み候處伊豫守は自光坊より借金有之、いつとなく自光坊に

御宮取られし也、自光坊京都へ申遣し、別當の御綸旨頂戴す、其後手形等にて伊豫守方より申懸、公事に相成候へとも、自光坊勝と相成也と有。此後、八幡向山の下、元神明へ移し奉る。又一書に仁王小路覺善院及其隣地皆社地にて、豎百間計、横七十間計の頗る大社地也、伊豫堂と云、又國統年譜に、寛文十一年三月二十六日自光坊願にて、伊勢堂仁王侍丁之内穢も有之に付、中野館へ相移申度旨、願之通被仰付、假に今の向山社麓に鎮座、寛文十二年松尾中野館え遷宮、此時別當再興にて、始めて屋根を葺せらる。又元祿八年八月煙艸町、則此地の事也、え鎮座也、御普請奉行御長柄頭西川小右衛門政榮勤之、夫より九年を経て、寶永元年命に依て、城西山伏小路今の仙天堂の地に移す。又三年も経て、寶永三年九月十六日今の神明丁へ、横丁を開きて御堂へ正面に成と云、此時御遷宮儀式自光坊勤之。享保十四年四月回祿、同年九月社領御寄附、同十六年御再營、寶曆二年三月新規御造營有けると也。境内の槻木ハ、中野館より移し植たる木也と、別當の話也。但、社へ入口は煙艸町御堀端、自光坊の並に入口有りて、折曲りに御堂にいたる。

金毘羅

前同所にあり祭日（マ、マ）、別當自光坊。

辨財天

前同所にあり祭日（マ、マ）、別當自光坊。

煙艸町

神明社西一丁計、此地不詳。今の自光坊前の邊より、御堀通・餌差小路侍屋敷際迄を云なるへし宮永氏所藏の御系譜には、今の神明丁の事也と云。又或は肴丁通り・八幡丁へ曲角より二十間計の間といへとも不慥。

土橋

煙艸町より肴丁へ、東西に渡、長七間計。因云、此橋の上に文政の末頃迄、町番所ありしか、いつくより來りし者にや、夫婦に子供三人一間四方の處に、住居しせん詰にて出張見世有り。御參詣の時ハ疊て除けるか後は御聞に達しけるかせん詰になく駈と一間四面に造り、此内に竈有り、水走り有り。又或時は其妻子を産し事なともあり、それは隨甲細工をして、これを生業として住けり。其一間四方の所に五人の夜の伏居もいかにやせんとて、世の人鼈甲角と號けて知らざるものなかりし也。

又、世には珍らしきものならずや。

巖鷲山自光坊

神明社西寺領二百石、聖護院御門跡、支配御奉書志和郡田名部郡鹿角郡年行事也。本姓一方井氏也、信直公御母儀は、一方井刑部の女にして、石川高信公の御室也。信直公天正十五年一方井村に於て、此御誕生也、此時自光坊御加持の師也とそ。後に御手習御讀書等ををしへ上げるか、後年公御一統の後、此故を以て貳百石被下、御國中山伏の頭に命せらると云。元和の頃、今の仁王丁新山堂の地を賜ふて、一方井村より移る、寛永の頃頗る富饒也。時に、仁王小路神明社人鈴木伊豫と云者、自光坊より多く金錢を借財し、爲に神明社を譲らる、是より別當に成、依て其地に移る。寛文十一年社に從て中野館に移る。又從つて今の地に移ると云。元祿二年七月十六日山伏惣録、安樂院御免にて、自光坊惣録と成る、又寺領の外に、利視公神明御神事料として、拾駄御寄附、是は一生の内被下けるか、後永く被下になる。元、今の新山小路の新山堂は、舊地也しとそ、後今遠長屋の地に居しとそ。

御得道具丁

自光坊北一丁半計。或書に云元文五年三月御得道具間之者新規御召抱のよし見えたり此時此丁はしまるならん。

餌差小路

煙艸町南三丁半計。寛永圖には今の鷹匠小路の吳服丁入口より一丁半の間、兩側に餌差をおかれて餌差丁と有。其後、下川原に移させられしか洪水にて餌差丁の男女多く怪俄有し也、是延寶の後なるへしと、御當家秘書に見えたれば、此時代に下されしなるへし。

肴丁御門

土橋より入口。

肴町

前同所西三丁半計。毎月七日十七日廿七日市日。延寶九年八月廿一日被仰出る也

荒町

肴丁より中之橋際、三間一丁計、此地今睨と詳ならず。宮永氏所藏御系譜に、八幡御遷宮道筋の條に云、網御門より中の橋札の辻荒町肴町神明町と有り。然れば此邊を云

ならん、又考ふるに、此所南吳服丁、東肴丁、北紺屋丁の三方、各皆仕限境門有りて、自ら一區境なれば、前の三丁に屬すへからず。

札之辻

前同所十文字目。御當家秘書御系譜等に見えたり、北角に制札有り。此札の蔭中之橋の左右は、むかし高知屋舗にて、北方は日戸五兵衛、右方ハ又重兵部居し也、寛永圖にも見えたり。然れば三御門とも御門前左右に高知を置かれしか、今ハ日蔭御門外藤枝氏計り也。

吳服丁

札辻南二丁むかしは新町と云。元文四年の道中記に見えたり、今も公義御書上は、新町と云とそ其後中町と唱。文化九年十月七日、吳服丁と改めらる、毎月廿六日市日。

中之橋

札之辻より内丸へ入口、中澤川東西に渡、長二十八間。正徳四年御書上に長さ廿一間、廣三間、本丸より五丁廿間と有事跡、上之橋に同し。慶長十六年八月成就普請奉行弓鐵砲頭田代治兵衛、同工藤權太夫、杖突御徒。

中之橋川岸

中之橋東詰より南五丁半計。寛永圖に川原丁と有、後川原小路と云、文化年中今の名に改めらる。又主圖合結等を按に、此丁中の橋より壹丁計の間、今の吳服丁の裏町にて小路にあらず、小路は東の方へかぎなりに曲りて、吳服丁中程へ出る也。

毘沙門淵

前同所中程、御城の下にあり。昔は頗る大淵にて、此所へ水激突して其深きを計り難し、御要害の一つにして、大石を以地止めとしけるか、近年大に淺くなりたり、然共今猶其深きを計るへからず。

松前所

中の橋より一丁計先き。寛政の頃より、松前館の御用所なりしか、文政中頃より廢せられて、小野氏拜領す。

下の橋

橋川岸西中澤川南北に渡長さ二十四間。正徳四年御書上には、南中澤川深二尺、下の橋長さ二十間、廣三間、本丸より四十六間と有。慶長十七年九月成就、普請奉行波岡八

左衛門、同田代治兵衛、杖突御徒等有り。利置公寛永の初め、暫く三戸城へ御引越にて、盛岡は御番城と成る、其頃洪水にて、三橋落る事度々、上中の橋は日あらずして御普請ありしか、此橋は御城へのみの通路口なれば、御用心かたく、其儘にさしおかれ、船渡しに命せらる。其後、重直公御入城有りて、寛永十三年御本丸焼失の砌、大清水、馬場小路の諸士、御城に駈付ける事遅かりければ、急き橋を可掛よし命せらる。其時假りに橋懸たる故、擬寶珠を付せられず置れしか、其後改め御普請の節、公邊へ御伺有しか、御ゆるしなき故に、擬寶珠なきとそ。又一説には、元より此橋には、擬寶珠付せられず、欄干計なりしとは非也。擬寶珠の銘に、上之橋中之橋と有れば、下之橋もありし事顯然たり。又、郷村録に云、この擬寶珠先年洪水之節流失、残り壹貳本車御門御櫓にありと。又、國統年譜に云、享和元年五月十四日、中澤川下之橋御普請は、ね橋出來榮に付、今日渡初通り有之、奉行御者頭佐藤舎云、細註云、二月下旬より御普請御取付、今日出來、續て中之橋は、ね橋御普請、御者頭黒川専左衛門、右御普請中、六月二十日洪水にて押流、猶又御普請御取付。此節より兩岸切石の築出し出來、柱橋御普請無之、此はね橋は、多賀長以工夫を以三橋共に、無柱石を疊みて柱とし、萬代不朽の橋に造るへき思慮な

りしに、六月洪水にて御普請の材木流下之橋へ押懸り、川中の石塚を崩し、通用危く御差留也。然に石一つの力を以橋（マ）不申候を、萬代不朽之物、此一舉にて空しくす、往古之通川中の石塚取拂、柱を立て御普請十月初下の橋出來、五日より通行有之。

櫻御馬場

下之橋南。此所の櫻色香殊にめて度、花の頃二本彌生の頃ハ貴賤群集す。

御廐

前同所西數拾軒の御廐立並たり。主圖合結を按に、此邊皆侍屋敷と有り。同書に、此御廐は今の御城内大工小屋の邊にありて、中津川の内也。國統年譜に云、天和二年七月十七日仁王御廐建下略。其細註に云、只今迄川口彌兵衛預候仁王御廐を、美濃部長九郎へ御預け、但長九郎只今迄預り米内藏と御廐ハ爲御引被成、櫻馬場、仁王兩所御廐、只今迄五十間程つゝ有之候所、七十五間に被仰付。御馬責十三人、御馬醫三人、彌兵衛支配被仰付同十三人に、同三人長九郎支配被仰付。尤長九郎儀は、彌兵衛古家の移候様、彌兵衛儀は櫻馬場に、家無之に付、御役屋敷に被仰付可被差置由、今日吉日に付被仰付、延寶三年北上川新川御普請後、此地に移させられしもの歟。又、寛永圖には、此所

御廐とあれともすへて、此邊より下、鷹匠小路上、衆小路邊不慥事多ければ、信しかたし。

御廐尻

前同所西裏。寛永圖に、此所に侍屋敷まはらに有り。又、此所は北上川・中津川・雫石川の落合にて、水激流す。昔より、雫石川の洪水にて、年々此土手損し、公費少からずされは、文政十年の頃より石垣築命せらる。其御普請は、毎年積雪の時、權にてたゞ、良山より、大石二百計つゝ引せられ、翌春より御普請也。此土手下、三丈計成淵へ、右の大石幾つと云數もなく投入て、自然に埤めたれば、五尺計の大石二百餘にて、一年に漸五六百間つゝ築き成る、實に不易の御普請也。

馬場小路

御馬場東二丁半計。寛永圖に、今の中程横丁の南角、御鷹部屋と有り。又、或書に、寛永二十一年迄、此丁に御會所有りと見えたり、其所不詳。或書ハ新土手御築の時、大澤川原と同じく、諸士丁に被成云々。

鷹匠小路

馬場小路南裏、七丁計。下之橋先十文字目より北を上と云、南を下と云。寛永圖を按

るに、鷹師丁と有りて、上鷹匠小路吳服丁入口より一丁半計の間、餌差丁と有りて、兩側皆餌差をおかれし也。

御犬飼部屋

下之橋出口、西角、御鷹の犬を飼所也。或人の云、此地はむかしの御會所場也云。然れは、今は鷹匠小路に屬せしなれとも、馬場丁に有しと云は此所なるへし。又、或書に、むかしの虎屋舗也と云。

上衆小路

鷹匠小路東裏、二丁半計。上方侍を、此丁におかれしと云。按に、登會艸子云、山城守様新參御抱にて、舊參の士と強憶を試み給ふに、新參の士の憶怯を憎み給ふて、則職を免し居を、一丁に移し群居せしめ給ふと有り、此丁の事なるへし。寛永圖に、今の南袋丁の所より、鷹匠小路へ出たる道有り。

大清水小路

上衆小路東三丁計、此南裏通り清水有り。尤、上衆小路今の瀧澤氏庭前の冷泉、誠に名水也、此所故に號る也。又、一説に、大清水は鹽川左内居宅門の内に清水あり、誠に名水

にて、鍋釜の錢氣を取る事妙也、今はむかしと違ふといふ。又、痲病に吞てよし、右故に小路の名となると云ふ。

御會所場

同所南詰、元は何等の御用所にや、今は犯罪人決斷所也。むかしハ、馬場小路にあり、國統年譜に云、正保元年四月八日馬場丁の會所場を、六日丁大迫九郎右衛門の宅え移すと有。馬場丁は、今の犬飼部屋の所なるへし。

又、一説に、寛永二十一年六月丁へ引せられ、又此所に引せられし也。

元餌差小路

前同所下川原へ下坂下、西半丁計。御當家秘書に云、延寶巳前、北上川ハ、大清水坂之下を流、下川原御普請有りて、餌差丁と成、其後洪水にて土手破れ、男女多く死と有。

下川原

前同所、前通今はなへて多賀と云也。此所の堰は、則北上川の古川也。

下川原稻荷

前同所東。祭日、(ママ)神主、大學院。

多賀大明神

前同所南。祭日六月一日、神主山田丹後、開基不詳。元祿年中伊藤斷右衛門再興也。祭神伊弉諾尊、伊弉册尊。國統年譜云、元祿二十年十月十九日多賀大明神、大清水元餌差小路稻荷並之荒地願上小社を建勸請、神主山田齊宮と。又一説云、元文二年六月朔日、祠司山田齊宮願上勸請免許、利視公此地を賜て、三人扶持御寄附也。

金毘羅社

前同所にあり、祭日十月十日。

多賀田圃

前同所より川原丁へ出る也。此田圃ハ、御鷹野道にて、平人通路の所にあらす。此所の水田は、元祿十五年瀬川平造と云人申上、新田に開くと也。

杉土手

前同所南の方、長さ八丁計。御當家秘書に云、元和年中大清水の土手御築、其前は北上川大清水坂の下へ、突懸て追手御門え今の新穀丁惣門の事なるへし、流れ、則今の古川是也と有。然るに、延寶三年新築地御普請の條に土手長さ大凡二十一丁と有、然れば

此杉土手も、延寶三年の御普請なるへし。既に前に、元和に御築の事もあれば、延寶は舊土手にて、御修覆ありしものならん。又、系胤譜考の中村武左衛門吉勝系に云、延寶八年大清水北上川土手築御普請奉行にて、櫻馬場より川原町迄之を築くと有。又、沖彌一右衛門の大小目錄に、御城下遠曲郭へ、杉を植させられ度よし見えたれば、此頃迄、杉ハなかりしものと見えたり。

六日丁

上衆小路北通二丁半計。毎月六日、十六日市日。むかし寛永十一年御會所場を、馬場小路より此丁へ引せらる、其頃大迫九右衛門と云人の屋敷也しを、御買上にて建させらる。引料として、大迫へ砂金六百兩下さると、或書に見えたり、其所しれず。或道中記に云、此丁の東側、馬丁の方裏行分に、町會所有、惣檢斷評定所也と有。おそらくは、或書の御會所場と云は、此事ならんか、又引せられて、後町會所場に下されしにや。

御假屋

六日丁中程、西側にあり。或むかしは、兩側に有しよし、元文四年の道中記に見えたり。

十三日町

六日町東肴丁南三丁半計。毎月十三日市日也。或人云此丁と馬町は文化九年にして町と云て丁とは改められすと云。或道中記に云、今仙北丁西裏の畑を裏と云て此丁の東裏通御用地に成りたる地を皆與へしと云、并筒屋佐兵衛今に御證文所持すと有り。又或人云、十三日町馬町の裏地にて、近年迄十三日町之者に、此裏地持居たりし者有と云、猶紺屋町の條に合見へし。

鐘樓

十三日町東詰土手の上にある。盛府の時鐘にて、日蔭御門外は、其司を命せらる。此鐘は都下商民の持也、古集記云、此鐘もとは外加賀野斗米今ハ斗米内加賀野也誤りならん歟にありしか、延寶七年此所に移さるゝと也。國統年譜には、天和二年移さると有。寶永十四年四月三日の火災に遭ふてより、聲響ひくし。銘云、

南部盛岡城涌鐘銘

風聞起屠維單闕。雖累代巍巍盛流。未挂一揆鐘。當公政德。秀逸如彩瞳。誇民澤不如公力肆。以欲定時於業。催令霜鳴。造弗溢。撞聲礮礮城下。更使再治。洪鐘鑄喧。震響霹靂。而郡中至七日。聲流知辰喜娛。矧於萬機乎銘曰

旦暮捷槌

業務湊輻

二六孜孜

翔蹄停息

一打鐘聲

當願衆生

脫三界苦

得見覺月

昔慶安五玄歲執徐曆水无月吉日

南部貳拾八代大守雍州源朝臣重直

治家長 毛馬内九左衛門佐源苗裔 長次

櫻庭兵助源苗裔 由之

漆戸勘左衛門尉源苗裔 正茂

奉行 工藤掃部頭藤原裔 祐吉

野邊地庄藏源宿禰 慶長

鑄工 鈴木忠兵衛少尉藤 家久

千田豊後守藤 正吉

鈴木忠左衛門少尉藤 家次

在坂茂衛門少尉藤 吉忠

匹類命禦携乃此銘予瓊才故有文誤註而耳

寶珠山永福寺貧道沙門有鏡叟書

此銘甚た讀すやからず。且家長列名に佐丞或ハ少尉守又苗裔宿彌等の稱號不穩事多し、暫く眞寫して、後考を俟。

馬喰丁

十三日丁南、三丁計。寛永圖に新馬喰丁と有り。國統年譜に萬治元年七月朔日於新馬町に擧駒始ると。いつの頃にか新の字を除き、今は馬町と云文化九年改めらる。或人云、今も馬町と云とそ、毎月十三日市日、十三日町と同日也猶可尋、已前は九日、十九日、廿九日也しとそ。

御馬見所

馬喰丁中程南側に有。むかしは、公義衆下りて此所にて見分有しと、舊記に見えたり。今日市に櫻馬場にて御用人御目付、其外下司等出役御足輕前後を警固す。且、伊豫簾を半提さけ、揚其内にて見分有。是、公義衆下りし時之佛也と云。

馬頭觀世音

馬喰丁西詰祭日、六月十八日。龜慶山城南寺、峰壽院。

涼善院

馬喰丁にあり、自光坊末流。

穀丁

馬喰丁南通、三丁半計。十二月九日、十九日、廿九日市日也。又、石丁とも書、文化九年十月改めらる。むかしは、三日町と云しよし、寛永圖、元文四年の道中記等に見えたりとも、此書猶穩ならざること所々有、誤成へし。

本新御藏にて、諸士へ御渡米古來は、御藏本にて賣買無之、此石丁へ下らる、賣買せしよし也。此事、寛保二年四月古來之通仕度旨にて、御尋之事有し由、舊記に見えたり。或道中記に云、此丁と馬町の裏合に谷地有、往古青龍山祇陀寺の舊地にて、權現のみたらせ也と云。

牢屋

穀丁中程御會所場東裏に有。重罪人、或は決罪人を入る所也。

新穀丁

穀丁東通、二丁半計。元穀丁の内にて、今の土手際の横丁、後年新たに出てより、穀丁と

唱けるか文化九年十月七日御町並に命せらる。

壽松院

新穀丁三閉伊の年行司。

新穀丁惣御門

川原丁へ出口、むかし此所を追手と云しにや。御當家秘書云、むかしは北上川大清水の坂の下へ室懸て、追手惣御門え流れたりと。又同書に、利直公近手の道はつれに、仙北町を造られしよし見えたり。考るに、今も遠曲郭の追手なるべし。又此御門へ文化の頃、町火之見を建、高く半鐘をかけさせられしか、國統年譜云、文化九年四月十二日石町惣門え、半鐘出、火事有之節、打方共に御沙汰有之云々是也。天保五年七月六日の火災に、焼亡してより廢せらる。

川原丁

新穀丁惣御門外、南通三丁半計。寛永圖に見えされは、杉土手御普請後、出たるなるべし。系胤譜考、江指澤井系云、其先祖、平藤與兵衛言能と云者、向中野通宮澤村小屋舗の農家也、平作高三百石餘有り。重信公御鷹野の時、屢御休有り、後拜謁を賜ふ、此御寵

甚し、依て妻田鎖氏を賜ふ。後、御小休にて或は御止宿等有、…中略…志願筋可申上旨有之に依て、盛岡手寄の地に、屋敷地戴度旨願に依て、穀町、新町、惣門際より、川原町古川橋際迄、是を賜ふ、是に於て長屋を建し也」と。考ふるに、此所町屋始なる也。

土橋

川原丁中程、北上古川南北に渡。長十間、今は板橋也。寛政(マ、)年の洪水前は、即土橋也し故、猶かく云也。此流れは、むかしの北上川也。御當家秘書に、大阪御陣の時、利直公今の北上川より御出陣の事あれば、元和の巳前に古川に成しと見えたり。

連壽院

土橋、自光坊末流役僧也。

普明院

二鶴山の山號あり。自光坊末流別當菊池秀光。

紫雲山圓光寺

土橋半丁計先、東裏。寺領五十石。光臺寺末淨土宗。元祿十六年六月十八日、慈恩院殿、信恩公御母公にておれん殿と云、御願にて、御切米貳拾五駄御寄附也。元此慈恩院

殿の兄を菊池又右衛門と云、此兩親何某は切支丹にて、兄弟ともに生害す。此又右衛門其頃岩井佐左衛門とて、此丁に居けるか、慈恩院殿御妾に成りて、此兩親の菩提の爲に建立すと或舊記の略也。或人云、此説違へり、又右衛門は院殿の實の叔父にて、後に兄の後を繼ぐ、兩親は御茶道也。岩井佐左衛門は院殿の實父也、右御茶道の武行の一女、岩井佐左衛門へ嫁、此腹に出生の所存有りて、武行の養女とし、又右衛門の妹として、御本丸に出し也。

川原丁御番所

南柵際、此處むかしの仙北町、元渡口の舟場也。御當家秘書云、今の柵の所舟渡しにて、大阪御陣の節も、是より御船に召さるゝと有、此所なるへし。其後、始めて舟橋のかゝりたるも、此所にて、眞直に仙北丁へ出たる也、此時の橋の長さ百十間也。諸國橋相撲の間數は是也。又、古集記に云、延寶二年下り、役者四人にて、始めて新山舟場に於て、芝居興行すと有、も此處なるへし。制札有り。

物留御番所

舟橋北詰より少し東に入通船改め御番所也。

新山

今は、橋下の邊をすへて云也。

御船小屋

物留御番所東。

船靈大明神

前同所御構内、祭日六月十日、別當忠應院祭神（ママ）。此社文化の中頃公命有りて、市中より出し、練物等の船糺して、新築地の邊迄、船中の神輿渡り有り、貴賤群集す間もなく止め。

萬日

前同所、北裏の邊を云、南川岸。國統年譜に云、寛永元年三月十日火葬場、萬日後被仰付、是より前砂溜二反田に有しを、廢せられしにや。又同書に云、文化十年三月二十六日、諸士町名御改被成、尤萬日之事、南川岸と唱候様被仰出、乞食町有り。

思惟山攝取寺

前同所、光台寺末、淨土宗。

寺之下

新穀丁惣御門より北に入二丁半計。

千手觀音

寺之下中程裏祭日六月十六七日別當千手院。或書に云、行信公の御建立貳人御扶持御寄附也。

妙法山千手院

同所境内寺領十二石法輪院末天台宗。

青龍山祇陀寺

報恩寺末曹洞宗。古傳記云南昌山の神をざる淵青龍權現と云此寺の境内より青龍飛出て彼山に至る依て青龍山と云とそ。按に或道中記に今の石丁と馬丁の裏合に谷地有りて此所は此寺の舊地也と有。又系胤譜考女鹿氏系に云女鹿丹後守信宗利直に仕て慶長十九年大阪御陣に従ふ後死て青龍院祇陀居士と云。三戸女鹿に葬る盛岡祇陀寺の開基也とあり。

慶雲山臨江庵

祇陀寺北隣 聖壽寺末臨濟禪宗、開基涼室和尚。涼室は聖壽寺二世也。

萬歲山長松院

臨江庵西隣 寺領二十石 聖壽寺末 臨濟禪宗 開山聖壽寺二世涼室和尚徒弟、大輪和尚。

子安地藏尊

前同院境内にあり。都下貴賤の女懷胎すれば必安産の祈願をなし信心厚し故に常に參詣人多きが殊に六月廿二廿三兩日の祭禮には群集す。

此地藏尊は慈覺大師の作にして木製の座像丈一尺七寸計り也。

堂領二十石、重信公御妾長慶院藏する所の地藏にて院殿納之。且願に依て堂領を寄らる。

奕葉山久昌寺

長松院西隣報恩寺末曹洞宗。此門前向側に町家四五軒有花屋町の飛地にて同町檢斷支配也と云。

久昌寺田圃

久昌寺西境之小路より八幡丁へ出る間の田圃なり。

叡舉山了源寺

千手院北境の小路より東に入。光臺寺末浄土宗。

清水

了源寺前に有。夏日は至て冷泉にて嚴冬温かなること湯の如し此邊此水に依て保居す。

福聚山大慈寺

了源寺北寺領六十石京都萬福寺末黄蘗宗。行信公の公女光源院殿御廟屋有り。兼て此宗旨御信仰にて享保十三年八月十九日卒す御遺言に依て此寺に御埋葬也。元三十石なりしか享保十四年利視公東中野村にて拾三石沼宮内上關村にて貳拾石御寄附元地え御加増被成下。此境内は元久慈彌右衛門と云人の屋敷也しかいつの頃の事にや大慈寺え拂寺地となると或書に見えたり。

壽泉院 松月庵

右塔頭也。

老梅園又老梅院

大慈寺東隣聖壽寺の隠居所なり。或人云老梅院に非ず老梅園也と。

鉈屋丁

川原丁東四丁計文化九年十月七日御町並に被仰出。むかしは今の内加賀野菩提院の前を鉈屋丁と云。

水主丁

或人云鉈屋丁は北側にて此丁は西側を云とそ今は町家也。むかし土橋の古川を北上川流し頃御水主の者居しなるへし。

十字字

鉈屋丁より上小路へ曲角の道を云。此所は東中野村の枝村にて十字字村と云所也。世俗多く三辻丁の巷なるを十字字と云とて疑へりむかしの村名なれば也。又或人云八九十年已前までは此所上小路への十字字目なりしと云不穩。

迎接院

前同所南側或は北側とも云圓光寺末浄土宗也。

稻荷社

前同所、南側にあり。

神子田丁

十文字東五丁計。此丁むかしの街道にて、是より北上川船渡にて仙北町え出ると云組丁也。

同新組丁

前同所、北裏一丁半計。國統年譜に云文化五年二月十一日御同心二組新規に召抱。細註に云、神子田裏弓組頭云々是也。

舛形

組丁東端。是より先、遠野大槌街道也。

一本杉

舛形より半丁計先、右の方に有。至て古木也、遂地名と成、其由來を知らず。穢多あり、此邊すへて東中野村也。

新山館

舛形より一丁程先、東へ入。按に、御當家秘書云、天正年中斯波攻の時、郡山の斯波方高水寺等來りて、中野館を改む。此加勢の爲に戦利あらすして、日暮に及びしかば、軍は明日とて新山寺計り、城の巽の方に残り、五六丁隔て、小高き所を普請し、築川を渡ろに當敵城を乾に見て、向陣を取れり。今の新山館是也と、又盛岡八景の二新山の夕照とす。

築川橋

舛形より半丁計先、築川東西に渡す、長二十間計。

茶屋

同所、橋の少し先。

經ヶ森

橋より八丁計先に有。則今の門山の事也と、神社考に見えたり。此山斯波御征伐の時度々、信直公經ヶ森に御陣を据させられし由、御當家秘書に見えたり。山上今に御陣を敷れたる土居等有と云、此邊すへて門村也。

門村權現

前同山祭日十一月四日、別當明覺院、氏訪明神也。草劍を傳へず。祭日北上川より鮭魚貳尾を漁して、剪て湯立釜に蒸、以て氏子及參詣之者に班す。利視公、延享四年十月命有て、守札神酒を獻す。此先に高寺と云有盛岡八景の四、高寺の晚鐘とす。

高崩

神子田丁、北裏の邊を云。

上小路

十文字北六丁計。此丁、むかし東中野村の枝村にて、上小路村と云所也。むかしの街道也と云、組丁也。

盛香山永泉寺

同所北角、西側。寺領拾石、源勝寺末曹洞宗也。利視公享保十四年十二月朔日、公母淨知院様御願に依て、寺領御寄附也。

上小路組丁

(ママ)

上小路町

上小路組丁東一丁半計。是より閉伊川街道、宮古への道也。此より七八丁先に疊石又三四丁にて、藁太松、又貳丁計にて、船渡温泉等有。

築川春木場

上小路町東詰、薪場也。

葛西橋

前同所南、築川南北に渡、長十八間計。

澤田金勢大明神

葛西橋より六丁計。南山祭日三月十六日、別當(ママ)。寛永十三年三月廿八日建立也。元は苦米地刑部とて、三百五十石の侍有り、此家來七助と云者八十二歳にて死す、當年此本尊を信仰して所持せしを安置する、或書に見えたり。

鑪輔山

金勢山南續山。世の好事家、是を萬葉集にある、あたゝら山也と云へとも、あたゝら山は仙臺封域にありて、此等にあらす偶名の似たるを以て附會せる也。

砂溜

(ママ)

二反田館

國統年譜云元祿十三年十一月四日死人茶毗所東は築川二段田にて三十間四方……
中略……燒場申付候」

增補盛岡砂子 卷四終

增補盛岡砂子 卷五

星川正甫著

河 南

北は北上川隈西は雫石川隈仙北町村向中野村に至。

舟 橋

川原町より仙北丁え北上川南北に渡。長七十二間、正徳四年御書上には下は新山川
廣四十七間深七尺。本丸より午の方道のり廿一丁三十二間と有。むかしは船渡し
也しか寛文の初幕府へ御伺にて同三年舟橋成就す。肴丁長兵衛と云者父子九人に
て渡初む也。又篠木大宮権現廻し有と。此時は今より少し上の方川原丁御番所前
より眞直に仙北丁へ懸ると云。古集記云近年迄力柱朽残り有しと乞其後延寶八年

(四ツ家カ)

四つ屋丁勘三郎馬町又四郎と云者、舟渡の時々の御入用を以て、舟橋懸上申度、只今迄船守に百石に付、片馬積に被下置候、御米私共兩人え被下置度旨、度々願上候に付、此文にて見れば、此年始て橋かゝりし如し、前の寛文の橋は廢せられしものにや、不穩、同年二月六日大久保右京介様御内大井五左衛門迄、檜山七左衛門より申越候手翰寫云、

一筆致啓上候、然は大膳太夫城下盛岡町屋と、足輕町之間北上川御座候、常に船渡仕候前々橋懸申渡と存候得共、毎年洪水仕候故、橋懸申儀不罷成至、爾今橋懸不申候、右之通人家之間に有之候故、往還繁く御座候、及冬申候得は水強く御座候間、舟橋に仕候得は、往還も自由仕りと存候、前々橋無之所舟橋に仕候儀、自分には不罷成候哉、世間の様不存候間御尋申候條、思召寄々仰聞可被下價乍御六ヶ敷奉願候、已上

二月六日

檜山七左衛門

大久保右京介様御家來

大井五郎左衛門様

右之趣右京介様御老中方へ伺はれ候處不及申上候由申來り候故、御届なく同九月廿

日に成就也、吉日に付十三日町半三郎と云者、父子八人にて渡初、御祝儀として御藏米三駄、御肴樽餅壹櫃せる綱(白木綿壹反)懸錢三百文、まき錢貳百文、半三郎へ被下、錢五百文、仙北町、川原丁霞山伏え被下、是は水神御幣立候に付被下也、此時警固高屋四郎左衛門也と或舊記に見えたり。

國統年譜に「延寶三年八月二十一日舟橋渡初」細註「看町長兵衛親子九人、次に大宮權現廻有之、同列に船橋渡初、延寶八年の事也」と有。又云、天和三年六月廿二日新山船橋渡し處土橋に被仰付、奉行西川小左衛門、米内孫四郎、八月二十八日懸濟渡初例之通。細註に、舟橋は延寶三年也、土橋は其前の事に聞及へり、未詳、竣後考と有。又、寶永四年七月廿九日北上川洪水にて、新山土橋落云々と有。然れば、天和三年より此年迄、廿四年保ちし也。又、見聞記云「先年より船渡之所を己後廿四五年以前(延寶之四年に當る)土橋に仕候趣、元祿十二年御繪圖書上之節相改、變地帳え書上、延寶三四年より土橋に相成也、……新山土橋……新山土橋度々橋落候に付、往來之者難儀仕候」此所盛岡八景の三、北上川の歸帆とす。

南部雜記云、

天和二年

一舟橋入用勘三郎に爲積候覺

金二百九十六兩

内百廿壹兩二歩

大船十八艘代

但壹艘に付六兩三歩

四兩二歩

中船貳艘代

參拾六兩三歩

敷板二百九十四丁

長三間と二間半

百卅三兩壹歩

大黒柱其外品々

一船大工忠太夫に申付右大船一艘入用爲積覺

金八十九兩壹歩と八分七厘

大船十八艘代

但壹艘に付四兩三歩一匁九厘

差引十八艘の入方卅二兩と三分八厘

勘三郎積高也

(勘三郎は四つ屋丁也)

一新山渡し守

米五百拾駄

但百石に付片馬宛則此米を船橋料米に被下

仙北町

橋南三丁許。御當家秘書云利直公常に御意には他領より我が領を頼み來る者は情
 けをかけ置へし。さすれば、日頃の恩誼に仍て、忠節あるものなればとて、追手の町は
 づれに仙北町を造り、羽州仙北より來る者を、此町におかれけると也。又此丁の西裏
 通を、裏地と云て別に裏地肝入有りて支配す。或人云く、凡て町方公法表口七間、裏行
 二十間也。然るに紺屋丁は、裏行二十間に足らざる故、其不足分を此地にて被下ける
 か、往々賣拂て今は紺屋丁の者に、此地を持しものなく、只名のみ残りりと云。按に、御
 當家秘書云、元祿十五年六月四日大雨大洪水にて橋落、紺屋丁流る依て仙北町在丁西
 へ下り、此文脱字あるへし、讀易からず、丁割居住す」とあり。然れば、當分の代地に下さ
 れけるか、其後復居んも、紺屋丁裏通り川火地(原カ)になりて、不足の分下されしものなるべ

し。又或書に、十三日町東側の裏地也と云、くわしくは十三日町之條に見えたり。又此町にいつの頃にや、遊女町になされしと云、既に諸國へ繁華の地に評せしにや。寶曆の頃の江戸板行一枚摺遊女年代記に見えたり、予癸歲に見侍りしか、其年限を忘れたり。

不退院千日寺

前同斷、圓光寺末、淨土宗、元祿七年盛岡餓死の民を此地に葬る、依て寺を建つ。

千日川原

橋詰より東の道を云。國統年譜云「文化十年三月廿六日諸士丁名改被成、尤千日之事橋場と唱様被仰出」

稻荷社

前同所、土手下。祭日三月廿六日、別當大宮大權現の別當。

萬峰山長松寺

仙北丁東裏。祇陀寺末、曹洞宗。

水主丁

橋詰、東二丁許。或人云、舟橋此處に懸たる時、此丁出たるなるへし。洪水の時、橋の中より南は、此所の水主の持にて、洪水の時かけはつし等をする也。

青物丁

仙北丁西、三丁半許。むかしは、新小路と云、文化九年十月七日諸町並に命せらる。

雫石川古川

前同所、北裏に有り。雫石川は大むかしは、今の仙北丁組丁中程の石橋の古川を流れたり。其後、いつの頃より、歟、此所に落、又今御厩尻に落る也。

七軒丁

青物丁西、或は青物丁の内也と云。又、此所の南裏を云とも云。此丁、むかし家數七軒有し故、かく云と也。今の太神樂師を七軒丁と云は、此所に居ればなり、此頭取御駒太夫加藤京吉と云。先祖は、甲斐より、光行公御下向の時、御馬の口取にて御供して來りし故に、御駒太夫の名有り。此故を以て、御國中小芝居已下、小見世物等の支配を免せらると云。又、壹人の口取は、旅中にて病氣にて、東海道神奈川驛に止る、今に江戸御屋敷へ罷出ると云。

御駒堂

同所。祭日五月九日別當加藤京吉祭神□□。

大宮豊受皇大神宮。…大宮大権現

御駒堂より十丁計先。祭日七月十七日別當鈴木和泉。傳云大同二年九月十六日田村利仁の建立也依て村に號く

本宮山宮澤寺

東顯寺末曹洞宗。

仙北丁組丁

仙北丁南五丁計。

貝唄石

此組丁の遙に貝唄石と云有。天正年中石自然に聲を出して吼ること螺音の如し依て名く。其處を詳にせり。

坊主石

組丁西裏畑中にありと。元文四年の道中記に見えたり其由來を不知。

鶯橋

仙北丁組丁中程。雫石古川南北に渡長三間餘。盛府石橋の最大成もの也鶯橋と俗に唱其由來を不知。此流は往古の雫石川の流にて是より眞直に門山の道に落る也又此所に大なる竹林有しよし舊圖に見えたり。又萬年橋と云よし或道中記に見えたり。

升形

此升形は元祿の初頃築く。中村七郎左衛門と云人此仙北組丁の同心足輕頭にて此人奉行して御足輕共土をはこびて築くと或書に見えたり。如斯景地の升取は他領に見えず是より南江戸上方街道也。

並木

升形の先。重直公明曆三年三月十五日江戸より御下向津志田道え御出の時領内の街道曲り多くして見惡し日光街道の如く致すへき旨御意有りて日野左近右衛門赤前四郎左衛門を奉行として萬治年中迄かゝりて植させらる。又一本に奉行工藤助五郎遠藤喜右衛門組に命せらる是は見前より手前の事也と云。此出口東の方畑中

に松の木有是は古き御仕置場也と云。又或人云(稿本この處附箋剥落せり)

小高村

直庵云「街道の東に數軒の家有此内に古屋と號する家有此屋敷に大成古木の杉有、此杉へ昔し鷹巢を造り子を育てける故、小鷹村と號けり文政の十年の頃此杉切取と、里民の咄し也」と。

罪川、或道中記に、小高の前にある川を云とぞ。

小高の御仕置場は、升形より四丁計先東側に有。決獄の者の御仕置場也、俗に殺生場と云。此地は古戰場にて、天正の頃斯波勢と、不來方勢と、此所にて大せり合有しよし、御當家秘書に見えたり。又或人云、先年迄此所に古碑有り、則南部十左衛門の墓也、今は畑に埋みしにや見えす、十左衛門御成敗は、新山川中にてあそはされしよし、同書に見えたり。或道中記云、此道の畑中に帽子石と云あり、北十左衛門の石塔也、御巡見の時は倒し置也と有。又元文四年の道中記には、坊主石と有りて、組丁うらにありと有、いつれか是なるか詳かならず。又或人云、小高杉河久保の茶屋の間、街道東に、二間四方計の小森有、是に丈七尺計の石碑有、是則十左衛門の墓也、文字は駝と見えねども、慥

に是也と、里民申傳也。且文化の頃也、此墓にて夜半小雨ふる時陰火を見る、是を十左衛門火と云。此火遠くより見れば六尺計の男街道の松を手折焚と見ゆ。近き見れば何もなし、直庵の父なる人直に見しと云。此事予も幼稚の頃、むかしはなしの様に聞し事ありき。又此の森に色々の草花咲時、是を取れば瘡を煩ふと云。

津志田村

小高より十町計先。本津輕町村と云、利直公の時、津輕者の歸化せしを置かれしと云。國統年譜に云「文化七年初て津志田町遊女屋建」同書、文政六年云「毀津津田町遊女町」。

河 西

北は、北上川限、東は、雫石川限、下厨川に至。

夕顔瀬橋

萱丁御門より新出町、北上川南北渡。長五十四間。正徳四年御書上に、「北上川渡所上は、夕顔瀬廣四十八間、深七尺、本丸より十五丁三十三間」と有。國統年譜云「正徳五年

九月夕顔瀬土橋渡初と有。むかしは舟渡也、見聞記略云夕顔瀬先年より船渡候處其已後廿四五年已前延寶三四年に當る土橋に仕候趣、元祿十二年御繪圖書上之節相改變地帳え御書上被成夕顔瀬舟渡延寶三四年より土橋相成也、右土橋洪水之節度々橋落候に付、坂牛新五右衛門差圖にて、中島築立双方へ土橋を掛候より、橋落不申候、明和二年酉九月初より中島は有しか、中島を築かては洪水の度毎崩けるを、大向氏工夫せしとも云、又、明和二年酉九月初てかゝると云、此橋土橋なれども、大石を以て中島を築く、關東より此方に是に比する橋なしと云。因云、此橋初め橋をかけしかとも、洪水の度毎に落ちて保つこと能はず。此頃御側頭大向伊織か工夫して、今の如く中島を築て掛、なほ落ましと思ひしかとも、公費を厭ひて捨置けるを、御勘定頭梅内忠左衛門是を聞ておもへらく、今少費を厭ひて此時懸すんは終に永く成就せずして通行の患なるへしと思ひ、或時大向氏を訪ふて、話此橋の事に及ぶ。忠左衛門わさと大向氏よりは劣りたる橋の懸方を工夫して云く、如此しかしかにして懸なは永く落ましと云、大向いや、我工夫は中島を築きなは永久ならんと云、忠左衛門説破して屈せず大に互競す。此に於て忠左衛門か云く、然らば足下の工夫にして懸見給ふへし、必落へし

其あとにて我工夫にて懸へし、孰れ不落を以て勝劣とせんと云。此に於て大向公費を厭はずして、大に夫役を興して終に成就す、是よりいか程の洪水にも落ることなしと云、大向の工夫はさる事ながら、梅内氏の功最も賞すべしと、古老の物語也。又初より中島は有しか、洪水の度毎崩けるを、大向氏工夫せしとも云。此所を夕顔瀬と云は、むかし、天喜五年安倍頼時征伐として、源頼義義家の大軍此所に逼る、此時頼時の勢既に微にして、術盡ける故、軍卒多勢に見せん爲に、夕顔瓜に目鼻を畫かき、藁を以て偶人を作り、是に甲冑を裝ふて川並に立置きける故、夕顔瀬と云とぞ。末書傳に見及はず、只予か黄口の頃、昔し語りに聞しを記すのみ。

片原丁

橋南詰より、西三丁計。是より先きは、大更鹿角街道也。

秋葉大明神

片原丁中程。祭日（マ、）、別當（マ、）、祭神（マ、）。

住吉社

社人津守氏傳云、源頼義安倍征伐の時、勸請也と。

厨川館

片原丁より六丁計先にあり俗に安倍館と云。東鑑に所謂厨川の柵是にて、安倍頼時の居城也。康平年中源頼義征伐有りて、安倍氏滅亡す其後何某の居りしにや。其後文治五年源頼朝奥州征伐として御下向の時わさく此館を御覽あらんとて、此所迄御出有、此時工藤小次郎行光か軍功の賞として、此岩手郡を賜ひしよし東鑑に見えたり。是より、工藤氏代々の居館と成、是今の栗谷川氏の祖也。天正九年の頃、信直公一統し給ひて、秀吉の命に依て、公國の諸城を破却せしむ、此時盛岡城御築の思召之有ける故、御築御手當として、此厨川城をは其儘に差置かれしか、盛岡城築き成就して後、公義の恐有れば諸城並に破却を命せられしかとも、栗谷川氏公命に應せず、依て其一族大釜何某に命して、栗谷川を御征伐有り、遂に罪名に服して、此時破却すと云。又、奥南見聞雜記云、里人の傳に頼朝公厨川館にて、壺の石文と云は、是より幾程奥にやと御尋有ければ、是より奥に有とは承り候へとも、行程存し申さす候由申上ければ、其時、陸奥の岩手忍ふはゑそしらぬ書つくして、よ壺の石文と詠し給ふと有。按に、(マ、)云頼教征伐の後上洛の時、慈鎮和尚によみて送られ

しと有れば、穩ならず。此館は公國の中、最古墟にて、天下に名にしおふ舊跡也。

八幡宮

館搦手の方にあり、祭日八月十五日、神主(マ、)。此社は誠に古社也と云、俗傳に云、康平五年源頼義の勸請也と、舊記に見えたり。重直公正保三年、信恩公元祿中、利幹公正徳三年に再興有。

方八丁

館より未申の方。舊蹟遺聞云、「土人云、義家朝臣の軍を屯し給ふ所也」とて、今猶、土居のさま残り。

中屋舗

此道に有よし、いまた其所をしらす。神社考に云、「此所は義家の生捕置し跡有、別當畑中の左京と云、此屋敷の上に伊達次郎切腹の場所有、又家來共五六人追腹の場有」と有、文義猶考へし。

棒村

片原丁、西裏の色を云。

元住吉社

前同所西山。祭日（マ、）、神主（マ、）。盛藩記事云「至て古社也寛政七年商人共願上、新庄村藤ヶ森え遷座也」

八幡宮

前同所南並山。祭日八月十五日神主（マ、）。

岩鷺山天照寺

前同所三丁計先。永泉寺末曹洞宗。佛閣考云、利視公報恩寺へ被仰付、天照寺東照寺文字書替候様被仰出。天性寺東性寺と改しと有。今猶照の字を用れは、此寺にあらずや未詳。又此の寺の鐘の聲響は、音律に協ひしと云傳ふ。

里館（さたて）

前同所西側に有。いつの頃何某の居館にや、由來を不詳。

境田川原

同所東、南下の方を云。

機織沼

同所西の方に有。むかしいつの頃にや、此沼にて夜な夜な、機を織音せしと云。

堂之前

片原丁南裏の邊を、往古より古き阿彌陀堂有故に、かく云にや。

阿彌陀堂

同所に有。祭日（マ、）、別當（マ、）。或舊記に、此本像は至て古作にて、大同二年運變の作佛也と云。

新出町

夕顔瀬橋南組丁也。四丁半計橋詰より東を云。

三十間又三十軒

新出町中程東裏を云。

升形

前同所、南詰是より先、石澤内街道なり。

並木

升形より先。明暦三年工藤右馬之介、町野彌右衛門、奥伊助等を奉行に命せられて、植

えさせらる。一説に、此處も赤前、日野の兩人にて、工藤町野、奥は奥街道也とも云。

三家町

升形より一丁計先、二丁半計。

里館稻荷社

三つ家より五丁計、西南へ入。祭日（マ、）、別當工藤豊前社領貳石貳斗。此社は文治年中工藤小次郎行光の建立也と云、行光は其頃此郡の領主也。元祿十六年慈恩院殿依願社領御寄附也其御證文寫に云、

岩手郡下栗谷川村

里館

一高貳石貳斗九升

彦十郎

右は稻荷爲御寄進被遣候、御祈禱無懈怠可相勤者也、

元祿十六年六月十三日

五 左衛門
十郎 右衛門
吉 兵衛

栗谷川稻荷別當

長

作

と、或書に出たり。又一書に、寶永三年栗谷川稻荷爲神位、去年上京二月十九日下着裁許狀

奥州南部岩手郡栗谷川荒屋村正一位稻荷大明神、祠官工藤淡路守藤原盛光恒例之祭事參勤之時、可着風折鳥帽子狩衣神道裁許之狀如件

寛永二乙酉年十一月廿八日

神祇官領長上正三位卜部朝臣朱印

と有りて、此神主は則工藤行光の後孫也と云傳ふ。又盛岡八景の七、厨川の暮雨とす。

春木場

三家町東裏薪木場也。

增補盛岡砂子 卷五終

上 關 光 三 校 訂